

平成 29 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 29 (2017) 年 6 月
四日市大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準1 使命・目的等	7
基準2 学修と教授	15
基準3 経営・管理と財務	53
基準4 自己点検・評価	72
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	77
基準A 社会連携	77
V. エビデンス集一覧	87
エビデンス集（データ編）一覧	87
エビデンス集（資料編）一覧	88

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 四日市大学の建学の精神「人間たれ」

四日市大学は、学校法人暁学園の一員として、学園綱領である「人間たれ」の建学の精神のもと、昭和 63（1988）年 4 月に開学した。

本学の経営母体である暁学園は、第 2 次世界大戦終結直後、民主主義国家として新しくスタートした激動の社会事情を受けて『・・・真ナル意味ニ於ケル民主主義ノ理解徹底並ニ文化国家日本ノ新生ハ現下ノ日本国民ノ教育水準ノ一段ノ向上ガ絶対ノ要件デアリ、就中女性ノ豊ナル教養ニ俟ツベキモノ多シ、別ケテモ過去ノ封建的残滓ヲ払拭シ民主的平和国家建設ノ為ニハ女性ノ社会的地位ヲ向上セシムルヲ要シ、之ガ地位向上ヲ実現センガタメニ女性ノ教育ヲ振興シテ教養ノ水準ヲ一段ト向上セシメザルベカラズ。・・・』との信念のもとに、『今、三重県下ヲ顧ルトキ未ダ一個ノ女子専門教育機関存セズ』（昭和 21（1946）年 3 月 20 日暁学園設立の趣意書抜粋）がため、実業家宗村佐信と当時の四日市市長 吉田勝太郎氏らにより、昭和 21（1946）年に財団法人暁学園として、暁女子専門学校（元・暁学園短期大学、のちに四日市大学短期大学部）及び県下初の私立幼稚園たる暁幼稚園を四日市市に設立したことに始まる。

建学の精神である「人間たれ」は、暁学園が総合学園としての体制（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・短期大学）をようやく整えた昭和 25（1950）年に設置された「学園綱領制作委員会」（暁学園短期大学初代学長 五嶋孝吉委員長）により検討され、学園創立者宗村佐信のもと学園綱領として決定されたものである。これについて制定当時の五嶋孝吉学長（前出）は次のように述べている。

『「人間たれ」というわが暁学園の綱領は、・・・その意味するところは、広く深い、愛は最高なり』ということと相通ずるものである。拔群の才能を持ち、正義の人であっても愛がなかったら、すべては空しいことである。どのように科学が発達しても、また秩序整然たる社会が作られても、愛がなかったら空虚で不気味であろう。勝者の権力も敗者の愛情に遠く及ばない。

私達は『人間たれ』の建学の精神を中核とした学園生活を送り、心豊かな人間像に一步でも近づくよう精進したい。」

このように「人間たれ」とは「愛」ある心豊かな人間の形成を目指すものであり、本学も暁学園の一員として、学園綱領「人間たれ」を建学の精神とするものである。

2. 四日市大学の基本理念「地域貢献型大学」

本学は、かねてから 4 年制大学の設置を熱望してきた四日市市と永年四日市市にあって地元の私学教育に携わってきた暁学園（昭和 21（1946）年設立）との公私協力方式によって設置された。従って、四日市大学の存立に対する基本的な理念は、四日市市との周到なる開学準備の中で形成されたものであり、「四日市大学設置認可申請書」（昭和 61（1986）年 7 月）の「設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由」の中に「本学園における大学構想の実現」として示されている。それは次のとおりである。

(7) 地域社会の要請に応え得る開かれた大学

産業界及び自治体と教育・研究において密接な協力体制を構築し、地域に開かれた大学

として運営に力点を置く。そのために、共同研究会、公開講座及び研修会、産業界・自治体における企業内教育への協力、産業界及び自治体からの非常勤講師の招聘並びに研修生・聴講生の受け入れ、大学施設の開放等を行う。

(イ) 国際性の重視

海外諸地域の社会・経済事情や、固有の文化、価値観の相違等についての深い理解と認識を持つ人材を育成し、かつ、学術・研究の国際的交流を展開する。また、外国人との交流の場を積極的につくることによって国際人の育成を図る。このために、外国大学との教授・学生の交換、海外からの帰国子女及び外国人学生の受け入れについても十分配慮する。

(ロ) 一貫教育の完成

現在、本学園では、幼稚園から短期大学までの一貫教育が行われているが、さらに4年制大学が設置されれば、大学までの男女共学の一貫教育が成立することとなり、ここに初めて真にゆとりある学校教育の理想が実現すると考える。特に暁学園短期大学との連携を密にして、双方の活性化を図る。(※暁学園短期大学は、四日市大学短期大学部に名称変更後、四日市大学へと発展的解消。平成14(2002)年3月閉学)

この3つの基本理念は、開学当初に示された四日市大学の大学像であり、これこそまさに本学における大学の基本理念を構成するものである。

3. 四日市大学の使命・目的（個性・特色）「世界を見つめ地域を考える四日市大学」

本学は、建学の精神及び大学の基本理念を基盤とし、次の使命・目的をもつ。

(ア) 地域の高等教育機関として、国際的視野をもって地域の振興・活性化に資する人材を育成する。

(イ) 地域の学術文化の中核として、地域の経済的・文化的発展に貢献する大学を目指すことである。そして、本学における大学としての個性・特色は、これら地域に密着した2つの使命・目的、すなわち「人材の育成」と「学術文化の中核」とを果たすことによって形づくられてくるものとする。

本学は、開学以来「世界を見つめ地域を考える四日市大学」を標語として使用しているが、これは本学の使命・目的を表現している言葉である。

しかしながら、大学開学以来、社会情勢の変化は目まぐるしく、特に、平成20(2008)年頃をピークとして、日本社会は、顕著な人口減少・超高齢社会に突入し、大学が立地する三重県北勢地域においては、人口流出を食い止める「ダム機能」、そして、超高齢社会を支える人材育成をも本学が果たすべきとする社会的要請が強まってきた。そこで、「世界を見つめ地域を考える」という本学の使命・目的は掲げつつも、平成26(2014)年に、文部科学省「地(知)の拠点整備事業(COC事業)※以下COC事業と言う」に採択されたことを契機として、これまで、「地域を創る」経済学部、「地域を護る」環境情報学部、「地域を育む」総合政策学部と、特徴づけてきた3学部体制を見直し、経済学部を総合政策学部へ統合して、「地域を護り、地域の情報循環を目指す」環境情報学部と、「地域を創り育む」総合政策学部の2学部体制へと移行させることとした。

平成29(2017)年度から、人口減少・超高齢社会に対応し得る「人材」を「地域を教室」に、「地域の人々を先生」として育成していくアクティブラーニングを取り入れた新しいカリキュラムを実施している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

学園創立 70 周年を迎えた学校法人暁学園・開学 30 周年を迎える四日市大学

四日市大学の経営母体である学校法人暁学園は、昭和 21（1946）年、地元の実業家宗村佐信によって創立され、「人間たれ」の学園綱領（建学の精神）のもと、聡明で心豊かな人材の育成に努力を重ねてきた。そして、幼稚園、小学校、中学校・高等学校（6 年制）、高等学校（3 年制）、大学（2 大学）及び大学院を擁する三重県唯一の総合学園として、この地域における私学教育の一翼を担い、微力ながら社会に貢献をしてきた。

本学は、昭和 63（1988）年に四日市市の強力なバックアップ（30 億円の開学助成）等のもと、公私協力型大学であることを特色とし、経済学部（経済学科・経営学科）の単科大学として開学した。その後、平成 9（1997）年には環境情報学部（環境情報学科）、平成 13（2001）年には総合政策学部（総合政策学科）を設置した。

平成 25（2013）年には、経済学部経済学科及び経済学部経営学科を改組し、経済学部経済経営学科と改め、3 学部 3 学科体制とした。

その後、近年の少子化、大学数の増加、及び受験生の都市集中化傾向など、社会環境の大きな変化への対応、また学生の確保や経費節減等の対策に取り組む中で、平成 26（2014）年 7 月に、文部科学省の COC 事業、平成 27（2015）年 6 月には、経済産業省の「産学連携サービス経営人材育成事業」にそれぞれ採択されたため、これを契機に、社会情勢に即応したカリキュラム改革や学部改組等を大学挙げて検討することとなった。

平成 30（2018）年 4 月、本学が開学 30 周年を迎えることを展望して、人材の育成と研究蓄積の還元による地域貢献をより一層推進していくために、開学以来、蓄積をしてきた経済学部の実績や資源等を生かしながら、経済学部をアクティブラーニング等の人材育成手法に特色を持つ総合政策学部(総合政策学科)への統合を行うとともに、環境情報学部(環境情報学科)の理系色をより一層強めた学部とし、併せて、2 学部 2 学科体制に再編することとした。

これにより、平成 29（2017）年度から、経済学部（経済経営学科）の学生募集を停止し、平成 29（2017）年 4 月から、2 学部体制による新カリキュラムをスタートさせた。

主たる四日市大学の沿革

昭和 21(1946)年	3 月	財団法人暁学園（現在の学校法人暁学園）設立認可
25(1950)年	10 月	暁学園綱領（建学の精神）「人間たれ」の制定
60(1985)年	10 月	暁学園と四日市市との間に、「四日市大学設置に関する協定」締結
61(1986)年	4 月	四日市大学設立準備室設置
62(1987)年	12 月	四日市大学設置認可
63(1988)年	4 月	四日市大学開学 経済学部(経済学科・経営学科)設置 第 1 回入学式 四日市大学運営協議会（座長：四日市市長）の設置
昭和 63(1988)年	7 月	大学広報誌「フレッシュメン」発行（のちに「学報」）

四日市大学

	11 月	カリフォルニア州立大学ロングビーチ校（米国ロングビーチ市）と学術交流協定締結
平成元(1989)年	1 月	国際交流基金の設置
	2 月	四日市大学論集発行
	4 月	四日市地域経済研究所設置（四日市市と共同）
	5 月	南開大学（中国 天津市）と学術交流協定締結
		四日市大学教育後援会の設置
		四日市大学校章・ロゴの決定
	11 月	四日市大学公開講座開設
		第 1 回大学祭
平成 2(1990)年	4 月	四日市大学学会の設置
平成 3(1991)年	3 月	四日市大学教育研究叢書発刊
		第 1 回海外語学研修（ドレクセル大学・南開大学・フライブルク大学）
平成 4(1992)年	3 月	第 1 回卒業式
	4 月	体育館竣工
	9 月	第 2 グラウンド完成
平成 5(1993)年	5 月	第 1 回経済学部カリキュラム改訂
	9 月	クラブハウス及びテニスコート完成
平成 6(1994)年	3 月	自己点検・評価報告書（第 1 巻）発行
平成 7(1995)年	1 月	学歌「光と風と」及び学旗の制定
	9 月	情報センター（図書館）竣工
平成 8(1996)年	8 月	三重 6 大学公開講座（のちに「みえアカデミックセミナー」）への参加
平成 9(1997)年	4 月	環境情報学部（環境情報学科）設置
平成 13(2001)年	3 月	ISO14001 認証取得（平成 20(2008)年度から自主管理）
	4 月	総合政策学部（総合政策学科）設置
		コラボレーションスクエア（四日市大学地域政策研究所・四日市大学コミュニティカレッジ）設置
	5 月	四日市大学出張講座開設
		四日市大学産学同友会発足
	10 月	実験実習棟竣工
平成 14(2002)年	2 月	クィーンズランド大学(オーストラリア ブリスベン市)と学術交流協定締結
	12 月	北京大学（中国 北京市）と学術交流協定締結
平成 16(2004)年	4 月	メディアコミュニケーション学科(環境情報学部)設置
	11 月	クラブハウス B 棟完成
平成 17(2005)年	4 月	現代ビジネス学科（経済学部）設置
平成 18(2006)年	4 月	社会環境デザイン学科（環境情報学部）設置

四日市大学

平成 19(2007)年	4 月	イングリッシュ サポートラウンジ (ESL) 設立 四日市大学地域政策研究所を四日市地域政策機構 (学校法人暁学園) へ改組 学生教育支援システム (ユニバーサルパスポート、教員在校表示システム、出席管理システム) の導入
平成 20(2008)年	3 月	エコアジア大学 (モンゴル ウランバートル市) と学術交流協定締結
	4 月	四日市大学開学 20 周年 現代ビジネス学科 (経済学部) 学生募集停止 社会環境デザイン学科 (環境情報学部) 学生募集停止
平成 21(2009)年	4 月	四日市大学研究機構設置 関孝和数学研究所 (四日市大学研究機構) 設置
	10 月	サステイナビリティ研究所 (四日市大学研究機構)設置 公共政策研究所 (四日市大学研究機構) 設置
平成 23(2011)年	3 月	(財) 日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価で「適合」と認定
	4 月	環境情報学部メディアコミュニケーション学科学生募集停止
平成 24(2012)年	11 月	第 2 テニスコート完成 四日市大学開学 25 周年
平成 25(2013)年	4 月	経済学科及び経営学科 (経済学部) 学生募集停止 経済経営学科 (経済学部) 設置 社会連携センター設置
	7 月	第 1 グラウンド天然芝化
平成 26(2014)年	7 月	文部科学省「地(知)の拠点整備事業 (COC 事業)」に採択
	9 月	生物学研究所設置
	10 月	環境技術研究所設置
	11 月	トルコ・チャナッカレ・オンセキヅズ・マルト大学 と学術交流協定締結
平成 27(2015)年	6 月	経済産業省「産学連携サービス経営人材育成事業」に採択
	10 月	文部科学省「私立大学等教育研究活性化整備事業」に採択
平成 28(2016)年	2 月	第 2 実験・実習室開設
平成 29(2017)年	4 月	経済学部 (経済経営学科) 学生募集停止 新カリキュラムスタート

2. 本学の現況

- ・ **大学名** 学校法人暁学園 四日市大学
- ・ **所在地** 三重県四日市市萱生町 1200
- ・ **学部構成** 経 済 学 部 経済経営学科 (入学定員 80 人)
 ※平成 29 年度から学生募集停止
 環境情報学部 環境情報学科 (入学定員 80 人)
 総合政策学部 総合政策学科 (入学定員 160 人)

・ 学生数・教員数・職員数

学生数

平成 29 年 5 月 1 日現在

学部	学科	入学定員	収容定員	在籍学生数				
				総数	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
経済	経済経営 (学生募集停止)	—	240	143	0	47	42	54
	経済 (学生募集停止)	—	—	1	0	0	0	1
計		—	240	144	0	47	42	55
環境情報	環境情報	80	320	239	74	53	55	57
計		80	320	239	74	53	55	57
総合政策	総合政策	160	400	399	141	93	77	88
計		160	400	399	141	93	77	88
合計		240	960	782	215	193	174	200

教員数

平成 29 年 5 月 1 日現在

学部	学科	専任教員数				計	兼任 教員数	教員 合計
		教授	准教授	講師	助教			
経済	経済経営	4	8	0	0	12	10	23
	経済	1	0	0	0	1		
計		5	8	0	0	13	10	23
環境情報	環境情報	12	3	2	1	18	11	29
計		12	3	2	1	18	11	29
総合政策	総合政策	9	7	0	0	16	15	31
計		9	7	0	0	16	15	31
合計		26	18	2	1	47	36	83

職員数

平成 29 年 5 月 1 日現在

	専任職員		派遣職員	パート (アルバイト含む)	合計
	正職員	嘱託職員			
人数	25	9	2	15	51

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

四日市大学の使命・目的及び教育目的は、経営母体である学校法人暁学園が掲げる「暁学園綱領（建学の精神）」及び四日市大学が開学にあたって「四日市大学設置認可申請書（昭和 61 年 7 月 31 日）」に示した大学構想に基づく「大学の基本理念」を踏まえて明確になっている。

すなわち、「学校法人暁学園寄附行為」の第 3 条（目的）で「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」と定めており、また、「四日市大学学則」の第 1 条（目的）では、「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、学術・文化の中心として広く知識を授け、専門の学芸を深くかつ総合的に研究・教授するとともに人格の育成と文化の創造を期し、国家並びに地域社会の文化及び産業の発展を通して人類の福祉に寄与することを目的とする。」と定めている。

なお、これに基づき「四日市大学学則」第 2 条の 3 で「人材育成及び教育研究上の目的」を掲げているが、平成 29（2017）年度には、経済学部が学生募集停止に伴い、新たなカリキュラムが作成されたことに合わせて改定され、新たに大学全体の人材育成及び教育研究上の目的を設け、学部のそれと分けて定めている。

さらに毎年度、学生に配布している各学部の履修要綱のなかでは、全学共通教育科目のねらいの中で、特に次のとおり示している。

「四日市大学は、建学の精神である『人間たれ』という理念に基づき、『世界を見つめ地域を考える』を教育目標としながら、地域貢献型大学として『地域の要請する人材育成』と『地域の学術文芸の拠点としての地域社会への貢献』をその大きな柱として教育活動を進めています。そのなかで、主に 3 年次以後に学部ごとに進められる専門教育に向かって、1・2 年次ではその基礎となる学士力の養成をめざした全学共通教育科目を学修します。」

平成 29（2017）年度からは、学長担当科目として、全学共通教育科目に「人間たれ」を必修科目として開設し、建学の精神に基づく本学の使命・目的及び教育目的を教授している。

1-1-② 簡潔な文章化

前項で掲げたように、本学の掲げる使命・目的及び教育目的は、「学校法人暁学園寄附行為」、「四日市大学学則」、各学部の履修要綱において、その意味・内容が具体的かつ簡潔な文章で明確に示されている。

本学の代表的な標語である「世界を見つめ地域を考える」は、本学がめざす地域貢献型大学としての姿である「地域の要請する人材育成」と「地域の学術文化の拠点としての地域社会への貢献」を表している。

【エビデンス集】

- 【資料 1-1-1】 四日市大学設置認可申請書（設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由 2.(2)本学園における大学構想の実現）
- 【資料 1-1-2】 学校法人暁学園寄附行為 第3条【資料 F-1】と同じ
- 【資料 1-1-3】 四日市大学学則 第1条、第2条の3【資料 F-3】と同じ
- 【資料 1-1-4】 2017年度各学部履修要綱（カリキュラム全学共通教育科目）
【資料 F-12】と同じ
- 【資料 1-1-5】 2017年度環境情報学部・総合政策学部シラバス（講義要綱）
（授業科目「人間たれ」）【資料 F-12】と同じ

【自己評価】

学校法人暁学園及び四日市大学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法及び学校教育法にのっとるとともに、学園綱領（建学の精神）に基づいている。

また、それらは、明確かつ簡潔に文章化され示されており、具体的に教育課程の中でどのように位置付けられているのかも示され、さらに学長による講義としても行われており評価できる。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学は、建学の精神・基本理念・使命・目的及び教育目的を、表面的・形式的な存在に留めることなく、平成29（2017）年度からは、全学共通の必修科目に学長による「人間たれ」の授業を開設するなど、その理解を広め、より明確化する努力を進めている。

本学は平成30（2018）年に開学30周年を迎えるが、今後も建学の精神、基本理念、目的及び教育目標を具現化する中で、持続的・発展的にそのあり方の検討を継続させることとしている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

1-2-① 個性・特色の明示

本学は、平成 29（2017）年度に、大学としての「人材育成及び教育研究上の目的」を定め、次のように「四日市大学学則」第 2 条の 3 の別表 1-2 に明示している。

「本学は、学則第 1 条の目的を達成するために、総合政策学部並びに環境情報学部を設置し、両学部の特性を生かした教育研究を向上させ、建学の精神「人間たれ」に基づき、心豊かで、地域社会に貢献する有為な人材の育成を目指している。その際、総合政策学部は、打ち続く東京一極集中のなかで、初めて経験する人口減少社会に直面している現代社会に対応した問題解決力の向上を、環境情報学部は、産業と環境が調和するモデル都市を目指す四日市に立地しているところから、情報を収集し、処理分析し、発信力を高めることを、それぞれ、特に目指している。同時に、多様化し複雑化する諸問題を把握し、基礎教養の獲得と将来の進路選択能力を養成する全学共通教育科目を開設し、少人数教育、アクティブラーニング、プロジェクト・ベースド・ラーニングの実施、また、個別指導のための「成長スケール」の活用、専門的能力及び資格取得を支援するスキル科目の履修を通じて、コミュニケーション能力や問題解決能力の基礎的技量の向上を図る。」

1-2-② 法令への適合

学校教育法第 83 条は、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と規定し、同条第 2 項では、「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その結果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」と規定している。

本学は、「四日市大学学則」第 1 条で、その目的を「本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、学術・文化の中心として広く知識を授け、専門の学芸を深くかつ総合的に研究・教授するとともに人格の育成と文化の創造を期し、国家並びに地域社会の文化及び産業の発展を通して人類の福祉に寄与することを目的とする。」と定め、学校教育法第 83 条に合致している。

1-2-③ 変化への対応

「沿革と現況」で示したとおり、本学では時代に対応した学部・学科改革を進めており、それと並行して使命・目的及び教育目的の見直しを行ってきた。これまでも触れてきたように、本学は平成 29（2017）年度に、新カリキュラムをスタートさせ、新たに「人材育成及び教育研究上の目的」を定めた。

これは、本学開学以来の学部である経済学部の学生募集停止という、本学を取り巻く社会情勢の変化、それに見合った学部構成への転換という大きな決断の下に行われたものである。

【エビデンス集】

- 【資料 1-2-1】 四日市大学学則 第 1 条、第 2 条の 3 別表 1-2【資料 F-3】と同じ
- 【資料 1-2-2】 2017 年度学生便覧（学長のあいさつ）【資料 F-5】と同じ
- 【資料 1-2-3】 四日市大学成長スケール～2016 年度版～

【自己評価】

四日市大学の使命・目的及び教育目的は、「四日市大学学則」第 1 条に明示され、学校教育法第 83 条に適合している。

また「沿革と現状」で示したとおり、本学では時代に対応した学部・学科改革を進めており、それと並行して使命・目的及び教育目的の見直しを行ってきた。

変更された新しい教育目的等は、「学生便覧」及びホームページ等で、社会そして在学生に明示している。

このように、本学は社会情勢の変化に対応しつつ、法令への適合も検証し、大学内外に本学の変化しつつある個性・特色を明示しており、それらは十分な取り組みであると評価できる。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

四日市大学の使命・目的及び教育目的は、大学あり方を規定するものであり、軽々に変えられるものではない。しかし、本学が時代の要請に応えていくためには、自己点検・評価活動や社会情勢やその変化を捉える IR 活動の促進、また学生募集の状況などに応じて、見直していくこともまた重要である。

本学では、現学長の就任にあたり、そのリーダーシップの下、教学改革、事務改革を進める方針が示されている。全学を挙げて、その具体化を図る。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的は、これまでに述べてきたとおりであるが、平成 29（2017）年度の入学生から適用した本学の人材育成及び教育研究上の目的は、平成 29（2017）年度からの経済学部学生募集を停止することを踏まえ、経済学部のレガシーをどのように受け継ぐの

か、また 2 学部体制のための新しい全学共通教育科目及び総合政策学部と環境情報学部の専門教育科目をどのように再編するのか、という課題を持って設定され、そのプロセスのなかで役員、教職員の理解と支持を得てきた。すなわち、平成 27 (2015) 年度から、教学協議会（副学長（現学長）を議長に、教学部長（現副学長）、各学部長、教学部次長、教学課長、事務局次長により構成され、平成 28 (2016) 年度から入試広報室次長も参加した）にて検討をはじめた。全学共通教育科目は、主に教学部長が中心となりとりまとめ、総合政策学部及び環境情報学部の専門教育科目については、各学部長が学部教授会にも諮りながら原案をまとめた。特に、経済学部のレガシーをどのように受け継ぐのかについては、平成 27 (2015) 年度に採択された経済産業省の「サービス経営人材育成事業」の中心的な教員にも意見を求めた。また入試広報室次長からは、入試広報の観点からの意見を求めた。

作成された原案は、教学協議会から大学協議会に報告され、大学協議会での承認を受けて、全学教授会での意見聴取を踏まえ、学長が決定した。学則改定を伴うことから、さらに常任理事会及び理事会、評議員会にも報告され、その理解と支持を受けた。事務職員に対しても大学協議会の承認事項として課長会を通じて周知された。

1-3-② 学内外への周知

新しい本学の人材育成及び教育研究上の目的は、平成 29 (2017) 年度の「学生便覧」に掲載すると共に、ホームページにて公開している。

在学生に対しては新年度のオリエンテーションにて「学生便覧」を配付し説明している。

また新入生には入学式時の学長あいさつ、その後に行う新入生オリエンテーションにて、同じく「学生便覧」を配付し説明している。保護者についても、入学時の新入生保護者説明会にて説明している。

なお、平成 29 (2017) 年度の入学者から新規のカリキュラムの中で、全学共通教育科目の必修科目として「人間たれ」の講義を学長担当科目として開講している。本講義では建学の精神である「人間たれ」のみならず、各学部の学部長による学部についての講義も組み込まれている。

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学の中長期的な計画を含む暁学園の第 6 次中期経営計画は、平成 25 (2013) 年度から平成 29 (2017) 年度までのものであるため、平成 29 (2017) 年度からの本学の新しい人材育成及び教育研究上の目的は反映されていない。しかし、平成 30 (2018) 年度から 34 (2022) 年度までの暁学園第 7 次中期経営計画には、大学の使命・目的及び教育目的がより明確に盛り込まれる予定である。

また、3 つの方針（ポリシー）への反映については、本学の人材育成及び教育研究上の目的に、人材像と学修目標が具体的に示されていることから 3 ポリシーに明確に反映されている。

これらは、学部ごとに発行している「履修要綱」にカリキュラム・ポリシー、及びディプロマ・ポリシーが、入学試験要項にアドミッション・ポリシーの案内がそれぞれ明示されており、周知されている。

主に地域貢献と地域連携を目標として掲げる本学の教育は、各教員にとっても身近な課

題として認識されており、上述の3つのポリシーには、それが反映されるようになっている。特に、入学試験において、試験科目に面接がある場合には、受験生への質問項目の中に、各学部が掲げているアドミッションポリシーが含まれている。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

四日市大学の使命・目的、及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性については、社会情勢に即応したカリキュラム改革や学部改組を検討するために、本学の教学に関わる協議機関として、平成26(2014)年4月に、「四日市大学学則」第59条に基づき、大学の教学事項について円滑な運営を図ることを目的とした、四日市大学教学協議会を設置した。

その所掌事項は、1)大学の教学に関する事項、2)その他教学事項に関連する事項となっており、学長、副学長、教学部長、各学部長、教学部次長、教学課長などが構成員である。

教学協議会では、それぞれの立場から熱心な意見交換が行われ、教学協議会の審議事項は、大学協議会、全学教授会、学部教授会等へも報告が行われ、教職員の理解と支持を得ている。

また、使命・目的及び教育目的は、教育研究の継続性を維持するとともに、教員の質的向上に努めることが必要不可欠である。そのためには、新規教員の採用は、教員配置計画に基づき、教学協議会、大学協議会に諮り、「専任教員資格基準」や「専任教員選考規程」、及び各学部にて定められている「専任教員資格審査基準細則」に基づいて公募することとしている。最終的には、理事長の判断にて採用の有無が決まるが、これらの諸規定で採用が決まった教員については、特任教員規程に基づき、任期を1年以上、3年以内を限度とし、毎年、労働条件通知書を交わしながら、本学の専任教員としてふさわしいか否か、任期期間内に確認することとしている。

【エビデンス集】

- 【資料 1-3-1】 四日市大学教学協議会規程
- 【資料 1-3-2】 平成29年度前学期オリエンテーションスケジュール（在校生対象）
- 【資料 1-3-3】 四日市大学平成29年度入学式と新入生オリエンテーションスケジュール
- 【資料 1-3-4】 平成29年度新入生保護者ガイダンスレジメ
- 【資料 1-3-5】 2017年度各学部シラバス（講義要綱）【資料 F-12】と同じ
- 【資料 1-3-6】 学校法人暁学園第6次中期経営計画（2013年度～2017年度）
- 【資料 1-3-7】 2017年度各学部履修要綱（カリキュラム専門教育科目）
【資料 F-12】と同じ
- 【資料 1-3-8】 面接担当者要領
- 【資料 1-3-9】 平成29年度面接評価表
- 【資料 1-3-10】 四日市大学学則 第59条【資料 F-3】と同じ
- 【資料 1-3-11】 四日市大学専任教員資格基準
- 【資料 1-3-12】 四日市大学専任教員選考規程
- 【資料 1-3-13】 四日市大学各学部専任教員資格審査基準細則
- 【資料 1-3-14】 四日市大学特任教員規程

【自己評価】

四日市大学の使命・目的及び教育目的の有効性を確保することについては、理事長・学長から教職員に対して常に注意喚起されており、特に、文部科学省のCOC事業の採択とその後の事業推進の過程で、講義あるいは学修支援活動等のなかで、日々それを意識しながら実践しているところである。また、全学的な取り組みとしての「四日市大学 Good Practice」の実施も有効と考えており、四日市大学の使命・目的及び教育目的は、役員、教職員の理解と支持が十分に得られていると判断する。

学内外への周知についても、建学の精神「人間たれ」については、理事長・学長が入学式や卒業式等の公的行事の式辞や挨拶のなかで必ず触れ、また、入学式直後の新入生の保護者対象説明会でも、学長が、学園綱領(建学の精神)や大学の基本理念・使命・教育目的の説明を行っていること、また、平成29(2017)年度の入学者から、新規のカリキュラムのなかで「人間たれ」を講義科目として開講していること等の学内への周知に留まらず、ホームページや学外者にも公表している。

これらのことから、学生、保護者、一般市民などにも建学の精神「人間たれ」は周知されていると考えている。

中長期的な計画及び3つの方針(ポリシー)への反映については、明確に掲げられており、特に入学試験の面接において、質問項目の中に、各学部が掲げているアドミッションポリシーの理解度の確認を含んでいる。

ただ、大学の中期経営計画としての幼稚園から大学までを含む暁学園中期経営計画は、現在の第6次計画が平成29(2017)年度までであることなどから、平成30(2018)年度からの第7次中期経営計画には、大学としての使命・目的及び教育目的をより明確に盛り込む予定である。

以上のことから、四日市大学の使命・目的並びに教育目的については、中長期的な計画、及び3つの方針(ポリシー)への使命・目的及び教育目的については、適切に反映されていると判断する。

四日市大学の使命・目的、及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性については、教学協議会が精力的に検討を行って、新カリキュラムの実施と結び付けているところであり、教員配置計画についても、教学協議会、大学協議会に諮り、各種審査基準等に基づいて公募することとするなど、四日市大学の使命・目的、及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性については、十分に確保されていると判断する。

(3) 1-3の改善・向上方策(将来計画)

文部科学省のCOC事業、及び同省の「私立大学等教育研究活性化整備事業」、経済産業省の「産学連携サービス経営人材育成事業」の採択を契機として、大学としての使命・目的、教育目的を、大学創設時の公私協力方式・地域貢献型大学としての使命に則して、さらに深められなければならないという意識が教職員間に共有されつつあることは好ましいところである。しかし、カリキュラム外のこのような新たな事業は、例えば実施日の設定などにおいて、既定の学事との整合性を取るのが難しいという実情がある。本学学事との整合性を実現させるために時期や方法を検討する必要がある。

建学の精神「人間たれ」の学内外への周知については、その表現方法等について、常に

検討を加えることが、改善・向上方策であると考えている。ホームページや印刷物の内容の確認や見直しを各担当部署が毎年度実施することとする。

また全学共通教育科目の必修科目である「人間たれ」についても、内容の改善・向上に努めることとしたい。

四日市大学の中長期的な計画について、暁学園全体の中期計画にどう位置づけるのか、幼稚園から大学までを有する県内唯一の学校法人として、「オール暁」の体制をどう創っていくのか、その過程で、3つの方針をどのように高大連携等で活かしていくのかが、今後の大きな課題である。

四日市大学の教育研究組織の構成との整合性については、本学の使命・目的、及び教育目的を達成するため、教育研究の継続性を維持するとともに、教員の質的向上に一層努力していく。そのためにも、諸規定や理念に基づき、教員の新規採用を行う場合には、今後とも公募をしていく予定である。

なお、採用は学部長や教学部長等の意見を聴取した上で、理事長が採用の裁可をすることになるが、諸規定で採用が決まった新規の教員は、従来、おおむね終身雇用の状況であったが、平成26(2014)年度より、四日市大学特任教員規程が改訂され、本学での教員として相応しいか否か、定められた期間内で確認をすることとしている。

今後も四日市大学の使命・目的及び教育目的を理解、支持し、その有効性を高めることに貢献できる優秀な教員の確保に努めていく。

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的については、建学の精神「人間たれ」のもと、地域貢献型大学として適切かつ明確に示され、社会情勢等に応じ適切に見直されている。そしてそれに基づいて本学の個性・特色は、さまざまな出版物・ホームページ等を通して明示され、それらは法令にも適合している。

本学にとっての大きな課題は使命・目的及び教育目的が学内外、特に暁学園全体にどこまで周知されているか、あるいは教育研究組織がそれに十分対応して構成されているかといった有効性の問題である。これについては本学の自己点検・評価の機能を強く推進していく必要がある。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

四日市大学は、建学の精神「人間たれ」を教育研究活動の根幹に据え、地域貢献型・地域密着型大学としての機能を生かし、新しい感性とグローバルな視野を持った 21 世紀の地域社会をリードする人材育成を目指している。その実現のため、大学及び各学部の入学者受入れ方針（以下、アドミッションポリシー）を策定し、受験生に理解されるよう明確化を図っている。アドミッションポリシーは、入学試験要項やホームページに明示しており、学外の説明会やオープンキャンパス等に来場した受験生に対しても周知を図っている。

平成 29（2017）年度のアドミッションポリシーは、表 2-1-①のとおりである。

表 2-1-① 四日市大学入学者受入れ方針（アドミッションポリシー）

四日市大学は建学の精神である「人間たれ」を人間教育の基礎に据え、各学部の専門教育とともに、地域貢献型大学の特色を教育に組み入れ、新しい感性とグローバルな視野を持って四日市市や出身地域の発展に貢献できる人材の育成を目指します。その実現のために、次の意欲と資質を持った学生を求めます。 〔総合政策学部〕 ・公務員として、あるいは企業、NPO などで企画能力を発揮し、幅広い視野で活躍したいひと。 ・経営についての関心を持ち、地域や企業などで国際的な観点から、幅広い視野で活躍したいひと。 ・スポーツや心身の健康について、体系的に学ぶことにより人間性を高め、幅広い視野で活躍したいひと。 〔環境情報学部〕 ・自然と社会の環境に関する事柄を総合的に学び、地球規模の問題や地域社会に関わる環境問題解決に取り組みたいひと。 ・高度情報化社会で活躍するために、情報処理技術の修得を目指すひと。 ・メディアツール、スタジオ技術、映像作品の制作技術を学び、創造力を発揮しながら自己表現したいひと。 ・日本文化を含む異文化に関心があり、異文化理解とコミュニケーション能力を深めたいひと。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

アドミッションポリシーに沿って、さまざまな能力を持った学生の確保を目的に、AO 入試（体験型、随時型）、推薦入試（指定校、一般、自己、クラブ）、学力入試（A 日程、B 日程、C 日程）、大学入試センター試験利用入試（Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期、Ⅳ期）、留学生入試（指定校、日本留学試験利用、一般）、社会人入試、併設校入試、編入学試験を実施している。

平成 29（2017）年度入試科目は表 2-1-②のとおりである。

表 2-1-② 平成 29（2017）年度入学試験概要

入試の種類	試験内容	選 考
AO 入試体験型	エントリーシートの提出、体験講義（講義のまとめ）、面接、書類審査	総合評価
AO 入試随時型	エントリーシートの提出、作文、面接、書類審査	総合評価
推薦入試指定校	面接、書類審査	総合評価
推薦入試一般・自己	小論文型：小論文、面接、書類審査 基礎テスト型：選択科目、面接、書類審査 （選択科目：英語、国語総合（現代文のみ）、数学Ⅰ・A から 1 科目選択）	総合評価
クラブ推薦入試	面接、書類審査 対象クラブ：硬式野球、サッカー、テニス、ソフトテニス、アメリカンフットボール、柔道、ゴルフ、ホッケー	総合評価
学力入試 A 日程・B 日程	受験科目（選択）、書類審査 英語、国語総合（現代文のみ）、数学Ⅰ・A、数学Ⅰ・A・Ⅱ・B、日本史 B、世界史 B、現代社会、化学基礎・化学、生物基礎・生物から 2 科目選択 ※英語・国語・数学のうち 1 科目は必ず受験すること（英語・国語・数学の中での 2 科目受験可能。ただし数学 2 科目は不可）	試験結果
学力入試 C 日程	受験科目（選択）、書類審査 英語、国語総合（現代文のみ）、数学Ⅰ・A から 2 科目選択	試験結果
大学入試センター試験利用入試（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期・Ⅳ期）	大学入試センター試験（2 教科・2 科目） 外国語、国語（近代以降の文章、古典から 1）、地理歴史、公民、数学、理科から 2 科目利用	試験結果
留学生日本留学試験利用入試	日本留学試験、面接、書類審査	総合評価
留学生一般試験	日本語小論文、面接、書類審査	総合評価
社会人入試	事前課題文、面接、書類審査	総合評価
併設校入試	書類審査	総合評価
編入試験	小論文、面接、書類審査	総合評価

特に AO 入試では、アドミッションポリシーを AO 入試概要に明記するとともに、オープンキャンパス時に行われる AO 入試事前説明会においても説明を徹底して行っている。

AO 入試の受験生が記入するエントリーシートの作成の過程でも、アドミッションポリシーの理解が深まるように配慮している。面接試験においては、各学部が示すアドミッションポリシーの理解度について質問し、受験生の適合性を確認し、総合的に判定・選抜している。

推薦入試（一般・自己・クラブ・指定校）においては、すべての入試方法に面接試験を課しており、そのなかで受験生がアドミッションポリシーを理解した上で、どのような自己実現を図ろうとしているのか確認するように配慮している。

面接試験を実施しない学力入試及び大学入試センター試験利用入試では、学力を重視した入試選抜を実施しており、現在のところアドミッションポリシーの理解度を可否に反映させてはいない。しかしながら、入学試験要項、ホームページ等において、アドミッションポリシーを明確に示しており、受験生が本学を志願するにあたって、その点を確認できるように配慮している。

入試問題の作成は、入学試験問題出題及び採点委員会が、アドミッションポリシーに沿った出題方針を科目ごとに検討し、難易度や分量、傾向などを把握しながら総合的に問題を作成している。

入学試験は、入学試験問題出題及び採点委員会及び各学部長が入試広報室と協力し、公平かつ公正に実施している。さらに「四日市大学学則」にのっとり、入学試験委員会での審議を経て、学部教授会の意見を聴取した上で、学長が合格者を決定している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学における平成 25（2013）年度から平成 29（2017）年度の 5 年間の志願者数、合格者数、入学者数を見ると表 2-1-③で示すように、すべての年度において大学全体の入学者数は入学定員には至っていない状況にある。

表 2-1-③ 入学定員充足率（過去 5 年間）

年度 学部	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
経 済 学 部	93.8%	73.8%	60.0%	60.0%	募集停止
環境情報学部	71.3%	65.0%	73.8%	66.2%	92.5%
総合政策学部	90.0%	102.5%	113.8%	120.0%	88.1%
合 計	85.0%	80.4%	82.5%	82.1%	89.6%

その上で、平成 29（2017）年度入学試験より、経済学部（経済経営学科）の学生募集停止を決定し、総合政策学部（総合政策学科）の募集定員を 80 人から 160 人に増員させた。また、新しいカリキュラムを導入した。

環境情報学部は、ここ数年入学定員の充足に至っていないことから、その原因解明を図るとともに、学生募集・広報戦略の見直しを行ってきた。平成 29（2017）年度からは、理系色をより一層強めた学部とし、大学院への進学や、環境関連の難関資格にチャレンジできる体制を整えるなど、入学定員の確保に努めた。

さらに、継続して着実に入学者を確保する方策を検討し、実行する必要がある。

総合政策学部は、専門教育科目を3分野に再編し「スポーツ・人間分野」、「地域・まちづくり分野」は、地域に根ざした健康な社会づくり、地域の活性化につながる人材育成を特色に、文武両道を目指すスポーツ学生等を受入れ、「国際・経営分野」は、経済学部の実績や資源を受け継ぎ、外国人留学生の受入れ等を行う。

【エビデンス集】

- 【資料 2-1-1】 2017 年度入学試験要項【資料 F-4】と同じ
- 【資料 2-1-2】 四日市大学ホームページ（受験生サイト）
（四日市大学入試広報室 スマイル四日市大学＞大学・学部）
- 【資料 2-1-3】 2018 年度 AO 入試概要【資料 F-4】と同じ
- 【資料 2-1-4】 学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）
データ編【表 2-1】と同じ
- 【資料 2-1-5】 四日市大学入学試験問題出題及び採点委員会規則 第 3 条
- 【資料 2-1-6】 四日市大学学則 第 11 条【資料 F-3】と同じ
- 【資料 2-1-7】 四日市大学入学試験委員会規則 第 4 条

【自己評価】

建学の精神、基本理念（教育理念）の下に、アドミッションポリシーが明確に定められており、その周知も適切になされていると判断している。また、明確化されたアドミッションポリシーに沿った入試制度を実施しており、志願者の意欲を中心に、能力や適正を正しく評価し判定していると判断している。その上で、入学者の多くが本学のアドミッションポリシー及び学部の求める人材像を理解した上で入学しているものと確信をしている。

また、平成 29（2017）年度からは、経済学部の学生募集停止と、総合政策学部への統合及び、環境情報学部の理系色の強化などに取り組み、入学定員の確保に努めた。結果、入学者の若干の増員となったが 100%には届かなかった。今後も広報戦略の見直しを全学挙げて取り組むこととする。

（3）2-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29（2017）年度の 2 学部 2 学科（入学定員 240 人）の入学者数は 215 人で、入学定員充足率は 89.6%である。

両学部とも定員の充足には至っていないが、大学全体の入学定員確保とそれを維持していくことは本学の最重要課題であると捉えている。

今後、三重県北勢地域を中心とした地元入学者の確保、並びに総合政策学部においては、外国人留学生及び社会人学生の積極的な受入れを進め、環境情報学部においては、入学定員充足率が 92.5%まで上昇してきていることから、引き続き理系色を強め、教育内容の特色や魅力を発信し、その効果がさらに表れるよう取り組む。

なお、就職先や大学院進学など、卒業後の進路をわかりやすく発信し、受験生や保護者、高校教員に対して周知し、入学者数の増加を図ることとしたい。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

〔全学共通教育科目〕

平成 25（2013）年度の経済学部学科再編に併せた全学共通教育科目の導入と、平成 29（2017）年度の経済学部の学生募集停止、総合政策学部の入学定員増員に併せた、地域科目及びスキル科目の導入が、教育目的を踏まえた教育課程編成方針を明確化した、具体的な姿である。

この全学共通教育科目は、各学部における専門教育に先行して、四日市大学に入学した新入生に対して建学の精神である「人間たれ」に由来する、共通の基礎教育が重視されるべきであるとする観点から導入されたものである。導入と同時に、卒業単位を 124 単位から 130 単位へと引き上げるとともに、4 年次においても各学期 24 単位までの履修制限を設定し、入学時から卒業時までの計画的な履修を促すとともに、単位の実質化を図っている。

また、平成 29（2017）年度入学生からは、全学共通教育科目に新たに地域科目（選択必修 4 単位）とスキル科目（いずれかのユニットから選択必修 10 単位）を加え、これにより、公私協力型により設立され文部科学省の COC 事業にも採択されている本学の地域志向型の教育内容を強化・拡充するとともに、職業の多様化・流動化や地域の需要などの社会の要請に応えた技能教育との融合を進めている。このほか、演習科目では各学部の専任教員による少人数ゼミを実施し、語学科目・情報科目・キャリア科目では、能力別にクラス編成を行うなど、入学生の現状に応じた教育目的を踏まえた教育課程を編成し、学士力養成を図っている。

〔経済学部〕

経済学部は「地域の経済的・文化的発展に寄与する経済人・企業人の育成」を目指し、人類が築いてきた経済・経営に関するさまざまな知の集積の中から、その基礎をしっかりと学び、学際的・国際的視野から総合的に問題を把握し、思考し、決断・解決できる能力を持った人間味あふれる社会人を育成することを学部の目的としている。

平成 25（2013）年度の学部改革（2 学科体制から 1 学科 3 コース体制への移行）に伴い、入学後（2 年次前期中）に専攻分野を選択させる方式を導入した。コースごとに教育目的を設定し、それに応じた「コース必修科目」と「コース選択科目」を配置した。経済学部に入学生には 1 年間かけて自分の適性を見つめなおし、熟慮を重ねた上で進む

べきコースを選択することになる。

「現代経済コース」は、経済学の基礎知識を応用する力を有し、情報処理の能力にたけた人材の養成を目指し、経済学の基幹科目と共に統計解析や情報科学に重点を置いた科目配置としている。

「国際地域コース」は、グローバルとローカルの双方の視点を有し、創造的な解決力を有する人材の養成を目指し、国際経済と地域経済の双方を見据えた複眼的な科目配置になっているとともに、実践を重視する科目を多数配置している。

「経営会計コース」は、会計と人事の管理能力にたけ企業活動に直結する知識と技能を有する人材の養成を目指し、経営学関連と会計学関連の科目がほぼ均等に配置されるとともに、資格取得を目指す科目を多数配置している。

なお、現在学生募集を停止している経済学科及び経営学科（いずれも学科在籍者は4年次生）は従来の方針を継続している。

経済学科は理論と技能の両面を兼ね備えた経済人の育成を目指し専門的能力修得のため、将来の職業選択にも適応した「国際経済」、「日本経済・財政」、「地域環境・福祉」及び「流通・金融」の4つのコース（専門科目群）を配置している。

経営学科は現代のビジネスエグゼクティブに必要な計数管理と人事管理の両面の力を養い、新しい時代のビジネスマン・企業経営者の育成を目指し、新しい時代のビジネスマン、企業経営者及び企業後継者の育成するために、専門コースとして、「企業経営」、「会計・財務」及び「流通・金融」の3つのコース（専門科目群）を配置している。

〔環境情報学部〕

環境情報学部では、情報通信処理技術を基礎として、環境にかかる諸問題について、教育・研究を進めるとともに、メディア利用技術を利用した情報発信を教授することにより、感性を養い、自然環境と人間社会を総合的に理解し、環境の調和に資する人材の育成を目的としている。

この目的を達成するために、環境専攻、情報専攻、メディアコミュニケーション専攻の3つの専攻を設けている。

環境専攻では、地球規模に広域化する環境問題から、地域の身近な環境問題までを研究し、エネルギー問題、循環型社会の構築を視野に入れて、人間社会を取り巻くさまざまな環境問題に対応できる人材の育成を目指している。

情報専攻では、日々進化する情報通信処理技術のうち、基礎的、普遍的な要素技術である電子回路、コンピュータ、ネットワークの動作原理を学ぶとともに、今日的なスマホ、タブレット端末で稼働するアプリケーション構築のためのプログラミング技術の習得を目指している。

メディアコミュニケーション専攻では、映像、音響、照明、メディアデザインに関する技術を習得するとともに、自分の感性、考えをメディアという媒体で表現する手法と考え方の習得を目指している。また、英語、中国語などの言語による異文化間コミュニケーションの習得も目指している。

〔総合政策学部〕

地域から世界まで幅広い視野を持ち、激動する現代社会に力強く対応できる判断力・行動力と豊かな人間性を備えた、地域のリーダーとして活躍できる人材を育成することが総合政策学部総合政策学科の教育目的である。このため、既存の学問の枠組みを超えた地域政策、国際政策、スポーツ政策の3つのコース（科目群）などを設置し、幅広い科目の設置と自由な選択の保障をし、コミュニケーション力・情操力などの総合的な人間力を養成し、地域のさまざまなセクターと協働して現実を重視した学びの場も提供することとしている。

この教育目的に従い、教育課程を「全学共通教育科目」及び「専門教育科目」の2つの分野に区分して教育課程の編成方針を設定している。このうち、「専門教育」の分野では、基本的な教育目的である「地域のリーダーとして活躍できる人材」を育てるための教育課程の編成を行っている。平成25(2013)年度からは、地域から世界まで幅広い視野を持ち、激動する現代社会に力強く対応できる判断力・行動力と豊かな人間性を備えるため、「地域政策コース」、「スポーツ政策コース」及び「国際政策コース」の3つのコース（専門科目群）を配置した。「地域政策コース」では、これからの地域づくりを支えていく人材育成、「スポーツ政策コース」では、地域のスポーツリーダーの育成、そして「国際政策コース」では、多文化・多民族社会に変貌しつつある地域の国際的なリーダーの育成を目指した専門科目群としている。また、キャリア形成のために必要な専門知識を獲得する「公務員養成・資格分野」では、公務員試験対策や資格取得対策だけでなく、実際に社会に出てから必要となる知識についても学ぶ。さらには「総合分野」として、地域の課題をフィールドワークや外部講師を通じて学ぶ科目、社会調査士の資格取得を視野に入れた科目などを配置している。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

〔全学共通教育科目〕

（教育課程の体系的編成）

平成25(2013)年度から、各学部の学生を対象とした「全学共通教育科目」が導入されたことで、教育課程は「全学共通教育科目」と各学部が開講する「専門教育科目」から構成されるようになった。さらに平成29(2017)年度からは、「全学共通教育科目」に「地域科目」と「スキル科目」を加え、卒業要件は、「全学共通教育科目」50単位以上、「専門教育科目」62単位以上を含む、合計130単位以上となった。

初年次教育を担う「全学共通教育科目」は、その特質と重要性を重視して、一定の技能を身につけたり職業観を養ったりする科目である演習科目・語学科目・情報科目・キャリア科目・スキル科目などと、想定外の困難に際しての的確な判断などの基盤となる教養・知識・経験などを幅広く身につける科目である地域科目・一般教養科目・特別科目などを配し、これからの時代に必要とされる学士力が無理なく培われるように編成されている。

また、少人数制を基本とした演習科目・語学科目・キャリア科目などと、学生が選択の幅を広げることが可能な多様な科目からなる系列・特別科目から、専門教育課程へとつながるように体系的に編成されている。

（教授方法の工夫・開発）

演習科目については、各学部の教員が、学部ごとに少人数の演習科目を担当することにより、初年次から4年次までの履修・学修・生活・進路指導を含めた、担任としても機能することで担任制度を確立している。また、少人数による文章力の指導あるいはコミュニケーション指導等に重点を置くこととしている。さらに、学部別にクラス編成したことにより、専門教育を見据え、専門教育科目に対する興味を喚起し、コミュニケーション能力を磨く授業の工夫がなされつつあるところである。

語学科目については、グローバル人材を養成する必要から、日本人学生については英語を必修とし、留学生については日本語を必修とすることによって、留学生の高まる日本での就職希望に応えるようにしている。語学科目のクラスは、日本人、留学生ともに入学時のプレースメントテストの結果により、能力別編成としている。

情報科目については、入学時にコンピュータスキルに差があることから、能力別クラス編成とし、必修の基礎教育として取り入れ、操作技術とともに情報倫理にも重点を置く授業内容としている。

地域科目については、地域について学ぶ、あるいは地域の方を講師に学ぶ、地域に出て学ぶといった、地域志向性の高い科目を8科目設け、この中から必ず2科目以上を選択しなければならないよう設計した。このことにより本学に入学したすべての学生は、必ず地域について学ぶ機会を得られるようにしている。

一般教養科目については、社会科学系列・人文科学系列・自然科学系列に各10科目ずつを開講し、学生個人の幅広い教養への関心に対応し、かつ専門教育への導入促進の観点から、従来の学部別の基礎教養課程に比べて、より多様な科目選択が可能となっている。

キャリア科目については、初年次から自己のキャリア形成について考えさせるため、平成25(2013)年度から、必修科目として、初年次後学期から2年次前学期まで配置したものである。各学部にも所属する教員が、学部の枠を超えて、共通のテキストを作成し指導にあたることから、教員の能力開発にもつながっているものである。

特別科目については、インターンシップや海外研修を全学共通教育科目として統一的に単位認定するとともに、特に、ボランティア活動については、4単位まで認定することとし、学生の学内外でのボランティア活動による社会体験を促しているところである。

スキル科目は、希望する進路に応じて卒業までに身に付けておきたい即戦力となるスキルの修得を目指す科目群であり、将来、マーケティング等の仕事に就きたいのであれば「社会調査士養成ユニット」、市役所等の行政職、警察官・消防官などの公務員志望であれば「公務員養成ユニット」、ビジネスの世界で活躍したければ「おもてなし経営ユニット」、グローバルに活躍したければ「英語力養成ユニット」、ITやデザインの世界で活躍したければ「メディアデザインユニット」、自然科学を究めるうえで必要な分析力を身に付けたければ「数理・統計力養成ユニット」というように、進路希望や関心に合わせて、いずれかのユニットの科目を履修するよう指導している。このことで、学生が入学後の早い時期から卒業後の進路を意識した取り組みをしていけるよう工夫している。

全学共通教育科目には、海外語学研修も含まれているが、同科目の他「青年海外協力研修」「ボランティア活動 a・b」「環境ボランティア活動」「社会貢献活動」など、単位認定に海外研修を含む科目については、平成27(2015)年から、国際交流基金の果実を用いて渡航費用補助(1件5万円)を行うこととしている。

なお、全学共通教育科目の運用については、全学教務委員会及び教学協議会において検討を行うとともに、特別科目を除く各科目群において組織した各担当者会議においても、必要に応じて適宜見直しを行っている。

〔経済学部〕

（教育課程の体系的編成）

平成 25（2013）年度から「全学共通教育科目」が導入されたことで、教育課程は「全学共通科目」と経済学部が開講する「経済学部専門科目」とから構成されるようになった。卒業要件は、「全学共通教育科目」60 単位以上、「経済学部専門科目」70 単位以上を含む合計 130 単位以上である。

「学部専門科目」はさらに「学部必修科目」、「コース必修科目」、「コース選択科目」、「学部選択科目」の 4 つの科目群に細分される。経済学部としての統一性を図るための区分が「学部必修科目」と「学部選択科目」であり、コースごとの特色を図るための区分が「コース必修科目」と「コース選択科目」である。

・学部必修科目

1 年次配当の「経済原論」、「経済経営概論」、「経営学原理」の 3 科目 6 単位が、3 つのコースに共通する必修科目である。なお、「経済経営概論」は、専門演習担当教員が経済学部で学ぶ内容をオムニバス形式で紹介してゆくものであり、学生のコース選択に対する履修指導の役割を果たすように配慮されている。

・コース必修科目

コースごとに講義科目と演習科目が必修科目として開講されている。

講義科目としては、「現代経済コース」では、「現代経済学」、「日本経済事情」、「社会経済学」、「経済情報学」のが必修である。「国際地域コース」では、「フィールドワーク論」、「現代経済学」、「アントレプレナーシップ論」及び「国際経済事情」が必修である。「経営会計コース」では、「簿記入門」、「経営管理総論」、「会計学総論」、「企業論」が必修である。

2 年後期から、3 コースごとに、専門教育としての演習が開講されている。

このほか、「コース選択科目」、「学部選択科目」が配置されている。

なお、現在学生募集を停止している経済学科及び経営学科（いずれも学科在籍者は 4 年次生）は従来の方針を継続している。すなわち、経済学科及び経営学科については、1～2 年次では教養基礎教育を中心とし、3～4 年次の学年進行に応じ専門教育に力点を置く「くさび型」の科目編成にするとともに、国際的コミュニケーション能力の修得を図り、しっかりした一般教養と高い専門的能力の修得を目指している。

（教授方法の工夫・開発）

平成 25（2013）年度の学部改革（2 学科体制から 1 学科 3 コース体制への移行）に伴い、学生が入学後に「学部必修科目」と「コース必修科目」を履修しながら、自分の適性に合ったコースを選択させる方式を導入した。

履修の順序に関する原則は、2 年次前期までは「全学共通教育科目」の履修を優先させることである。他方、初年時から専門性に触れられる意図から、一部の「学部専門科目」を「全学共通教育科目」と並行して履修させることとした。第 1 は「学部必修科目」であり、第 2 は「コース必修科目」である。「学部必修科目」はすべて 1 年次に配置してあり、

「コース必修」の講義科目の多くは2年次前期までに配置した。

コースの所属は2年次後期から始まる専門基礎演習（3年次以降、専門演習）の所属と同時に決定する。演習の所属を決める手続きは2年次前期中盤であり、それまでに自分の適性に合ったコース選択ができるようにするため、コースの概要を事前に承知しておく意味から「コース必修科目」をゼミ募集以前に配置することとした。従って、どのコースに進むかを決定するために複数コースの「コース必修科目」を履修することができるように、履修した単位が卒業単位として無効とならないようにカリキュラム上の担保を与えた。

経済学部専門科目のうち、2年次の専門基礎演習から4年次の演習4まで同一の教員が指導する。専門教育としての演習では、最大でも1クラス10人程度以下と少人数教育がさらに徹底されており、個々の学生と教員とのコミュニケーションを密にして、生活指導や履修指導、さらには就職活動の指導を含めた学生に対する個人的な指導が徹底している。演習4では、4年間の学業の集大成として、論文形式または口頭発表形式による卒業研究の提出が全学生に義務付けられており、提出された卒業研究は公開発表審査会において複数の教員によって審査される。

なお、現在学生募集を停止している経済学科及び経営学科（いずれも学科在籍者は4年次生）も基本的に同様な方針で授業内容・方法に関する工夫を実施している。

〔環境情報学部〕

（教育課程の体系的編成）

平成25（2013）年度から、3学部の学生を対象とした「全学共通教育科目」が導入され、教育課程は「全学共通教育科目」と環境情報学部が開講する「専門教育科目」から構成されるようになった。専門教育科目は、さらにセミナー科目、各専攻必修科目、各専攻配当選択科目、スポーツ資格科目に細分される。卒業要件としては、全学共通教育科目60単位以上、専門教育科目としてセミナー14単位、専攻必修12単位、専攻選択科目22単位以上を条件としての70単位以上、合計130単位以上である。

・セミナー

1年次の環境情報学概論Ⅰ、Ⅱでは、環境情報学部で学ぶ「環境」「情報」「メディアコミュニケーション」の基礎的な内容を取り上げ、各教員がオムニバス方式で教授する。セミナーは、2年次基礎セミナー、3年次専門セミナー、4年次卒業研究セミナーと1つのセミナーに所属して、基礎的な事柄から専門的な内容まで学修し、最終的には「卒業論文」、「卒業制作」として、各人が研究成果をまとめ上げる方式となっている。これらはすべて必修である。

・専攻必修科目

1年次後半から、3つの専攻のうち、どれかに所属し、その専門領域で研さんを積む。各専攻では、その分野で必ず習得しなければならない科目として、基礎的な科目を12単位そろえている。所属学生は、1年次後半から、2、3年次とこれらの科目を学修する。

・専攻選択科目

専攻選択科目は、座学、コンピュータ演習科目、スタジオ演習科目、実験科目とさまざまなタイプの科目をそろえている。1年次後半から、順次、基礎科目、発展・応用科目と配置されており、専攻必修科目と関連させて、履修指導どおり取得していけば、セミナー

で最終的に必要とされる知識、技術を習得できる構成となっている。

(教授方法の工夫・開発)

1 年次前半は、環境情報学部で学ぶ「環境」「情報」「メディアコミュニケーション」を一般的に学習させ、それぞれの専攻での到達点をイメージさせ、最後に専攻を選択させる。1 年次後半からは、各専攻に分かれ、専攻の分野基礎を学修させる。その過程で、どのセミナーに所属するかを選択させる。2 年次より本格的にセミナー及び専攻の科目を学習させる。セミナーでは、5 人から 10 人の少人数教育を徹底しており、2 年次より同一のセミナーにおいて研さんを積む。教員による履修指導を各学期当初に徹底することによって成果があがっている。各専攻は 20 人から 30 人程度の学生数となり、学生間、教員間の連携も密に取れており、学生は専攻への帰属意識が高い。最終的に、4 年次で、卒業論文・卒業制作発表会を、3 年次以下の下級生も参加して、実施している。4 年次は、緊張感を持って、発表の準備とプレゼンテーションを行っており、下級生にとっては 1 年後の自分をイメージできる場となっている。

〔総合政策学部〕

(教育課程の体系的編成)

地域のリーダーとして活躍する人材を育成するためには、授業科目自体の幅広さや、地域が求めているリーダー像や地域課題への的確な把握が不可欠である。このため教育課程の改革に取り組み、学生が多様な授業科目を選択できるカリキュラムとした。また、地域との連携を積極的に行い、体験型・実践型の科目を多数配置している。さらに、全学共通科目に位置付けられている 2 年次前期の「基礎演習」、専門教育科目に位置付けられている 2 年次後期の「専門基礎演習」、3・4 年次の「専門演習 a・b・c・d」と、習熟レベルに応じた演習を全学年必修とし、学生の意欲や自発性を高める少人数教育に力を入れた教育を行っている。

(教授方法の工夫・開発)

学生の学習状況やニーズを把握するために、全学の授業改善アンケートを基に、その結果の経年変化を学科会議で分析するなど、教育目的が教育方法に十分反映されるよう、改善策の研究を行っている。また、定期的に教授会や学科会議で教授方法の工夫や開発についての情報交換やディスカッション (FD) も行っている。

【エビデンス集】

- 【資料 2-2-1】 四日市大学ホームページ
(大学案内>四日市大学について>大学の特色)
- 【資料 2-2-2】 2017 年度学生便覧【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-2-3】 2017 年度各学部履修要綱【資料 F-12】と同じ
- 【資料 2-2-4】 2017 年度各学部シラバス (講義要綱)【資料 F-12】と同じ
- 【資料 2-2-5】 平成 29 年度各学部学科時間割
- 【資料 2-2-6】 四日市大学全学 FD 委員会規則 第 3 条

【自己評価】

〔全学共通教育科目〕

平成 25 (2013) 年度から、経済学部学科再編に併せて全学共通教育科目を設置し、さらに平成 29 (2017) 年度の経済学部の学生募集停止、総合政策学部の入学定員増員に併せて地域科目及びスキル科目を導入した。これにより、建学の精神「人間たれ」に則して、大学生としての基礎教養・基礎学力の養成を全学的に図るとともに、各学部における専門課程教育との接続を図りつつ、4 年間の在籍期間中に、特定の教員が個々の学生に対して「担任」としての役割を果たす体制を確立できたと評価している。平成 29 (2017) 年度の全学部合計の入学者数は前年度を上回っており、これまでの改革の内容が浸透してくることで、大学全体の入学定員の充足率の改善も期待される。平成 29 (2017) 年度より導入した新しいカリキュラムの学年進行に伴って、アクティブラーニングの普及など、教授方法の更なる工夫・開発も促進されるものと期待できる。

〔経済学部〕

平成 25 (2013) 年度の学部改革により 2 学科体制から 1 学科 3 コース体制（「現代経済コース」「国際地域コース」「経営会計コース」）となり、平成 28 (2016) 年度には 3 コース体制の完成年度を迎えた。コースごとに設定した教育目的は、十分に達成できている。

経済学部に入学者には「コース必修科目」と「コース選択科目」を学ぶことによって自分の適性を見つめ、2 年後期から所属するコースを選択する。その後、それぞれのコースの専門演習を通じ、より専門性の高い研究（卒業研究）に取り組んでいる。

経済学部の専門課程については、現在、新課程と旧課程が並行しており、旧課程については、学生に不利にならないように科目の「読み替え」等の手続きによりスムーズな新課程への移行に心掛け、どちらも教育目的にそった授業展開ができています。

〔環境情報学部〕

環境情報学部における環境、情報、メディアコミュニケーションの各専攻の教育目的は、十分に達成できていると判断する。特に、セミナーでは、少人数教育が徹底され、個人のレベルに合った教育内容が実施されている。環境専攻においては、セミナー単位で、調査に出かけ、実験室での分析、農業法人での農作業実習など、実習や体験を通じて、自分の将来像を考えるきっかけとなっている。情報専攻では、各種情報処理資格を取得する指導も行っており、個人指導で成果を上げている。メディアコミュニケーション専攻では、特に、スタジオ系の制作ではグループによる協働が必須であり、文字通りのコミュニケーションが図られている。

〔総合政策学部〕

平成 25 (2013) 年度のカリキュラム改訂では、学則に定められた「人材育成及び教育研究上の目的」に沿った改革が実施された。これにより、教育目的を踏まえた教育編成が実現したといえる。特に、地域の行政、議会、NPO(Nonprofit Organization)等との積極的な連携の成果を教育に反映させており、これらの取り組みは地域で高く評価されている。

カリキュラム編成は、「地域政策コース」、「スポーツ政策コース」、「国際政策コース」、

「公務員養成・資格分野」、「総合分野」の5つの科目群に教育課程を体系的に編成することを通じ、それぞれの分野に関心が高い学生に魅力的な学びの場を提供している。さらには、授業評価やFDを継続した結果、教授方法については徐々に改善されており、これにともなって学生の授業評価の得点も向上してきている。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

〔全学共通教育科目〕

経済学部 of 学生募集停止と総合政策学部 of 入学定員増員に併せて平成29(2017)年度から2学部体制の新しいカリキュラムが始まった。まずはこの新カリキュラムを円滑に遂行していくことが必要である。

新カリキュラムは、新たに全学共通教育科目において、地域科目という科目群を設定しこの中から4単位以上を修得することを義務付けているほか、卒業後の進路につながる技能等を身につけることを意図したスキル科目という科目群を設定し、いずれかのユニットから10単位以上を修得することを義務付けている。

このことにより、地域への貢献を志向する学生を育てるとともに、卒業後に社会において有為の人材として活躍できるスキルを身に付けさせることで、COC事業の目的である卒業生が地域に着実に根付くようになることが期待される。

〔経済学部〕

平成25(2013)年度に経済学科と経営学科を統合し経済経営学科となることで、経済学部としての一体感を強め、教育・研究における機能性・機動力を高めてきた。また、平成27(2015)年度には、経済学部の取り組みが、経済産業省の「サービス経営人材育成事業」に中部地区で唯一採択されるなど、着実に成果をあげてきた。

こうした実績を踏まえつつ、社会情勢の変化などにも対応し、これまで以上に地域との連携を強化し、地域で役立つ人材を育成していくために、大学全体の学部を再編することとなり、経済学部は平成29(2017)年度から学生募集を停止した。これまで経済学部で培ってきた教育と研究の伝統は、平成29(2017)年度以降、総合政策学部の新カリキュラムや全学共通教育に受け継がれる。

〔環境情報学部〕

平成29年度から始まる新カリキュラムでは、環境専攻を自然環境分野、情報専攻とメディアコミュニケーション専攻を統合してメディア情報分野とすることを決定している。自然環境分野は、より自然環境に重点を置いて、地域における河川、湖沼の水質、微生物、土壌、大気等に焦点をあて、特化する内容となっている。メディア情報分野は、メディア処理にコンピュータ作業が不可分なことから、情報系とより密接に結びつくことを意図している。さらに、新たな分野として、従来からあったメディアツールをより強化して、Webデザイン、Webプログラミングの科目を新設している。

これらのカリキュラム改定により、学生の学習内容、卒業後の進路がより明確になることが期待される。

〔総合政策学部〕

総合政策学部は、その教育目的を達成するために、教育課程の編成に際しては社会の激変に常に柔軟に対応することが重要である。そのため、次のカリキュラム改定についての検討を始めるとともに、現行カリキュラムに組み込まれている「総合政策特講 a・b・c・d」を活用し、時代が求める学びの場を提供していく。たとえば、「総合政策特講 a」では、地域防災をテーマに掲げ、学生として地域防災に貢献できるような実践的な学習をし、全受講生が防災士資格取得を目指している。「総合政策特講 b」では、今日の社会でスポットがあたるスポーツ指導をテーマに掲げ、実習的な講義形式で将来のスポーツ指導者を目指す。また、この変化に合わせた教員配置を長期的な視点に立って行い、教育課程及び教授方法について改善・向上していくよう、さまざまな工夫を取り入れていく。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

学修・授業支援は、平成 25（2013）年 4 月に事務組織改編を行い、全学的には「教学部 教学課」が担い、教学部長の下に、留学生支援を主に行う留学生支援課（対外的には「留学生支援センター」）、就職指導、インターンシップ等にあたるキャリアサポート課（対外的には「キャリアサポートセンター」）を置き、3 課の横調整を行う仕組みとなっている。

事務職員は、各学部「教務委員会」及び「学生委員会」、3 学部の調整を行う「全学教務委員会」及び「全学学生委員会」に関わる体制になっている。また統合型 web サービスである「ユニバーサルパスポート（ユニパ）」（UNIVERSAL PASSPORT）を導入し、学生指導を含め、学生の学習・生活指導に関わる総合的な支援を、教員とともに実施している。このサービスの導入により、学生はネット環境を介して、自らの学習について自己管理を進めることができるようになっている。

運営面を具体的事例で示すと、次のとおりである。

(7) 新入生オリエンテーション及び新入生合宿

新入生に対しては、スムーズな大学生活への導入を支援するために、「学部」、「教学部」、「キャリアサポートセンター」、「情報センター（図書館）※情報センターが正式名称であるが本文では（図書館）を付記する」及び「コンピュータセンター」等、学生関係のすべての部署が協力し、入学式を含む数日間にわたる新入生オリエンテーション及び新入生合宿を実施している。オリエンテーションでは、学生生活全般、就職の心構え、「情報センター

（図書館）」及び「コンピュータセンター」等の大学施設、授業の仕組み・履修登録等の学修に関わる基本事項、また健康管理（健康診断を含む）、生活安全等に関わる事項等、勉学及び学生生活に関わる情報を提供している。

新入生合宿は、学部単位で行い、教員及び先輩学生から履修に関することをはじめとする大学生活全般にわたっての親身なアドバイスを受けることができるとともに、新入生同士の親睦を深めることを主眼に実施している。

(i) 学期前オリエンテーション

在学生に対しては、前・後学期の直前に、オリエンテーションを実施している。前学期前のオリエンテーションでは、前年次の「成績通知」とともに「履修要綱」、「シラバス（講義要綱）」等を配布し、履修登録等に関わる注意点、特に、履修登録に関わるミスの防止及び卒業に向けた計画的な履修について説明している。また、同時に、健康診断、自動車通学等の学生生活上の諸手続きについても説明しているとともに、ゼミ担当教員等により、成績不振な学生、出席状況不良な学生（「出席管理システム」の導入により、学生個々人の出欠状況を把握できる）等への個別面談を実施している。成績や出席状況あるいは生活面などで特に問題があると思われる学生に関しては、この学期前のオリエンテーションの期間に保護者に来学するよう教学課より連絡をし、保護者も同席して個別面談を各学部の教員により実施している。

後学期前オリエンテーションでは、前学期の「成績通知」を配布するとともに、改めて履修登録に関わる注意点及び定期試験受験上の注意等を説明している。なお、前学期に引き続き後学期においても、必要に応じて保護者にも同席いただいた上で、ゼミ担当教員等により成績不振な学生、出席状況不良な学生等への個別面談を実施し、学生個別の問題解決に努力している。

(ii) オフィスアワーの設定と「教員在校状況表示板」（モニター）の設置

専任教員には、前・後学期を通じて、毎週 90 分のオフィスアワーの設定を義務付けており、その設定時間と場所は、各学部「履修要綱」に記載している。また、「教学課」事務室内に各教員の在校状況が一目でわかる「教員在校状況表示板」を設置し、学生と教員の交流促進を図っている。従来、ゼミや講義時間、また「オフィスアワー」等の固定された時間帯を中心に行われていた学生と教員の接点を、教員の在校状況を知らせることにより、学生がより柔軟に研究室を訪問しやすくし、教員への相談等の利便性向上につなげている。

なお、オフィスアワーに関しては、その設定の趣旨を踏まえ、非常勤講師にも、授業終了後に教室や非常勤講師控室等で質問を受け付ける、または電子メール等で随時質問を受け付けるといった形での対応を求めているところである。

(iii) 1～4 年次にわたる担当教員の配置による指導

平成 25（2013）年度から実施した全学共通教育によって、各学部とも、1 年次から 4 年次まで、それぞれに専任の教員が少人数単位の担当教員となり、教学・学生生活の指導にあたる体制が整備された。前述した学期前オリエンテーションの際には、成績不振の学生等への個別面談はもとより、日常的な学習アドバイスや生活指導、進路相談、人生相談など、個々の学生の実状に則した指導、アドバイスを行っている。

なお、近年、発達上のあるいは精神的な問題を抱える学生が増加するなか、担当教員による学生と保健室・学生相談室等との仲介も行っている。

(㊦) 留学生支援

「留学生支援センター」において、留学生支援課職員、共通教育日本語科目担当教員、及び「留学生支援委員会」の教員等が協力し、留学生への支援を進めている。日本での生活上のルールやマナーについて指導を行うとともに、留学生オリエンテーション等を実施している。こうした留学生支援の取り組みが評価され、一般財団法人日本語教育振興協会が主催し日本語学校の教職員が選ぶ、留学生に勧めたい進学先「日本留学 AWARDS」に 4 年連続でノミネートされ、平成 27 (2015)・28 (2016) 年の 2 年連続で、大賞（私立大学文系・西日本部門賞）を受賞している。

(㊧) 各種資格取得の奨励

各種の資格取得を奨励するために、学部により種類は異なるが、総数 16 種類の各種検定、試験を対象に申告に基づく単位認定を実施している。

(㊨) 学部独自の取り組み

経済学部では、将来、税理士を目指す学生を対象に、通常のエデュケーションと並行して「プロフェッショナル・アカウンタント・プログラム」を開設し、また、通常のエデュケーション内に販売士及び FP（ファイナンシャル・プランナー）の資格取得を目的とした科目を設置している。いずれの科目も少人数であることから、各講義のなかで、資格試験の準備状況、資格の取得状況などを把握している。資格関連科目のなかで得られた、資格試験の準備状況、資格の取得状況などの情報は、担当教員が整理し、補充講義など必要な措置を教授会に提案し、資格取得に向けて対応している。

環境情報学部では、大学院進学希望者を対象に特別に英語指導を実施している。

総合政策学部では、市役所・町村役場職員等の地方自治体の一般行政職や警察官や消防官といった公務員採用試験の合格を目指し、対策講座を開講しているほか、個別指導にも取り組んでいる。また、単位の修得を通じて資格を取得できる工夫もしている。具体的には、指定されたスポーツ関連科目の単位修得により資格が認定される日本体育協会認定の「スポーツリーダー」や、同じく指定された単位の修得により資格が認定される「社会調査士」がこれにあたる。さらに、「総合政策特講 a（地域防災）」を履修・修了することによって「防災士」の資格試験を受験する権利を得て、学内で実施する防災士試験を受験することもできる。このほか、「三岐鉄道」（地元四日市市の私鉄会社）、「大入道」（地元四日市市の伝承に基づく祭事）、「四日市とんてき」（B-1 グランプリで注目される四日市のご当地グルメ）等地域に密着した題材を講義のなかに積極的に取り入れることも行っている。

(㊩) 学生支援施設での取り組み

「情報センター（図書館）」では、蔵書、視聴覚資料等をすべてデータベース化し、館内 OPAC(Online Public Access Catalog)をはじめ Web OPAC 等において瞬時に検索できる最新のサービスを提供している。

「コンピュータセンター」では、「ムードル (Moodle)」（コース管理システム (Course Management System、CMS)) を導入し、コンピュータネットワークを活用した場所や時間に制限されない学習環境を提供している。同時に学外からの利用にも対応するため暗号化通信機器を導入し、セキュアな通信環境も提供している。また、コンピュータ教室の利用は講義だけに留まらず、自学自習できるように学生に広く開放している。なお、文科系学部を中心とする本学にあつては、これまではコンピュータ関連科目において在学学生を TA

として採用してはいたが、TA の必要性はあまり認識されてこなかった。しかし、留学生支援の一環として、日本人学生によるチューターを設けることを検討し始めている。

(㌥) 学生からの意見の汲み上げ

学生からの学習支援に関する意見の汲み上げは、主として「教学部」及び「留学生支援センター」が行っているが、その他にセミナー・演習等の授業やクラブ活動を通じ、それらに直接携わっている教職員を介してなされる。また本学は学生に対して、毎学期「授業改善アンケート」との名称で「授業評価」を実施しており、そのなかでの自由記述欄で学生の意見等が記述される。

これら汲み上げられた学生の意見等は、必ず関係部署で検討され、意見によっては教授会で検討される。

【エビデンス集】

- 【資料 2-3-1】 四日市大学各学部教務委員会規則 第 2 条(2)
- 【資料 2-3-2】 四日市大学全学学生委員会規則 第 2 条(3)
- 【資料 2-3-3】 四日市大学情報センター規程
- 【資料 2-3-4】 四日市大学コンピュータセンター利用規程
- 【資料 2-3-5】 2017 年度各学部履修要綱 (8.UNIVERSAL PASSPORT、9.2.オフィスアワーについて、9.3.授業改善アンケート) 【資料 F-12】 と同じ
- 【資料 2-3-6】 2017 年度各学部シラバス (講義要綱) 【資料 F-12】 と同じ
- 【資料 2-3-7】 2017 年度学生便覧 【資料 F-5】 と同じ
- 【資料 2-3-8】 四日市大学留学生支援委員会規則
- 【資料 2-3-9】 「日本留学 AWARDS」西日本地区大学 (文科系) 部門賞 表彰状 (2015・2016 年度)
- 【資料 2-3-10】 授業改善アンケート

【自己評価】

本学では比較的少人数の授業科目も多く、特に 1 年次から「担任制度」ともいえるべきゼミが全学的に導入されたことから、「面倒見のいい大学」としての目の行き届く体制の整備は進んだといえることができる。課題となっていた入門演習から基礎演習さらには専門のゼミへと進んでいくなかで必要となるゼミ担当教員間での引き継ぎも、全学的な「成長スケール」(学生によるルーブリックの記入とゼミ担当教員による面談等から構成)を導入することで、その調査票や面談シートの引き継ぎが必須となったことから、改善されることが期待できる。教職員一丸となつてのチームティーチング体制の構築には、まだ課題も残る。

また、本学の学生への学習支援体制は、担当部署が整備され、またその運用もほぼ問題なく行われている。しかし、大学教育の個性化・特色化の観点から、本学の学習支援システムが目指す、全体として方向性、すなわち「留学生」あるいは「スポーツ学生」を含む大学としての学生の学習支援方針に明確性を欠くきらいがある。特に、怠学・中退の学生対策は、依然、手探りの状態である。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

第 1 に、チームティーチング体制の構築である。課題となっていたゼミ担当教員間での引き継ぎや連携は、COC 事業の一環として学修面のみならず学生生活のさまざまな面での学生の成長の記録ともなる「成長スケール」の研究・試行が進められ、平成 28（2016）年度から本格導入が図られたことで、学生の成長の記録を追えるようになったため、これを活用して教職員間でのチームティーチング体制の構築が進んでいくことが期待される。

第 2 に、怠学・中退防止対策である。怠学防止対策については、担当教員を通じての指導が徹底しつつあるが、依然として根絶できていない状況がある。また、中退防止対策については、教職員協働で努めているものの、経済状態、保護者の状況、本人の精神的な状態等複合する場合が多く、指導教員と教学課・保健室・学生相談室・留学生支援センターとの連携・情報共有のみならず、会計課との連携も必要である。

第 3 に、事務系パソコンを中心としたシステムのリニューアルが必須である。学修・授業支援のために情報機器の活用頻度は高まっており、外部からの侵入を防ぐとともに、操作性の高い機種へと転換していくことが求められる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

単位の認定は、「四日市大学学則」に基づき、各学部の「履修要綱」に認定の要件を明示し、成績評価における透明性を図るとともに、学部教授会にて厳正な認定を行っている。

年間学事予定・授業時間については、前年度中に、教授会や教務委員会によって決定し、「履修要綱」・「時間割」等によって明示し、学期初めのオリエンテーションや履修指導・新入生合宿を通じて、学生及び教員に説明し、周知徹底を図っている。卒業・修了の要件及び履修登録単位数の上限は、「四日市大学学則」、「履修要綱」及び「シラバス」に明示されており、さらに、その見方や理解については、ガイダンスやゼミ、講義でも説明し周知徹底を図っている。

単位の認定は、「シラバス」において、授業科目ごとに成績評価の基準を示し説明するとともに、「履修要綱」で詳細に明示し、単位認定の透明性を図っている。これは教員と学生との信頼関係を高め、学生の学習意欲を高める効果を生んでいる。

成績は、表 2-4-①-1 で示すように定期試験等の点数により評価する科目、及び合否のみで判定し合格すれば認められる科目（認定科目）とがあり、評価は 100 点満点で、60 点以上が合格で単位が認められ、59 点以下の科目は不合格であり単位は認められない。

表 2-4-①-1 成績評価及び成績評価基準

区分	評価	成績評価基準	評価内容
合格	秀	90 点～100 点	特に優れた成績
	優	80 点～89 点	優れた成績
	良	70 点～79 点	妥当と認められる成績
	可	60 点～69 点	合格と認められる最低限の成績
	認	単位認定科目	可否の認定
不合格	不可	0 点～59 点	合格と認められる最低限の成績に達していない

進級については 4 年次まで全員進級する。したがって、卒業の可否により留年することになるが、各学年の成績不振者については、教職員が各年次の終わりに指導している。なお、平成 25 (2013) 年からの入学生については、4 年次までの 8 セメスターそれぞれに 24 単位の履修制限が設けられたことから、計画的な履修が必須となっている。なお、「長期履修制度」による社会人学生については、選択した履修年ごとに、各学期の修得単位の上限を別に定め、長期履修の実があがるよう配慮している。

また、本学では GPA(Grade Point Average)制度を採用し、表 2-4-①-2 に示す基準にしたがって、それぞれ GP(Grade Point)を付けて全履修科目の平均を算出し、学業成績を総合的に評価し、その結果を成績通知表及び成績証明書に記載している。なお「止」とは所定の手続きを経て履修を中止した科目である。

表 2-4-①-2 成績別 GP 基準

評価	秀	優	良	可	不可	認	止
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0	—	—

卒業・修了の要件については、「四日市大学学則」第 32 条、第 33 条の定めに従って、表 2-4-①-3 に示すように学部別の履修要件・授業科目を満たし、平成 25 (2013) 年入学生からは 130 単位を修得し、本学に 4 年以上在学した者について、学部教授会の意見を聴取して、学長が卒業を認定し学士の学位が授与される。

表 2-4-①-3 卒業・修了の要件

平成 29 年度入学者適用

区 分			卒業必要単位数	
全学共通教育科目	基礎科目		必修	6 単位以上
	語学科目		必修	4 単位（留学生は日本語 4 単位）
			選択	4 単位以上 留学生は日本語 4 単位を含む
	情報科目		必修	6 単位
	地域科目		選択	4 単位以上
	一般教育科目	社会科学系列	選択	4 単位以上
		人文科学系列	選択	4 単位以上
		自然科学系列	選択	4 単位以上
	キャリア科目		必修	4 単位以上
	特別科目＊		選択	
	スキル科目		選択	いずれかのユニットから 10 単位以上
50 単位以上				
学部専門教育科目	学部基礎科目		必修	6 単位
	演習科目		必修	12 単位
	分野必修		選択必修	選択した分野で 6 単位
	分野科目		選択	選択した分野で 18 単位以上 (☆1)
	分野共通科目		選択	
	62 単位以上			
計 130 単位以上				
＊特別科目の他大学開放科目については、全学共通教育科目の必要単位数を超えて修得した科目として認定し、10 単位まで含めることができる。				
☆1・☆2 の要件を満たし、合わせて 38 単位以上				

平成 25～28 年度入学者適用

学部	科目区分		単 位 数			
3 学部 共通	全 学 共 通 教 育 科 目	演習科目	必修科目 6 単位		60 単位 以上	
		語学科目	必修科目 4 単位、選択科目 4 単位以上 ただし、留学生は日本語で修得すること			
		情報科目	必修科目 6 単位を含んだ 6 単位以上			
		系列 科目	地域・社会 系列	6 単位以上		
			人文系列	6 単位以上		
			自然系列	6 単位以上		
		キャリア科目	必修科目 4 単位を含んだ 4 単位以上			
		特別科目				
経済	専 門 教 育 科 目	学部必修科目	6 単位		70 単位 以上	
		コース必修科目	18 単位			
		コース選択科目	20 単位以上			
		学部選択科目	18 単位以上			
		自由選択科目				
環境 情報	専 門 教 育 科 目	セミナー科目	14 単位		70 単位 以上	
		選択必修科目	56 単位 以上	環境専攻必修・情報専攻必修・ メディアコミュニケーション専攻必修いづれ かの専攻必修を 12 単位		
		選択科目		選択必修で選んだ同じ専攻から 22 単位以上		
総合 政策	専 門 教 育 科 目	必修科目	14 単位		70 単位 以上	
		選択科目	56 単位以上			

【エビデンス集】

- 【資料 2-4-1】 四日市大学学則【資料 F-3】と同じ
- 【資料 2-4-2】 2017 年度各学部履修要綱【資料 F-12】と同じ
- 【資料 2-4-3】 2017 年度各学部シラバス（講義要綱）【資料 F-12】と同じ
- 【資料 2-4-4】 2017 年度学生便覧【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-4-5】 四日市大学履修及び試験規則

【自己評価】

全学共通教育科目を中心とした教養教育課程から専門教育課程へとくさび型に編成されるなかで、個々の学部において、特色ある教育が図られ、単位の認定、卒業要件及び単位数の上限が明示され、厳正なる教育がなされている。学事及び授業期間等も明示される。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神、大学の基本理念及び大学の使命・目的を基盤として各学部教育の教育目的があり、そのつながりのなかで教育課程が編成されていることに問題はないと考えるが、全学共通教育科目の導入によって、学部間の成績評価の偏りも見られるようになっている。

教育目的の達成状況の把握は、学士力の一層の向上及び質保証にとって極めて重要であり、今後、GPA や学生の「成長スケール」の活用を強力に押し進め、学生個々のレベルを前提にした点検・評価を行う。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

職業的自立については、本学では「キャリアサポートセンター」（略称:CSC）・キャリアサポート課が主として担当しており、そこでは企業紹介を中心とした業務のみならず、教学課と連携して、大学生の基礎学力や人間関係の基礎となるマナーやルール（規範）意識の向上及び大学教育における「自分の人生の目標設定」確立・支援体制の強化・充実も図っている。具体的には、次の体制で適切な運営を行っている。

(ア) キャリアサポートセンター

キャリアサポート課課長、課職員（正職員 2 人）で構成され、相談窓口業務は、課長を中心に 3 人の職員が行っている。就職支援の内容は、就職面談・面接、就職指導研修会及び就職ガイダンス等であり、従来から行っていた求人開拓、就職情報支援、「就職の手引き」（冊子）の作成及び求人情報・企業情報等の管理・収集業務も引き続き行っている。

職業的自立だけではなく、社会的自立も含めたキャリア形成の意識を学生に持たせるため、教学課と協力して、全学共通教育科目として、キャリア形成に資する科目を 1 年次後学期、2 年次前学期に必修科目として設定し、学生の就職指導に関しては、2 年次後学期からの選択科目において、実質的な就職活動支援を行うこととしている。このほか、ゼミ単位でガイダンスを実施し、J-NETNAVI 及びメール配信システムを導入して就職活動支援を強化している。留学生の就職については、留学生支援センターと連携して求人開拓を行っている。

(イ) キャリアサポート委員会

教学部長、経済学部長、環境情報学部長、総合政策学部長及びキャリア教育担当教員で構成され、会議には課長も出席する。委員会では就職・進路・キャリア教育にか

かわる年間方針案が検討され、本学の最高意思決定機関である大学協議会での協議を経て、全学教授会にて意見聴取がなされる。この方針に基づいた活動状況は、同委員会で定期的に検討され、その結果は全学教授会及び学部教授会に報告され、課題の共有化が図られている。

(ウ) ゼミ担当教員

基本的な問題については、キャリアサポート委員会で審議されるが、具体的な個々の学部にかかわる問題は、キャリアサポートセンターとゼミ等の担当教員が話し合いを行うことによって、相互の意思疎通を図っている。この話し合いによって、キャリアサポートセンターが個々の学生の現状を把握することに役立っている。

(エ) 留学生支援センター・留学生支援課との連携

留学生の就職指導・支援及びキャリア教育については、留学生支援センターの大きな助力を得ている。同センターは、留学生にとって最も身近な組織であることから、留学生の要望・実態把握についても大きな協力を得ている。

(オ) 進学指導

大学院進学志望者については、教員の熱心な指導が行われている。環境情報学部では、教員が支援チームをつくって対応しているが、他の学部では、個別にセミナー等の担当教員が対応している。

(カ) インターンシップ及び資格取得支援

インターンシップは、平成 25 (2013) 年入学生から全学共通教育科目とされたことから、キャリアサポート委員会及びキャリアサポート課が中心になって企画し、進められている。時期は夏季休業を中心にして、10 日間を基準として実施しており、単位が認定される。

資格取得に関しては、「大学以外の教育施設等における学修」を単位認定することを定め（学則第 22 条の 2 に基づく内規）、各種の資格取得を奨励している。

学部により単位認定される資格は異なるが、16 種類の資格や検定試験を対象に単位認定を行うこと可能で、資格取得を奨励している。

なお、コミュニティカレッジでは、学生も参加できる各種の教養講座を開講し、学生生活の充実を支援している。

【エビデンス集】

【資料 2-5-1】 四日市大学学則 第 22 条の 2

【資料 F-3】 と同じ

【資料 2-5-2】 四日市大学キャリアサポート委員会規則

【自己評価】

職業的自立を目指す就職支援体制は、キャリアサポート課職員、キャリアサポートセンター運営委員会及びゼミ担当教員相互の連携等で整備されており、運営も円滑に行われている。

進学支援については、ゼミ担当教員及び教員グループが指導しており、進学希望者には確実な進学支援をしていると評価できる。

社会的自立をめざすためのキャリア教育については、全学共通教育科目において必修化されたところであり、成果は今後検証しなければならない。

なお、インターンシップについては、実施にあたって事前事後の指導も行い、支援体制は整っている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

社会的自立の中核は、職業的自立である以上、就職支援を中心に今後もその充実を図っていく。すなわち、全学共通化・必修化されたキャリア教育との一層の有機的結合を図り、学生の就職意識の向上及び職業観の確立を有効なものにしていく。また留学生については、留学生支援センター・留学生支援課との分業と協業の関係を明確にしつつ連携を深め、留学生の希望実現に必要な支援の充実に努める。

就職率を高めるため、求人企業の拡大強化を図る。そのため県内・県外企業を訪問して、求人企業の量的・質的拡大を図り、また学内において企業説明会等の開催を進める。なお、これに伴って、三重県内の商工会議所、経営者協会、中小企業家同友会、商工会、労働局及び「おしごと広場みえ」等、官民の経済団体や職業紹介機関等と連携・協力を進める。

キャリア教育については、討論等を取り入れた授業改善に取り組み、その成果を検証する。

インターンシップを、学生にとってなお一層有益なものにするために、キャリアサポート課と学部・ゼミ担当教員等との緊密な連携体制を強めていく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

教育目的の達成状況の評価とフィードバックのために、全学FD委員会規則に基づき、全学FD委員会が組織されている。全学FD委員会は、副学長、教学部長、各学部長、各学部選出委員（1人）及び事務局長によって構成され、次の事項を審議している。

- (ア) 授業改善のための方針及び実施体制に関する基本的事項
- (イ) 教授方法等の改善のための支援に関する基本的事項
- (ウ) 各学部等が行うFDの支援に関する事項
- (エ) 全学のFDの推進・啓発を目的とした講演会及び教職員の研修等に関する事項
- (オ) その他、全学のFD推進に必要な事項

なお、演習形式の授業を除くすべての授業科目で、学期ごと（年2回）に統一フォーマットで授業改善アンケート（いわゆる授業評価）を行っており、その結果を受けて、各教員は個々に自身の授業を改善している。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

FD活動による教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての取り組みは次のとおりである。

〔全学共通教育科目〕

授業改善アンケートでの評価結果を受けて、平成 27（2015）年度後学期より「四日市大学の教育改善・改革推進のための報奨に関わる取り決め」にもとづき、教育目的の達成状況が優れている取り組みを「四日市大学 Good Practice 賞」として報奨するなどの形でそのフィードバックを行ってきている。

また、全学 FD 研修として、平成 25（2013）年 9 月より、毎年度 9 月と 3 月に「教学フォーラム」と銘打ち全教員参加の研究集会を開催している。学内の全教員が顔を合わせて本学学生の教育上の問題点などの情報を共有することで、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての教員間での目的の共有化や連携協力体制の構築などの成果が表れつつある。

なお、四日市大学学会が組織され、各学部はそれぞれ紀要を年 2 回程度発行しており、教員の研究活動発表のみならず、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けた取り組みの発表の場としても活用されている。

〔経済学部〕

経済学部では学部内規に基づき、経済学部 FD 委員会を設置し授業内容方法の改善を組織的に進めている。学部 FD 委員会は、公開授業・授業改善アンケートのほかに、FD 課題の発掘と教授会への提案ならびに教授会決議に基づく FD 活動の企画と実施をその役割としている。

平成 25（2013）年度は、学部改革により生まれた経済経営学科の履修に関する「学部内研修」と定期試験等における「不正行為対策」の 2 つが重点課題となっている。「学部内研修」では経済経営学科のカリキュラム運営を再確認し、同時に運営上の FD 課題を整理し、対応を検討する方針が決まっている。また、「不正行為対策」では、平成 24（2012）年度に不正行為が発生したことを受け、経済学部の課題として FD 委員会を中心に対策を講じていくこととなっている。

平成 26（2014）年度には、FD 活動として授業の改善を図るため、授業公開を実施した。

平成 27（2015）年度には、教員に対して e ラーニングに関するアンケート調査を行い、現状と学習支援のツールとして「ムードル(Moodle)」を活用するための課題を検討した。その結果は、全学 FD フォーラムで行った。

平成 28（2016）年度には、留学生の単位取得状況を調査し、学年別の未修得科目を把握することによって留学生に対する履修指導及び授業支援のあり方を検討した。毎学期の「授業改善アンケート」の結果については、各科目の生データは担当教員に配布し、グラフ化した処理済みのデータは担当教員のコメントとともに情報センター(図書館)

で一般公開している。

〔環境情報学部〕

環境情報学部 FD 委員会及び環境情報学部教授会において、学部 FD の取り組み方針を決定している。

平成 26 (2014) 年度は、教員相互の授業参観、授業中の電子機器の使用禁止、出欠を IC リーダで読み取らないで受講者の名前を呼んで顔と名前を覚える、出席点を認めない等が決定され、実施された。特に「出席点を認めない」は、授業は出席することが前提であるとの認識からくるもので、代わりに小レポートやノートチェックを積極的に行い、学生の学修進捗状況のチェックやサポートを重視する方向が打ち出された。「出席点を認めない」は、全学 FD 委員会にも提案され、受け入れられている。また、学年の切り替わりの時期である 3 月において、学生 1 人 1 人のリストを、教員全員で見ながら、留意点、指導方法等を議論している。

平成 27 (2015) 年度は、留学生の日本語能力向上が主な議題となり、個別指導の導入が図られた。具体的には、週 2 コマを学生の個別指導に充てる、対象を新生とする（ただし、上級生の参加を拒むものではない）、指導場所は学生がアクセスしやすい学生ホールに隣接した部屋を使用する、指導教員としてオフィスアワーを個別指導時間帯に充てている教員を優先する、入門演習において留学生を 2 コマのうちどちらかに参加を必須とする、学期を通して実施し以降の継続は実施状況を判断して決める等が確認された。平成 27 (2015) 年度を通して実施され、効果があると認められた。この試みは、平成 28 (2016) 年度も継続されている。また、授業内で使う用語の読み、英訳、解説等のキーワード集の配布も検討された。この試みから、キーワード集のデータを用いた、スマホで動く日本語学習教材ソフトが開発され、留学生間で使用されている。

平成 28 (2016) 年度は、平成 26 (2014) 年度、平成 27 (2015) 年度で試みられた取り組み方針を継続して実施している。

〔総合政策学部〕

総合政策学部では、毎月開催する教授会・学科会議のなかで全学生の出席率・単位取得状況などの情報を共有しながら、FD に関する事項を議論している。そこで取り上げられた事項は、学生の授業に対する意欲、学生による授業改善アンケート、学生の GPA、授業出席率と成績評価、新生合宿と授業改善、学部 FD の方向性等である。これらの議論を経て教学フォーラムにおいて発表・提言などを行っている。

【エビデンス集】

- 【資料 2-6-1】 四日市大学全学 FD 委員会規則【資料 2-2-6】と同じ
- 【資料 2-6-2】 授業改善アンケート【資料 2-3-10】と同じ
- 【資料 2-6-3】 四日市大学の教育改善・改革推進のための報奨に関わる取り決め
- 【資料 2-6-4】 四日市大学学会会則 第 6 条

【自己評価】

学生の授業についての評価を中心に、個々の教員が教育目的の達成状況を点検・評価する取り組みは充実をみせつつあり、全学 FD 委員会を通じての情報共有も図られつつある。しかし、卒業後の企業アンケート等による「学士力」という観点からの教育目的の達成状況は、環境情報学部の卒業生対象アンケートを除き、その点検・評価にまで及んでいないのが実態である

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

授業改善アンケートに代表される日々の学修に関するアンケート調査だけではなく、「学士力」の状況把握のために、COC 事業の一環として行っている企業アンケート、卒業生アンケートなどによる基礎データの収集に努めるとともに、教育改善へとフィードバックする体制をつくっていく必要がある。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

2-7-① 学生生活の安定のための支援

学生生活の安定のための支援組織として、教学部教学課及び留学生支援センター・留学生支援課があり、教員による委員会組織として、学生委員会（全学及び各学部）及び留学生支援委員会等を設置している。学生委員会には、教学部教学課（保健室：保健師 1 人及び学生相談室：（非）臨床心理士 1 人含む）が、留学生支援委員会には、留学生支援課が、事務部門として対応し機能している。すなわち、学生委員会は、年数回開催され、当該年度の課外活動や学生の賞罰に関わる審議を行っている。留学生支援委員会も年数回開催され、当該年度の留学生に関わるさまざまな問題を審議するとともに、その賞罰についても検討している。これらの審議・検討結果は、いずれも全学教授会及び学部教授会等に報告され、必要な事項については制度の改善・改定を行っている。

教学部教学課は学生の窓口であり、かつ直接の支援・指導に携わり、極めて多様な業務を担っている。具体的には、課外活動（クラブ・大学祭・学友会活動等）、各種奨学金（主に日本学生支援機構奨学金）、健康管理（健康診断の実施、学生相談室との連携）、学生本人や家族及び保証人の異動・連絡、行事・集会、印刷物の配布・掲示、拾得物の保管・処理、学生専用アパート管理者との連絡・協議、アルバイトのあっせん、生活指導及び相談、学生の賞罰、学生対象の各種行事や研究会等の紹介、併設の四日市看護医療大学との連絡・調整、新入生及び学期前オリエンテーションの実施調整等である。

留学生に対しては、留学生支援センター・留学生支援課が留学生支援委員会を構成する教員と密接な連絡を取りながら、その指導にあたっている。具体的には、留学生の福利厚生、学生生活の充実を目指すとともに、各種奨学金の選定・給付、ビザ等在留資格に関する事項、アパート等のあっせん・居住状況に関する事項、日本語の習得・授業についての支援、留学生同士及び日本人学生との交流、留学生会及び日常生活・健康管理等についての相談・アドバイス等である。

経済的支援として、本学独自の奨学金制度・授業料減免制度、学納金の納付についての特別措置、地方公共団体・民間団体等の各種奨学金及び日本学生支援機構奨学金の取り扱いを行っている。

本学独自の奨学金は、表 2-7-①-1 に示すとおりである。留学生は、全員が私費留学生であることから、表 2-7-①-2 に示すような奨学金を実施している。

表 2-7-①-1 四日市大学独自の奨学金（年間）

奨学金の種類	内容
入学試験特待生奨学金（1 年次対象）	入試成績優秀者を対象に授業料等の 5 割または 3 割を免除
スポーツ学生奨学金	スポーツ成績優秀者を対象に入学金、授業料等を 4 種に分けて免除
社会人学生に対する授業料等減免	社会人入学者を対象に入学金、授業料の半額を免除
特待生奨学金（2 年次以上対象）	各学部の成績優秀者を対象に授業料の半額を免除

表 2-7-①-2 留学生対象奨学金の種類（年間）

奨学金の種類	内容
私費外国人留学生授業料減免	留学生の経済負担軽減のため授業料の 3 割及び教育充実費を免除
私費外国人留学生奨学金	成績優秀かつ経済的困難な留学生を対象に 15 万円を給付
私費外国人留学生成績優秀者奨学金	成績優秀な留学生を対象に 1 万円を給付
貢献顕著な私費外国人留学生奨学金	学業、人物、大学・地域への貢献顕著な留学生を対象に 2 万円を給付

本学独自の奨学金には、前学長が私費で授与してきた「Discover Japan 日本再発見の旅」がある。このほかに、私費外国人留学生を対象とする外部の奨学金制度のなかで、三重県私費外国人留学生奨学金、私費外国人留学生学習奨励金、四日市北ロータリークラブ特別奨学金、国際ソロプチミスト三重北奨学金、国際ソロプチミスト三重奨学金、ロータリー米山奨学金、佐川留学生奨学金、平和中島財団外国人留学生奨学金に対して推薦を行っている。

間接的な経済支援として、アルバイトの求人の受付、及び掲示を行っている。アルバイトについては、大学紹介のものなので、学業に支障をきたすもの、危険なもの、学生にふさわしくないもの等、制限職種を設けている。大学管理棟 1 階の通路に掲示板を設けている。また遠隔地からの学生の居住の便宜を図るために、開学時より民間管理者の協力を得

て、本学周辺に学生専用アパートを設け、入居を紹介・仲介しており、民間のほかのアパートよりも低い家賃を設定している。さらにスポーツ奨学生、外国人留学生については、優先入居枠を設けている。

学納金の納付に関する特別措置としては、納付期限の延長による延納及び分割納入による分納を実施している。これらは、会計課において学生及び保護者等との相談により柔軟に対応しているものである。

日本学生支援機構奨学金は、近年受給者が増加し、その位置づけが大きくなっているが、受給者の増加に伴い、手続きの不備者、卒業後の返還を滞納する者が増加傾向にあることから、奨学金の意義及びその返還についての説明・指導を強化している。

学生の課外活動への支援として、体育館（武道場、トレーニングルームを含む）、第1グラウンド（サッカー場、アメリカンフットボール場）、第2グラウンド（野球場）、第1テニスコート（4面）、第2テニスコート（3面）及びクラブハウス（2棟）がある。クラブハウスに学友会室及び大学祭実行委員会室をはじめ、各クラブの部室、女子更衣室、浴室、シャワー室、洗濯室及びミーティングルームを設けている。また3号館（舞台付の講堂型教室を音楽サークル等の発表場所として開放するとともに、7号館（スタジオ）も大学祭などの学生のイベントで使用されている。

財政的支援は、大学、教育後援会、学友会及び同窓会の4者により行われている。

大学による支援は、主にクラブ推薦入試を実施している体育会系強化クラブ（アメリカンフットボール部、硬式野球部、硬式テニス部、ソフトテニス部、サッカー部）を対象に、監督・コーチの配置、交通費及び学外施設の賃借料の負担をしている。

教育後援会は、同じく体育会系強化クラブの学外コーチ等の交通費及び文化系・体育会系の公式クラブへの活動援助金、各クラブ指導者のスポーツ安全保険費、大学祭補助金、全国大会出場交通費補助、全国大会出場激励金、クラブリーダー研修会費及び施設設備費を負担している。

学友会は、文化系・体育会系の公式クラブへの活動援助金及び大学祭補助金を負担している。

大学祭は、同一キャンパス内にある併設校の四日市看護医療大学と合同の「よんよん祭実行委員会」を設け、両大学の学生が共同でにぎやかに繰り広げられている。両大学は施設設備の利用を認め、大学祭の活性化を支援している。

留学生については、留学生会が組織されており、留学生自らの手で、新入生歓迎会、交流会及び新春パーティー等を企画し実施している。留学生会には学友会から援助金が出されている。

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等は、常時は保健室及び学生相談室が行っている。保健室は保健師が常時待機し、学生の怪我や体調不良から悩みごと相談等に対応している。また学生相談室への相談の受付やセクシャルハラスメント等のハラスメントの相談窓口ともなっている。なお、学生の健康診断は、学校保健安全法に基づいて年1回（学年はじめ）実施している。さらに、学生の既往症、心身発達上考慮すべき点及び麻しんの予防接種等については、入学時に在籍調査票の一部として提出させている。

学生相談室は、非常勤の臨床心理士が週に一度（水曜日午後）、予約制にて学生の相談に応じており、現在、併設校で同じキャンパス内にある四日市看護医療大学学生相談室との

連携により、学生相談の充実を図っている。なお、各学期前のオリエンテーション時には、ゼミ等の担当教員による成績不振な学生に対する個人面談があり、個人面談から生活相談等に発展するケースも少なくない。

ハラスメントについての相談は保健室他、各学部の指名するハラスメント相談員（6人）が対応している。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握は、通常、在学生による「学友会」あるいは体育系・文科系の「クラブ」を通じて行われる。すなわち、「学友会」は、全学の学生が参加する組織であり、その執行部と連絡を取ることで、学生からの意見等の把握に努めている。「クラブ」については、年に1回、すべての「クラブ」の代表者を集め、体育系、文化系等の役員を決める「クラブ代表者会議」及び「クラブリーダー研修会」を開催し、「クラブ」からの要望事項の把握に努めている。

さらに、平成25（2013）年には「学生生活実態調査」を実施し、学生生活全般に関わる学生の意見を収集している。

このほか、学生対象窓口を有する各部署では、適宜学生からの情報収集を心掛けており、特に学生からの不満・要望については、できる限り対応し改善できるように努力している。

【エビデンス集】

- 【資料 2-7-1】 四日市大学全学学生委員会規則 第3条【資料 2-3-2】と同じ
- 【資料 2-7-2】 四日市大学留学生支援委員会規則 第3条【資料 2-3-8】と同じ
- 【資料 2-7-3】 四日市大学入学試験特待生規程
- 【資料 2-7-4】 四日市大学スポーツ奨学金規程
- 【資料 2-7-5】 四日市大学特待生規程
- 【資料 2-7-6】 四日市大学私費外国人留学生に対する授業料等減免規程
- 【資料 2-7-7】 四日市大学教育後援会会則
- 【資料 2-7-8】 四日市大学学友会会則
- 【資料 2-7-9】 四日市大学同窓会会則
- 【資料 2-7-10】 四日市大学学生相談室規程
- 【資料 2-7-11】 四日市大学ハラスメント対策規程
- 【資料 2-7-12】 2013年度四日市大学学生生活実態調査

【自己評価】

本学では、教学部長のもとで、教学課により学習及び学生生活に対する学生支援の一元化を図り、効率的で合理的な学生支援・指導を行っている。

経済的支援に関しては、奨学金希望者が年々増加しており、担当の事務職員1人体制では行き届かない面もでてきている。特に、学業成績による奨学金中止の判断が求められることもあり、それが中退、ワーキングプアにつながりかねないため、慎重な判断が求められるところである。

課外活動支援、特に財政的支援については、「教育後援会」及び「学友会」に負うところが大きい。しかしながら、いずれも学生数の減少により、会費収入が減少しており、課外

活動支援にも大きな影響が出ている。

学生の健康管理は、身体面では十分な体制となりつつあるが、心理的・精神的な面については、まだ不十分である。

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

学生サービスに対する体制は整備されているものの、その運用面で担当する事務職員等のスタッフが足りず、その増員を図らなければならない。また事務職員と教員との連携を深め、学習支援とともに学生への総合的な支援を進めていく必要がある。

中退防止対策上は、学費納入にかかる経済的状況を把握する会計課との連携が必須であり、将来的には、課題を抱える学生については、個別のファイルを用意して、学習上の指導を行う教員との連携を深めていく必要がある。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

平成29（2017）年度における専任教員数は、表2-8-①-1に示すように、経済学部13人（うち教授5人）、環境情報学部18人（うち教授12人）、総合政策学部16人（うち教授9人）、大学全体47人（うち教授26人）であり、学生募集を停止した経済学部において大学設置基準に定める専任教員数を下回っているが、在学している学生の教育に支障のないように教員を配置していく。なお、平成32（2020）年度の2学部体制への再編完了に向けて、大学設置基準に定める専任教員数を充足できるよう、計画的に教員配置を進めている。

表2-8-①-1 教員数と配置

平成29年5月1日現在

学部	学科	収容定員	専任教員数						兼任教員数	教員合計
			教授	准教授	講師	助教	計	設置基準上必要専任教員数		
経済	経済経営 (学生募集停止)	240	4	8	0	0	12	—	10	23
	経済 (学生募集停止)	—	1	0	0	0	1	—		
環境情報	環境情報	320	12	3	2	1	18	12	11	29
総合政策	総合政策	400	9	7	0	0	16	14	15	31
全体		—	—	—	—	—	—	14	—	—
合計		960	26	18	2	1	47	40	36	83

教員の構成は表2-8-①-2に示すとおりである。年齢構成が高い年齢層に偏っていることがわかる。また、専任・兼任の割合は専任56.6%、兼任43.4%となっている。

表2-8-①-2 学部別教員構成

平成29年5月1日現在

学部	専任				兼任	計
	～45歳	46～60歳	61歳～	計		
経済	2	5	6	13	10	23
環境情報	4	6	8	18	11	29
総合政策	5	9	2	16	15	31
計	11	20	16	47	36	83

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

教員採用の方針は、専任教員選考規程に基づき、年度ごとに大学協議会で決定される。すなわち、始めに学部長が、学部の教育方針に基づいて次年度の専任教員採用に関して、学部教授会で審議し、その結果を「教員配置計画案」にまとめ、それを大学協議会に提案するとともに、教学部長にも提出する。大学協議会では計画案に示されている職位、担当授業科目名、採用理由等を協議し、採用の必要性の有無等、教員採用の方針を決定する。各学部は、この大学としての方針に基づき採用準備を行う。

教員昇任の方針は、毎年その意思のある者が学部長に「昇任申請書」等を提出し、その後の規程に基づいて審議等に委ねることとなっている。

教員の採用・昇任の方針は、全学的な規程として「専任教員資格基準」及び「四日市大学専任教員選考規程」に定められ、その下部規程として各学部に「経済学部専任教員資格審査基準細則」、「環境情報学部専任教員資格審査基準細則」及び「総合政策学部専任教員資格審査基準細則」が定められている。

各学部は規程に従って専任教員の採用・昇任審査について審査委員会を設置し、その結果を学部教授会で審議する。審査委員会には、当該学部の最も関係する専攻分野の教員 3

人をもって構成することとなっており、厳格な審査が行われている。学部教授会の審議結果を受け、採用・昇任の発令については学長の申請により、理事長が承認することとしている。

なお、教員評価は実施していない。

教職員に対する研修については、平成 26（2014）年 1 月に、義務研修の規程を整備した。必要に応じて、大学協議会で構成員の発議により義務研修は設定可能であり、順次開催の予定である。

教員の資質・能力向上の取り組みについては、各学部の FD 活動により、授業実践を中心に行われている。また、COC 事業の取り組みにより、地域社会の課題解決のための教員の資質・研究能力の向上が促進されようとしているところである。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

平成 25（2013）年度から全学共通教育科目が設定されたが、教養教育実施のための体制は、現在のところ、教学部長を責任者として、担当者会議→全学教務委員会→教学協議会→全学教授会という手順を踏む体制である。

【エビデンス集】

【資料 2-8-1】 四日市大学専任教員資格基準【資料 1-3-11】と同じ

【資料 2-8-2】 四日市大学専任教員選考規程【資料 1-3-12】と同じ

【資料 2-8-3】 四日市大学各学部専任教員資格審査基準細則【資料 1-3-13】と同じ

【自己評価】

教員数及び教授の割合については、学生募集を停止した経済学部を除き、大学設置基準上、必要な教員は確保されている。また専任教員の配置は、兼担の専任教員を含め、すべての必修科目及び選択必修科目において少なくとも 1 人以上の専任教員（兼任教員も含む）が配置されている。しかし、教員の退職に伴った質的な変化が生じており、本学の教育に対するニーズの変化にも対応しながら、専門科目の教員の配置について、計画的に検討していく必要がある。

年齢構成において 46～60 歳の教員の比率が高いということは、経験豊富な教員を多く有するということであり、運営上、また、学生指導上、好ましいことといえる。しかしながら、61 歳以上の教員の数、全教員の 1/3 を上回るなど、高い年齢に偏っているため、数年後には教員の大幅な交替が避けられないところであり、教育の質や理念を担保していく上での課題となっている。

教員採用・昇任については、方針から決定まで必要な手続きが「規程」で明確に定められており、厳格に運用されている。

なお、全学共通教育を行うための組織上の措置として、特別科目を除く各科目群において各担当者会議を組織し必要に応じて適宜内容の見直しを行っており、全学教務委員会及び教学協議会が運営上の責任を負う体制を確立している。

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

経済学部の実員割れの状況や、環境情報学部の専門教育科目担当教員の退職を見据え、平成29（2017）年度の入学生から、経済学部の総合政策学部への統合と、理系色の強い学部としての最小限の人員配置による環境情報学部の継続という2学部体制への移行が始まったところである。

この新体制のもと、全学共通教育科目に地域科目やスキル科目を設置し、各学部の専門科目においても地域志向科目を拡充することを目指している、地域のニーズに応えた人材養成と学生の地域への定着を、着実に進めていく必要がある。

さらに、10年後を見据えて適切な教員年齢配置を実現するために、長期的な教員配置計画を策定するとともに、教員採用にあたっては、その専門性に加え、採用者の年齢も考慮して行う必要がある。

なお、教員の採用・昇任に際しての審査委員会において特殊な専門分野の場合には、必要な委員数すべてを学内から選出することが困難な場合も考えられるため、専門的な観点からの意見を学外から採り入れることが可能となるような仕組みの構築を図る。教員評価制度の導入の検討も進めていくことが求められる。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

四日市大学は、三重県北勢地域の四日市市北部に位置し、公共交通機関では最寄駅である近鉄・JR「富田駅」まで、津駅あるいは名古屋駅から急行で30分程度、同駅から路線バスで約10～15分の距離である。また東名阪自動車道の四日市東インターに隣接していることから、名古屋駅のバスセンターから高速バスで約35分である。学生の自動車通学は登録制で認めている。

キャンパス周辺は住宅地で、静穏な環境であり、さらにその中間地には雑木林があるため自然環境は良好であり、教育・研究・学習環境として快適な状況である。キャンパス東側に大規模工場が操業しているが、騒音等の影響はなく、同工場の環境保全担当者とも連絡が取れている。

同一キャンパス内には、併設校である四日市看護医療大学（看護学部看護学科・入学定員100人・収容定員400人）及び四日市看護医療大学大学院（看護学研究科・入学定員10人・収容定員20人）の校舎も併設されており、同大学との共用施設もある。

なお、施設設備の安全管理、メンテナンスは、庶務課に専門の担当職員を配置するとと

もに、建物、施設、機器などの日常管理、定期点検、修理対応は外部業者に委託し適切に管理している。また、施設管理等に関わる法的要請事項にも適切に応じている。

利便性の向上については、車椅子が使用できるように一部ではあるが教室の改造を行うとともに、スロープの設置を行っている。その他、外灯の増設、学生食堂内照明の改良などは、学生からの要望に応じて行っている。

キャンパス全体の主たる施設・設備の状況を個々に示すと、図 2-9-①-1、表 2-9-①-1 のとおりである。

(7) 校地・校舎

本学の校地面積は 98,899 m²、校舎面積は 20,607 m²である。この中には、隣接する四日市看護医療大学との共用施設として、第 1 グラウンド 24,000 m²、体育館・武道館 2,576.5 m²、クラブハウス A 館・B 館 690 m²、食堂 1,126.6 m²が含まれている。

校地内には校舎以外に、第 1 グラウンド（サッカー場、アメリカンフットボール場）、第 2 グラウンド（硬式野球場）、体育館・武道館（柔道場、剣道場）、クラブハウス A 館・B 館、第 1 テニスコート（4 面）、第 2 テニスコート（3 面）、駐車場、駐輪場、散策路、及びバス停留所等がキャンパスに点在している。

校舎面積には含まれていないが、平成 22（2010）年 3 月に隣接する四日市看護医療大学へ移管された 9 号館は、講義室、研究室、学生ラウンジとして併用している。

図 2-9-①-1 校舎等施設の概要（キャンパス全体イメージ図）

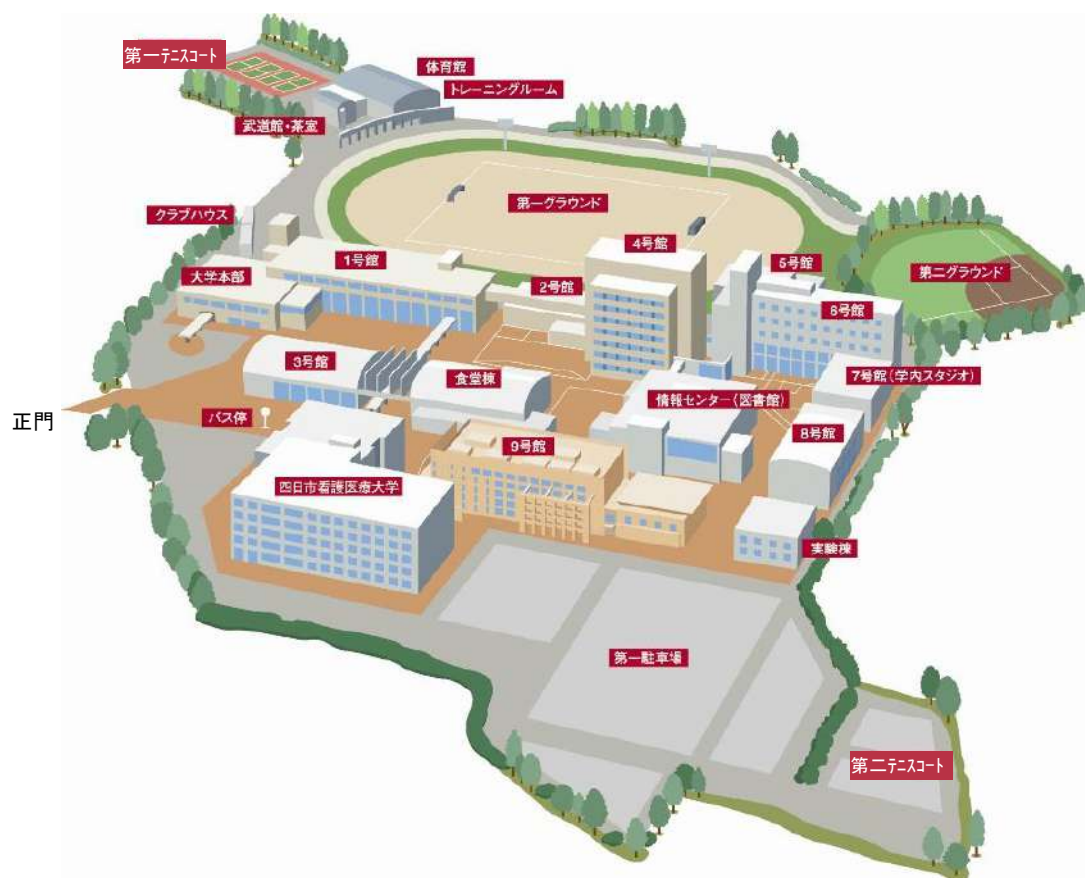


表 2-9-①-1 校舎等の建物概要

No	建物種類	階層	用途	備考（共用の状況）
1	管理棟	2	受付窓口、学長室、顧問室、役員室、事務局長室、会議室、応接室、事務室、印刷室、非常勤講師控室	
2	1号館	3	講義室、ボランティアセンター室、学生相談室、会議室、保健室、印刷室	
3	2号館	2	講義室	
4	3号館	1	講義室	
5	4号館	7	コンピュータセンター事務室、留学生支援センター事務室、サーバ室、コンピュータ教室、講義室、研究室、研究機構、実習室、会議室	
6	5号館	3	コンピュータ教室	
7	6号館	5	コンピュータ教室、講義室、演習室、実習室、研究室、交流サロン、学生ホール、イングリッシュサポートラウンジ	
8	7号館	2	スタジオ、スタッフルーム	
9	8号館	2	講義室、第2実験・実習室	
10	9号館	5	講義室、演習室、実習室、研究室、学生ラウンジ	四日市看護医療大学と共用
11	実験実習棟	1	実習室	
12	情報センター	3	館長室、図書室、事務室、コミュニケーション・センター事務室、社会連携センター事務室	
13	食堂棟	2	学生食堂、コンビニエンスストア、書店	四日市看護医療大学と共用
15	体育館	1	メインアリーナ、トレーニングルーム、事務室、研究室、器具庫	四日市看護医療大学と共用
16	武道館	2	柔道・剣道場、茶室、教室	四日市看護医療大学と共用
17	クラブハウス A 館	2	部室、更衣室、シャワー室	四日市看護医療大学と共用
18	クラブハウス B 館	2	部室、更衣室、シャワー室	四日市看護医療大学と共用

(イ) 運動場・体育施設

第1グラウンド(24,000 m²)は、主にサッカー部とアメリカンフットボール部が使用しているが、天然芝である同グラウンドは、四日市看護医療大学との共用施設の1つでもあるため、同看護医療大学の学生も使用することができる。第2グラウンド(約13,827 m²)は、主に硬式野球部が使用している。また、体育館及び武道館の南側には、硬式テニス部が使用する第1テニスコート(全天候型テニスコート2面とグリーンサンドテニスコートが2面)があり、学生駐車場に隣接した場所には、第2テニスコート(3面)が設置されており、主にソフトテニス部の学生が使用している。これらすべての練習場は、照明設備

が整っており、夜間でも練習が可能となっている。

ドーム式屋根の体育館には、メインアリーナ、トレーニングルームを配し、隣接して建てられた武道館には柔道場や剣道場、1 階には、本格的な和室（茶室）や多目的の会議室（教室）がある。メインアリーナは、バスケットボールコートが同時に 2 面とれる広さである。体育館及び武道館についても、四日市看護医療大学と共用施設となっている。

教室、体育施設やグラウンド等は、授業、あるいはクラブ活動で使用していない場合には、地域住民へ開放している。

(ウ) 情報センター（図書館）

情報センター（図書館）は、平成 7（1995）年に建設され、平成 12（2000）年に書庫部分を二層に改装し、延床面積は 2,006 ㎡を有している。収蔵資料は、図書 155,922 冊、定期刊行物 925 種、視聴覚資料 4,052 タイトルである。また、記事検索データベースとして「日経テレコン 21」を導入し、学生がレポートや卒業論文の作成のために利用している。

平成 28（2016）年度の活動概況については、年間開館日数は 226 日、入館者数は 24,021 人、図書貸出冊数は 3,056 冊であった。館内資料については、専門書は専任教員、一般書は専任職員が系統的かつ網羅的な選書を行っている。また、有意義な学生生活を支援するために、豊かな人間性や幅広く深い教養のかん養に資する図書の充実にも努めている。なお、登録制により一般市民に本の貸し出しを行っている。

(エ) 情報処理サービス施設

情報処理サービス施設として、コンピュータ教室、無線 LAN エリア及び、それらを集中管理するためのコンピュータセンターがある。コンピュータ教室は全部で 12 教室あり、308 台のパソコンがインターネットに常時接続されている。教室で利用できるコンピュータの OS には、Windows と MacOS をそろえ、多様な講義に対応できる実習環境となっている。無線 LAN は 6 号館 1 階と 9 号館 1 階がそのエリアとなっており、スマートフォンやタブレット等の BYOD(Bring Your Own Device：持込み情報通信機器)をインターネットに接続できるようになっている。コンピュータセンターは学内ネットワークと各種サーバ、コンピュータ教室等の教育用システム、履修管理を行う教務システムを管理運営する情報教育の中核施設となっている。学内サーバは仮想化を進めており、複数のサーバ OS を、3 台の物理サーバに集約して動作させることで、比較的低コストに高い拡張性と対障害性を備えたシステムを実現している。また、メールシステムやオンラインストレージ等は、学外のクラウドサービスを活用し、利便性の向上を図るとともに、災害リスクに対応したものとなっている。

(オ) 学生食堂及び学生談話室

学生食堂は四日市看護医療大学と共用している。その総座席数は 548 席となっている。平成 21（2009）年度には、屋外テラスとともに食堂リニューアル改修工事を行い、清潔感・開放感のある空間を設けて、学生の飲食や歓談等で自由にくつろげるスペースとなっている。また、書籍販売店のほか、平成 24（2012）年度には、学生からの強い要望を受けコンビニエンスストアを併設し、利便性を高めている。

学内には「学生談話室」が、6 号館 1 階に「学生ホール」、9 号館 1 階に「学生ラウンジ」として設けてある。なお、9 号館には ATM（現金自動預け払い機）が設置されている。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

本学の専門科目の授業の多くが学科・専攻・コース単位で行われているため、1 授業あたりの学生数は約 20 人程度と少なく、授業を行う学生数はおおむね適切であるといえる。ただし、全学共通教育科目においては、履修者数の変動により、大人数の授業を余儀なくされることがある。そのため、およそ 200 人を超えないように工夫している。例えば、過年度の履修者数等を参考に、時間割を変更、また、同じ科目を前・後学期の両方で開講するなどして、履修者数を分散させるなどして、受講者数を適正に配分する等の措置を行っている。

また、教育効果を高めるため、能力別のクラス編成も実施している（下記参照）。

- ・全学共通科目「入門演習Ⅰ・Ⅱ」、「基礎演習」（1 クラス 10～15 人程度）
- ・全学共通科目「キャリア基礎Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」（1 クラス 15～20 人程度）
- ・全学共通科目「基礎英語Ⅰ・Ⅱ」（1 クラス 15～20 人程度）
- ・全学共通科目「日本語科目のすべて」（留学生のみ）（1 クラス 10～15 人程度）

その他の科目に関しても各学部教務委員会、全学教務委員会にて履修者人数を確認し、授業担当教員の意向等を踏まえて、授業を行う学生数の適切な管理を実施している。

【エビデンス集】

- 【資料 2-9-1】 四日市大学施設等管理規程
- 【資料 2-9-2】 四日市大学体育館使用規則
- 【資料 2-9-3】 四日市大学課外活動共用施設規則
- 【資料 2-9-4】 四日市大学課外活動共用施設使用要領
- 【資料 2-9-5】 四日市大学情報センター規程【資料 2-3-3】と同じ
- 【資料 2-9-6】 四日市大学情報センター利用規程
- 【資料 2-9-7】 四日市大学コンピュータセンター利用規程【資料 2-3-4】と同じ
- 【資料 2-9-8】 2017 年度各学部履修要綱【資料 F-12】と同じ
- 【資料 2-9-9】 2017 年度各学部シラバス（講義要綱）【資料 F-12】と同じ

【自己評価】

本学の校地、校舎、設備、実習施設、図書館、コンピュータ教室等の教育環境は、十分な規模を持っており、教育環境として不足はないと判断できる。しかし、その整備及び適切な運営・管理については、四日市看護医療大学との共用の設備・施設等が増えたため、両大学での調整と共同で取り組む必要があること、また設備・施設の経年劣化も進んでいることから、現状維持あるいは更新もしくは改善が、不可欠になっていることなど課題は多い。情報教育環境については、定期的にハードウェア及びソフトウェアの更新を行っているため、質的にも問題はないと判断しているが、更なる災害リスクの軽減を図る仕組みが必要であると考えます。

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

本学の施設設備の維持・管理は、事務局庶務課が他の事務部署等からの要望・情報などに基づき、委託業者により行われているが、四日市看護医療大学とも対応している。しか

し、本学は、開学してから 29 年を迎えており、計画的に修繕や入れ替え等を行っていくなどの予算編成を具体的に立案するとともに、大地震や大規模災害などを想定した具体的な「事業継続計画」(Business continuity planning、BCP)の立案を検討する。

【基準 2 の自己評価】

2-1 の学生の受入れに関しては、アドミッションポリシーを基本に入学者の受入れが明確・適切に実施されている。しかしながらその結果である実際の学生受入れ数に課題があり、定員確保に向け努力をしなければならない。

2-2 の教育課程及び教授方法、2-3 の学習及び授業の支援、2-4 の単位認定、卒業・終了認定等、2-5 のキャリアガイダンス、2-6 の教育目的の達成状況の評価とフィードバック、2-7 の学生サービス、2-8 の教員の配置・職能開発等のいわばソフト面については適切に行われている。特に授業における学生数は、1 授業あたりの学生数が約 20 人程度であり、また大人数の授業は 200 人を超えないようにしており、適切に管理されている。しかしながら、2-9 の教育環境の設備すなわちハード面のメンテナンス部分については、経年劣化も進んでいることから、その維持・更新、あるいは最新の設備への計画的な切り替えなど行っていかなければならない。

これら、施設・設備の計画的な更新については、災害時の事業継続計画も含めて、暁学園全体の経営資源の配分問題でもあるので、現在、策定されようとしている第 7 次暁学園中期経営計画のなかで実現を図っていくこととしたい。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学園では、寄附行為の第 3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」とその目的を明確に示し、すべての教職員に対しては、就業規則において「学校法人暁学園職員は教育基本法ならびに建学の趣旨に沿い、心身ともに健康な国民の育成を期して、その責務を誠実に遂行し明朗真摯にして秩序ある学園の実現に務めなければならない。」と求めている。さらに、「経理規程」「資金運用管理規程」「私立学校法に基づく財務情報公開閲覧規程」を設けている。

これらのことから、本学園の経営は「寄附行為」にある目的を達成するために学校関係法令を遵守し、「就業規則」及び財務関連規程により、経営の規律と誠実性を維持しつつ行われている。

また、四日市大学は「四日市大学研究活動に係る不正防止に関する規程」「四日市大学個人情報保護規程」等を設け、高等教育機関としての公共性や誠実性にも応えている。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学は、その使命と目的を実現するために、継続的に努力を行っている。

学園においては、第 1 に、寄附行為に規定した最高意思決定機関としての理事会（年 3 回）と、その諮問機関としての評議員会（年 2 回）を開催している。第 2 に「学校法人暁学園常任理事会規程」に基づき常任理事会を月 1 回開催し、学園全体の主要な活動を審議・決定している。

四日市大学においては、大学全体の運営・教育・研究活動を適切に機能させるために、学長を議長とする大学協議会を月 2 回、及び教学の方針、組織運営に特化した教学協議会を適時開催している。なお、大学協議会の審議・決定事項は、学長あるいは学部長から全学あるいは学部教授会に報告され広く意見聴取されている。

なお、四日市大学は四日市市との四日市大学運営協議会を設置し、同設置要綱第 2 条（合意事項）にて、1) 学園の合併及び目的たる事業の成功の不能による解散に関すること、2)

大学の学部の設置、分合及び廃止に関すること、3) 大学に関わる重要な施設の設置、分合及び廃止に関すること、4) 大学に関わる重要な資産の取得及び処分に関すること、5) その他大学運営に関わる基本的方向の決定及び変更に関することを協議している。

また、平成 21 (2009) 年には、学校法人暁学園財政評価検討委員会を設置し、財政運営に関する進捗状況の検証を継続的に行っている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本学園は、「学校教育法」「私立学校法」「大学設置基準」「学校法人会計基準」等の法令を遵守し、寄附行為及び諸規程を法令に基づき整備し、適切に運営している。各種の法令改正等については、学園本部からの連絡、あるいは独自に受け付けし、四日市大学庶務課にて、通知文書等を大学協議会構成員あるいは関係部署に回覧し、内容を共有するとともに、諸規程の見直し等がある場合は、学長あるいは関係部署長が改定等を提案あるいはりん議し、適切に対応している。文部科学省等への届出書類等も滞りなく提出している。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

<環境保全への配慮>

四日市大学の環境保全の取り組みは、平成 13 (2001) 年 3 月に認証され取得した国際標準化機構・環境マネジメントシステム「ISO14001」の成果を生かしながら、学長により本学独自の環境保全に関わる取り組み方針を「学生便覧」にて学生等に明示している。

また、文科省による「省エネルギーの取組 (依頼)」等を参考に、省エネ、節電、節水等の奨励、学内におけるクールビズの推進、照明等の交換時の LED 化、学内自動販売機の節電化などを進めている。

なお、大学敷地周辺の雑木林 (敷地内の植栽以外) の保全を、NPO 法人 PPK (森林保全を目的とした地元のボランティア団体) に委託し、森林の保全に努めている。

<人権への配慮>

四日市大学の人権への配慮は、本学が日本国憲法を始めとした各種法令にのっとり運営していることを学則等で明記しており明確である。

学生に対しては「学生便覧」に「健康生活」のページを設け、健康やハラスメントの相談、基本的人権の尊重、さらに喫煙、飲酒、薬物乱用防止、各種トラブル相談窓口、アルバイトの制限事項などを掲載している。特に「基本的人権の尊重」の紹介では、人権を分かりやすく説明している。

また具体的な対策として、「ハラスメント対策ガイドライン」を定めている。同条の 2 項で、「ハラスメントとは、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等、他人の人権、名誉、身体に対する侵害行為等を指す。」と定め、広範な内容に対応している。

学生相談室では、学外のカウンセラーを配置し、学生及び教職員が相談しやすいように配慮している。

＜安全・健康への配慮＞

四日市大学の教職員の安全と健康については、安全衛生委員会規程等を設け、体制も整備した上で適切に機能させている。

四日市大学の学生、教職員の生命財産の安全については、「四日市大学消防計画（防火・防災）」を設け、年に1度、「防災避難訓練」を実施している。また、学生に対しては「学生便覧」に「警報・地震への対応」を掲載し、緊急時の対応を明示している。

なお、消火器の設置場所を各事務部門に配布している。

学生・教職員の健康については、四日市大学安全衛生委員会を設け、毎年、安全衛生活動計画を基準に、活動方針・目標を設定し取り組んでいる。学生、教職員のストレスチェックを含む定期健康診断の受診率の向上、及び学内巡視によって、学内の危険箇所の有無の確認なども行っている。

感染症については、「学生便覧」に感染症を一覧表で示し、出席停止期間について明示している。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報の公表は、本学ホームページの他、私学共済・事業団の「大学ポートレート」等で実施している。

財務情報は、四日市大学を含む学校法人暁学園として、本学のホームページ上で公表している。これらの閲覧請求があった場合は、「私立学校法に基づく財務情報公開閲覧規程」第1条（目的）、及び第2条（定義）により、常時、閲覧が出来るよう担当部署等で関係書類を揃えている。

なお、上述した「四日市大学運営協議会」、及び「暁学園財政評価検討委員会」は、四日市市の情報公開条例の対象会議になっており、一般市民やマスコミ関係者も聴講が可能となっている。

【エビデンス集】

- 【資料 3-1-1】 学校法人暁学園寄附行為 第3条【資料 F-1】と同じ
- 【資料 3-1-2】 学校法人暁学園就業規則 前文
- 【資料 3-1-3】 学校法人暁学園経理規程
- 【資料 3-1-4】 学校法人暁学園資金運用管理規程
- 【資料 3-1-5】 私立学校法に基づく財務情報公開閲覧規程
- 【資料 3-1-6】 四日市大学研究活動に係る不正防止に関する規程
- 【資料 3-1-7】 四日市大学個人情報保護規程
- 【資料 3-1-8】 学校法人暁学園寄附行為施行規則 第6条【資料 F-1】と同じ
- 【資料 3-1-9】 学校法人暁学園常任理事会規程
- 【資料 3-1-10】 四日市大学運営協議会設置要綱 第2条、別表
- 【資料 3-1-11】 暁学園財政評価検討委員会設置要綱
- 【資料 3-1-12】 環境マネジメントシステム認証取得

（四日市大学学報第39号 p.3 2001年6月30日発行）

【資料 3-1-13】 2017 年度学生便覧（Ⅱ. 1.学生相談室・基本的人権とハラスメント、Ⅶ. 環境保全への取り組み）【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-14】 四日市大学ハラスメント対策ガイドライン

【資料 3-1-15】 四日市大学安全衛生委員会規程

【資料 3-1-16】 学校法人暁学園防犯・防災等対策規程

【資料 3-1-17】 四日市大学ホームページ

(大学案内>四日市大学について>情報公開 財務情報)

【自己評価】

以上のとおり、本学園では使命・目的の実現に向けて継続的な取り組みを行っている。また、質保証を担保するための関係法令等を遵守するとともに、環境保全や人権、安全への配慮も欠かすことなく運営しており、経営の規律と誠実性が維持されているものと判断している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

四日市大学の経営の規律と誠実性は、問題なく維持されている。しかし、近年の少子化、大学間競争の激化、及び受験生の都市集中化による県外流出等、本学を取り巻く環境は、厳しさを増している。そのような中、関係法令を遵守し、経営の規律と誠実性を維持しながら、本学の使命・目的を実現するためには、これまでにない改善・向上方策が必要である。

学校法人レベルでは、暁学園全体を一体のものとして捉え将来計画を展望する必要がある。平成 30（2018）年度からの第 7 次中期経営計画においては、これまで十分ではなかった四日市看護医療大学を含む大学部門も計画に含むこととなる予定である。

また、四日市大学においては、大学協議会の場で、学長のイニシアチブのもと、基本方針等を議論・検討するために、大学協議会を月 2 回開催することとし、機能強化を図っている。なお、両大学の事務部門は、月 1 回、大学間事務連絡会議を開催し、両大学の事務局長等が情報交換等を行い、諸事項を調整実施している。これまでは連絡調整に留まっていたが、さらに連絡内容等の高度化を図りたい。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人暁学園の理事会は、「学校法人暁学園寄附行為施行規則」の第 6 条（会議）に基

づき、定例会を原則、年3回開催している。5月には主として決算案件が、12月には主として予算方針・教務案件が、3月には主として予算案件・人事案件・諸規程案件等が審議されており、臨時案件が生じた場合には、その都度、臨時理事会を開催している。

理事会とは別に、平成21(2009)年度より、法人運営の一層の円滑化を図るため、常任理事会を任意に設け、原則として毎月1回開催している。平成29(2017)年度からは規程を設け正規化した。常任理事会は、理事長、常勤理事の4人、及び四日市大学学長(理事)と暁学園本部の事務長(評議員)の併せて7人で構成しており、学園全体の将来計画や財政状況の検討等、理事会の審議事項についての事前協議、及び学園本部と大学事務局との調整等を行っている。このことは、理事会の意思決定を円滑に行う上で大きな役割を果たしている。

現在、理事は、学校法人暁学園寄附行為の第9条(理事の選任)に基づき、1) 四日市大学学長、2) 四日市看護医療大学学長、3) 評議員のうちから評議員会において選任した者(3人以上5人以内)、4) 学識経験者のうち理事会において選任した者(5人以上・8人以内)で、併せて、10人で構成されている。理事会の構成員には、民間企業の現役の経営者が含まれていることから、学校運営に関する協議に対し、企業経営的な意見や考え方等を取り入れることができる体制にあり、より一層戦略的な意思決定を可能としている。

平成24年度から28年3月までの13回の理事会への理事の出席状況は、100%が1回、90%が2回、80%が7回、70%が3回であり、学園の戦略的意思決定に必要なレベルを維持している。

【エビデンス集】

【資料 3-2-1】 学校法人暁学園寄附行為施行規則 第6条【資料 F-1】と同じ

【資料 3-2-2】 学校法人暁学園寄附行為 第9条【資料 F-1】と同じ

【資料 3-2-3】 学校法人暁学園常任理事会規程【資料 3-1-9】と同じ

【自己評価】

学校法人暁学園理事会の管理運営体制は、理事会及び評議員会ともに、それぞれの機能と責任を明確にしている。また、理事等の業務は適正に行われており、戦略的意思決定ができる体制も整備され、的確に機能していると判断する。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

学校法人は、学校を取り巻く厳しい環境の変化に対応できる識見と能力を強化する必要がある。今後についても理事に民間企業の現役経営者を含めるなど、長期的かつ幅広い視点から戦略的な意思決定が行える体制づくりを進めていく必要がある。また、常任理事会は、理事会の意思決定を円滑に行うために、定期的に開催し、必要に応じて、臨時の常任理事会を開催するなど、十分な協議と意見交換に努めなければならない。

また、理事会は、本学園の最高意思決定機関であるため、高い出席率が求められる。理事の構成員が民間企業の経営者もいるため、出席者が1人でも多くなるように、理事会の開催案内を早めに通知するなど、今後も、理事の出席状況が常に高出席率に繋がるように、日程調整や開催時刻に配慮を行っていく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

四日市大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性、及びその機能性に関わる協議決定機関について説明する。

大学協議会は、四日市大学の教育・研究・運営に関わる最高意思決定機関として設置されており、本学の円滑な運営を図ることを趣旨とし、所掌事項を、1) 学事に関する事項、2) 専任教員配置に関する基本的事項、3) 将来計画に関する事項、4) その他大学運営に関する基本的事項としている。構成員は、学長、常勤理事、副学長、教学部長、社会連携センター長、各学部長、事務局長、及び議長が必要と認める場合には、他の者を出席させることができる、と規定化されている。議長は学長と定められ、原則として月2回開催されている。

四日市大学全学教授会は、学長、副学長、及び専任の教授をもって組織され、所掌事項は、1) 学生の入学、卒業及び課程の終了、2) 学位の授与、3) 学則その他学内重要規則に関する事、4) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの、と定めている。会議は、学長であり、月1回定例で開催される。

四日市大学教学協議会は、本学の教学事項について、円滑な運営を図ることを趣旨として、所掌事項は、1) 大学の教学に関する事項、2) その他教学事項に関連する事項について、と定めており、随時、協議を行っている。協議員は、学長、副学長、教学部長、各学部長、教学部次長、教学課長で組織されている。協議会は、必要に応じて随時開催されているが、第5条（会議）で、議長は学長と定めている。

上述の諸会議は、四日市大学を運営するにあたり、重要な会議等として、大学協議会、全学教授会、及び教学協議会が設置されており、これらの協議や報告事項は、後日開催される各学部教授会、及び各事務部署の担当課長等で構成されている課長会において報告が行われ、すべての教職員に対して周知される仕組みとなっている。

これらの諸会議において、大学の意思は協議され、学長のリーダーシップのもと、決定事項が四日市大学の意思決定とされる。諸会議の所掌事項、並びに構成員とその役割、権限並びに責任は、明確であり、これらは十分に機能していると判断した。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

大学の最高意思決定機関たる大学協議会、そして全学的な意見聴取の場である全学教授会、教育研究に関わる教学事項の方針を協議する教学協議会においては、いずれも学長が

リーダーシップをとる体制が構築されており、それぞれの会議には、担当事務職員も入り、教職協働の体制を確保している。また、平成 29 (2017) 年度より学長を補佐する体制として副学長 2 名を置き、より適切なリーダーシップの発揮が可能となっている。

現学長は、就任にあたり拡大全学教授会にて、すべての教職員に対して、「1 万 1 千 1 百日チャレンジプラン」を示し、大学協議会にて「四日市大学の持続的な発展を支えるための大学改革について」を発表し、次のような学長としての方向性を明確にしている。

1. 大学ミッションの策定
 - ①IR 機能の強化
 - ②学生募集力の強化
2. 大学ミッションを達成するための体制づくり
 - ①副学長の複数任命
 - ②教職協働の推進
3. 大学ミッションの達成に向けた大学運営能力の強化
 - ①学長のリーダーシップを支える大学中枢機能の強化
 - ②責任ある人事政策並びに組織政策の確立
4. 本学の持続的な発展を支える新たなミッションの策定

【エビデンス集】

- 【資料 3-3-1】 四日市大学大学協議会規程
- 【資料 3-3-2】 四日市大学全学教授会規程
- 【資料 3-3-3】 四日市大学教学協議会規程【資料 1-3-1】と同じ
- 【資料 3-3-4】 四日市大学各学部教授会規程
- 【資料 3-3-5】 学長就任にあたって
- 【資料 3-3-6】 四日市大学の持続的な発展を支えるための大学改革について

【自己評価】

大学の教育研究に関する重要事項の意思決定機関である大学協議会、全学教授会、教学協議会は、それぞれがその役割を果たし、大学の意思決定と学長の適切なリーダーシップが発揮できるよう適切に整備、運営されていると判断する。

各会議の事項書及び議事録は、すべて公開されており、大学の方針はすべての教職員に伝わる仕組みが整えられていると判断する。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人暁学園や四日市大学を取り巻く環境に対して、提起される課題に的確に即応していくために、今後は情報収集・分析能力の向上を進め、多面的な審議による、大学構成員の合意形成が重要となる。暁学園、そして本学においては、理事長・学長の交代により、規程改定を実施し、常任理事会の正規化、学長のリーダーシップの確保、大学の意志決定における教職協働の推進を図っているところである。

今後は、大学協議会、全学教授会、教学協議会等の会議の充実化のために、IR の強化、それによる原案作成機能の強化、関係部署や学部との意見交換を活発化する必要があると

考えている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化**
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性**
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営**

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

暁学園の管理運営機関として、法人には理事会、評議員会、常任理事会が設置され、大学には大学協議会が設けられている。

理事会（原則年 3 回開催）は、暁学園の最高意思決定機関であり、大学からは学長が理事として選任されている。評議員には同じく学長、前事務局長、会計課長（本学卒業生として選任）が選任されている。また、理事会を円滑に運営するために設置された常任理事会（原則月 1 回開催）には学長が参加している。

大学の最高意思決定機関である大学協議会（原則月 2 回）は、学長を議長として開催され、法人常勤理事（1 名）、副学長（2 名）、教学部長（空席）、社会連携センター長（副学長兼任）、学部長（3 名）、事務局長の他、議長が必要と認める者として財務監（四日市大学及び四日市看護医療大学の財務責任者）、各事務部の次長（3 名）が出席している。

これらの法人及び大学の会議は、いずれも学長が出席あるいは主宰することで、コミュニケーションは取られている。また、理事長が隣接の四日市看護医療大学学長を兼ねていることから、大学関連事項については、共通の土台で話し合えるという利点がある。

なお、大学事務局長、学長室（現 企画室）が同時に情報共有を図りながら学長をサポートしている

大学協議会の決定事項は、学長が議長である全学教授会を通じて学部教授会に、事務局長を通じて課長会に報告され共有されている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

理事会の運営を円滑にするために設置された法人の組織である常任理事会（月 1 回開催）は、大学を含む学園全体の運営を所掌範囲にしているが、学長は同会の構成員でもあることから、大学協議会の事項を始め、財政を含む大学運営全般についても熱心な議論が行われている。平成 29（2017）年度からは大学協議会において学長報告として、ここでの議論についても報告が行われるようになったことから、相互チェックによるガバナンスは従来

よりも一層有効に機能しているといえる。

また、「暁学園寄附行為」第 10 条（監事の選任）に基づき、2 人の監事が選任されている。監事は、理事会、評議委員会に出席し、「暁学園寄附行為」第 18 条により法人の業務及び財産の状況の監査を行い、理事会、評議員会に報告し、その職務を果たしている。

評議員は、「暁学園寄附行為」第 26 条に基づき学長 2 人（本学と四日市看護医療大学）、暁学園職員 7 人、暁学園卒業生 7 人、学識経験者・学園功労者 15 人の計 31 名（定数）が選任されている。内外構成は内部が 14 名、外部が 17 名であり、多様な意見を取り入れるという観点から、約半数の評議員を外部から選出している。評議員会（年 2 回）は「暁学園寄附行為」第 24 条により、予算や寄附行為の変更等、理事長からの諮問に応じている。

以上のことから、学校法人暁学園、及び四日市大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性は、十分に保たれている。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

本学の学長は、四日市大学協議会、全学教授会、教学協議会の各議長として規定化されている。このことから、十分なリーダーシップをもって、全学の管理、運営にあたっているが、審議及び決定は、各会議の構成員が大学の各部門の代表者であることから、その意見を踏まえて着実にを行っている。

特に大学協議会では、出席者がそれぞれの部門において配属された教職員から収集した情報や検討された事項が提案され、審議においては各自が臆することなく自由に自分の意見を表明し、活発な審議を行っている。審議の結果によっては原案の修正や再提案などが行われることもあり、リーダーシップとボトムアップがバランスよく運営されている。

【エビデンス集】

- 【資料 3-4-1】 学校法人暁学園寄附行為 第 10 条、第 19 条、第 22 条、第 26 条【資料 F-1】と同じ
- 【資料 3-4-2】 学校法人暁学園寄附行為施行規則 第 6 条【資料 F-1】と同じ
- 【資料 3-4-3】 学校法人暁学園常任理事会規程【資料 3-1-9】と同じ
- 【資料 3-4-4】 四日市大学大学協議会規程 第 5 条、第 6 条【資料 3-3-1】と同じ
- 【資料 3-4-5】 四日市大学全学教授会規程 第 5 条【資料 3-3-2】と同じ
- 【資料 3-4-6】 四日市大学各学部教授会規程【資料 3-3-4】と同じ
- 【資料 3-4-7】 四日市大学教学協議会規程 第 5 条【資料 1-3-1】と同じ

【自己評価】

法人と大学の管理運営機関とのコミュニケーションはよくとれており、またそれら相互のチェックも行われ、意思決定の円滑化及びガバナンスの機能性が図られている。

また、学長のリーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営についても、それぞれの立場の構成員からの意見、収集した情報や提案事項に基づいて、審議が尽くされ実行されていると判断した。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

コミュニケーションとガバナンスは、規程に従って実施されておりよく機能している。しかしながら監事については、学校法人の管理運営を適正に行うためのチェック機関としての役割は大きく、学校の教育内容及び運営に精通した常勤監事を置くことが求められる。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

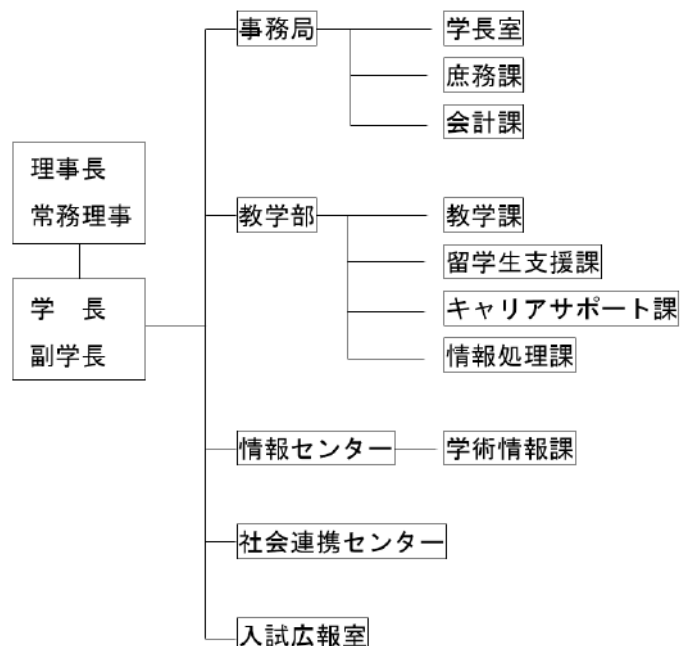
【事実の説明】

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

平成 29（2017）年 5 月 1 日現在の事務組織図は表 3-5-①-1 のとおりである。

事務職員数は、平成29（2017）年5月1日現在、正職員28人、期限付職員8人、嘱託職員7人、人材派遣2人、合計45人であり、各部課に適切に配置している。

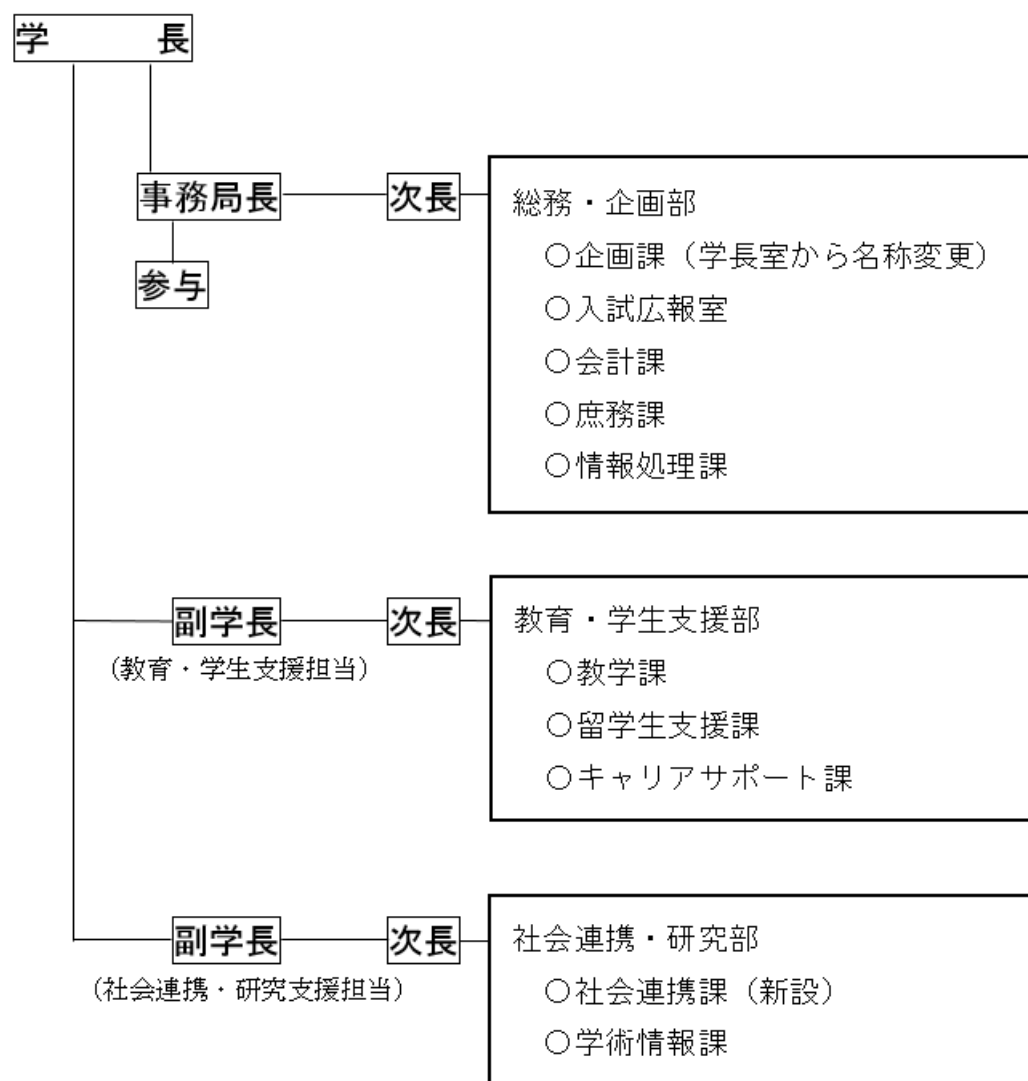
表 3-5-①-1 事務組織図（平成 29 年 5 月 1 日現在）



本学事務組織における権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制を実現するために、平成29（2017）年度（理事会承認は5月25日付）に組織改編を行う予定である。すなわち、事務局、教学部を廃止し、新たに「総務・企画部」「教育・学生支援部」「社会連携・研究支援部」を設け、3部10課とした。「総務・企画部」は、事務局を改組したもので、学長室を企画課に名称変更するとともに、新たに入試広報室、情報処理課を加え、主にホームページを含む大学広報の充実を図る。「教育・学生支援部」は、教学部を改組したもので、新カリキュラムの実施に対応した。「社会連携・研究支援部」は、社会連携課を新たに新設し、学術情報課に研究支援の機能を持たせることとした。

全体の統括責任者として学長を置き、各部にはそれぞれ事務局長、副学長を部門責任者として配置し、さらに事務方の責任者として次長を配置することで、部内各課の情報共有と業務調整を行い、事務組織の機能性と機動力を高めることで、権限の適切な分散や責任を明確にする。改編後の新事務組織は次の表3-5-①-2のとおりである。

表 3-5-①-2 新事務組織図（平成 29 年 5 月 25 日付理事会承認予定）



3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本学の業務執行の管理体制は、次のように構築されている。理事会及び常任理事会での決定事項に関しては、出席した学長から大学協議会に報告される。また大学での決定事項は大学協議会にて、出席者である、副学長及び事務局長、各部次長、並びに学部長に共有され、各責任者から各部、各学部、さらに任意の組織ではあるが課長会（月1回）に報告されることで、事務各部に伝達され執行されている。執行にあたっては、コンパクトな組織の利点を生かし、詳細な情報や変更点の確認などを関係者間で直接行うなどして機能性を一層確保している。

なお、教授会の下に、学部選出委員（教員）を中心として設けられている各種委員会については、これまで庶務担当として出席していた関係事務部署の事務職員を正規の委員に加えることで、教職協働の運営体制を順次構築する予定である。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

これまで触れてきたように大学を取り巻く環境が厳しさを増す中、大学としての総合力を高めるためには、教職協働を推進することが重要であり、そのための事務職員の能力向上は不可欠である。本学の事務職場は規模があまり大きくないこともあり、職員の資質・能力向上は、学内においては各事務部署におけるOJTを基本に進められ、関連する学外団体で実施される研修等への参加を促してきた。

規程としては、「暁学園就業規則」の第43条、及び「四日市大学教職員研修規程」に定めており、FD(Faculty Development)、及びSD(Staff Development)等、教職員の資質・能力向上のための研修を、奨励をしている。

そのような中、平成26（2014）年に「三重県私立高等教育機関コンソーシアム三重」が結成され、全県の私立大・短大・高専の教職員を対象とした合同の研修会が年1回開催されることとなった。平成28（2016）年3月に同会は「私学連携協議会みえ」に発展的に解消されたが、合同の研修会は「FD（教員）・SD（職員）交流事業」として引き続き開催されている。合同研修会には、本学のほぼすべての事務職員及び教員管理職が参加している。

また、平成28（2016）年3月には、四日市大学及び四日市看護医療大学の合同主催で、「公的研究費の管理・監査、及び研究活動の不正行為への対応等のガイドライン対応研修」を開催しコンプライアンス研修を行っている。

なお、本学においては、平成27年度から障害を持った職員の受入れに伴い、障害に対する理解を深めるための学内研修が必要ではないかとの声が上がリ、平成28（2016）年度に課長会として事務管理職を対象に障害を理解するためのSD研修会を開催した。

【エビデンス集】

- 【資料 3-5-1】 学校法人暁学園寄附行為【資料 F-1】と同じ
- 【資料 3-5-2】 四日市大学大学協議会規程【資料 3-3-1】と同じ
- 【資料 3-5-3】 四日市大学各種会議・委員会一覧
- 【資料 3-5-4】 学校法人暁学園就業規則【資料 3-1-2】と同じ
- 【資料 3-5-5】 四日市大学教職員研修規程

- 【資料 3-5-6】 「高等教育コンソーシアムみえ」に関する協定書
- 【資料 3-5-7】 三重県私立高等教育機関の包括的連携に関する協定書
- 【資料 3-5-8】 「平成 27 年度コンソーシアムみえ SD 研修」の配布資料
- 【資料 3-5-9】 「平成 27 年度四日市大学公的研究費の管理・監査、及び研究活動の不正行為への対応等のガイドライン対応研修」の配布資料

【自己評価】

本学の業務執行体制の機能性は、法人と大学的意思決定機関の権限の適切な分散と責任に配慮した組織編制及び職員の配置を行っており、それらは事務組織の 3 部体制への移行により、一層明確になると共に、業務の効果的な執行体制として機能性が確保されている。

また、職員の資質・能力向上については、研修規程で定めて奨励しているものの研修への参加の有無は各部署の所属長に委ねられているため、まだ検討の余地があると考えられる。しかし、三重県下の私立高等教育機関による合同研修会への参加や学内での研修の実施は継続して行っており、職員の資質・能力の向上の機会の用意については、現状でも十分に評価ができると判断している。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29（2017）年度から事務組織を 3 部 10 課に改組し、事務局長、副学長を各部の責任者に充てるなどの体制を整備したが、引き続き、教職協働の観点から各種委員会の見直しを行っており、学内体制の整備を進めている。

また、留学生支援センター、キャリアサポートセンター、コンピュータセンター、社会連携センター、ボランティアセンターなど、「〇〇センター」として、大学の窓口として対外的に名称が使用される組織があるが、今後は、教職協働の観点から、担当事務部署と対応する各種委員会による合同組織として位置付ける予定である。

今後、本学の現状を考慮しながら、事務組織の統廃合を行い、これらの組織に適した効果的な執行体制、及び管理体制の構築とその機能性を確保することを進めていく予定である。

なお、職員の更なるスキルアップのために研修委員会を発足させる。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園では、昭和 63（1988）年より 5 カ年ごとに暁学園中期経営計画及び 5 カ年予算を策定しており、現在は 6 期目にあたる第 6 次暁学園中期経営計画の進行中にある。年度予算については、5 カ年予算を基にした上で、年度進行に伴う状況の変化に対応した予算として、毎年度、再編成しており、それを財務運営の基礎として運営している。

平成 20（2008）年に、理事長からの諮問を受けて、より健全な財政運営の確立を目的として暁学園常務理事等 4 人と公私協力関係にある四日市市より選出された委員 3 人を加えた計 7 人を構成員とする「暁学園財政改善委員会」を立ち上げ、財政改善計画案を策定し、理事長に答申した。翌年には、その検証を行う外部組織として「暁学園財政評価検討委員会」を設置している。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

大学単体では、学生数の減少等を要因とした学納金収入減による支出超過の状態が続いている。特に、経済学部の入学者数の低迷によるところが大きく、この問題に対してはさまざまな施策に取り組んできたものの、入学者数を回復させるまでには至らず、学内での検討を重ねた結果、平成 29（2017）年度より、経済学部経済経営学科の募集を停止することを決定した。同学部の募集定員は、学生確保が比較的好調な総合政策学部へ振替わるることによって募集体制を整え、また、同時にこれまで他大学と比較すると低めの設定となっていた学納金を改定し、増収を図ることとした。

一方、支出については、これまで行ってきた人件費の圧縮、経費等削減の効果が徐々に現れつつあり、減少傾向に進んでいる。さらに、今回の学部改編によって年次的に教員数が減少することで人件費負担が一段と軽減していくことから平成 29（2017）年度以降は徐々に収支改善に向かうものと予想している。

また、安定的な財務基盤を確立するため、学納金以外の収入増加策として外部資金の獲得も積極的に進めている。平成 26（2014）年度には、文部科学省の COC 事業に採択され、新たな補助金を獲得している。また、平成 27（2015）年度には同省「教育研究活性化設備整備事業」と経済産業省の「産学連携サービス経営人材育成事業」にも採択されたことで補助金額が増加しており、これら外部資金導入への取り組みは各省からも高く評価されている。

科研費補助金事業については、外部資金の間接経費を運営資金として平成 21（2009）年度に設置した「四日市大学研究機構」が教員の研究サポートを行っており、そのことが科研費補助金の申請件数の増加にも繋がっている。また、自治体・企業等との受託研究も増加しており、平成 28（2016）年度には 12 件で 6,340 千円の受託事業収入を獲得している。

【エビデンス集】

- 【資料 3-6-1】 平成 29 年度事業計画書【資料 F-6】と同じ
- 【資料 3-6-2】 平成 29 年度予算編成方針
- 【資料 3-6-3】 第 6 次暁学園中期経営計画(平成 25～29 年度)資金収支予算及び消費収支予算
- 【資料 3-6-4】 暁学園の財政改善計画について
- 【資料 3-6-5】 平成 28 年度暁学園財政評価検討委員会議事録

【資料 3-6-6】 四日市大学研究機構規程 第 2 条、第 3 条

【自己評価】

現在、「暁学園財政評価検討委員会」では、毎年、5 カ年予算の進捗状況を定期的に検証しており、継続して財政検討を続ける中で、より適切な財務運営を図っている。

大学においては、支出超過改善に向けた取り組みを、積極的に進め一定の成果が出始めているが、今のところ目に見える形での収支改善には至っていない。しかし、これらの取り組みによる実績は、今後収支バランスの確保に繋がっていくことと予想している。

学園全体の過去 5 カ年収支状況

(千円)

消費収支計算書	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
帰属収入	4,158,010	4,324,346	4,100,184		
基本金組入	△62,209	△134,914	△155,497		
消費収入	4,095,801	4,189,432	3,944,687		
消費支出	4,330,472	4,383,586	4,222,598		
消費収支差額	△ 234,671	△ 194,154	△277,911		
帰属収支差額	△ 172,462	△ 59,240	△122,414		

(千円)

事業活動収支計算書	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
経常収入				4,024,093	4,049,641
経常支出				4,206,546	4,336,242
基本金組入				△170,024	△145,154
事業活動収入				4,032,950	4,067,044
事業活動支出				4,270,857	4,350,888
事業活動収支差額				△237,907	△283,844
経常収支差額				△182,453	△286,601

大学単独の過去 5 カ年収支状況

(千円)

消費収支計算書	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
帰属収入	1,169,845	1,217,690	1,017,764		
基本金組入	△9,025	5,908	5,653		
消費収入	1,160,820	1,223,597	1,023,417		
消費支出	1,483,510	1,590,606	1,357,718		
消費収入超過額	△322,689	△367,008	△334,301		
帰属収支差額	△313,665	△372,916	△339,954		

(千円)

事業活動収支計算書	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
経常収入				1,029,470	1,053,735
経常支出				1,366,714	1,410,881
基本金組入				10,952	27,700
事業活動収入				1,035,057	1,056,717
事業活動支出				1,376,283	1,419,179
事業活動収支差額				△341,226	△362,462
経常収支差額				△337,244	△357,146

外部資金獲得状況（科学研究費補助金）

区分 \ 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
申請件数	6	8	6	9	8
採択件数	0	1	1	1	1
直接経費	2,650 千円	4,650 千円	3,900 千円	1,700 千円	700 千円
間接経費	795 千円	1,395 千円	1,170 千円	510 千円	210 千円

外部資金獲得状況（受託研究費）

区分 \ 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
受託件数	1	2	3	6	12
受託金額	600 千円	870 千円	1,566 千円	2,372 千円	6,340 千円

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29（2017）年度までは、これまで通り、「第 6 次暁学園中期経営計画」及び「財政改善計画案」を基にした予算編成を行い、「暁学園財政評価検討委員会」による検証を行っていく。平成 30（2018）年度からは、新たに始まる「第 7 次暁学園中期経営計画」に基づいた予算編成を行い、収支バランスの確保と安定したな財務基盤の構築に臨む。平成 29（2017）年度以降も「暁学園財政評価検討委員会」による進捗状況の検証と助言を継続することにより、より一層適切な財務運営を確立させる。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

3-7-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、学校会計基準を遵守し、「学校法人暁学園経理規程」、「学校法人資金運用規程」等に沿って適切に行っている。会計処理を行うにあたって問題等が生じた場合には、すぐさま監査法人に相談し、事柄によっては私学事業団経営相談室にも相談するなどして、適正な会計処理に努めている。

日々の会計業務は、各部署からの請求を会計担当者と会計課長がチェックし、事務局長決済で執行する流れになるが、本学では、学校法人全体を統括的に管理できる会計システムを導入しており、操作毎に権限を付与した上で伝票データの入力、決済、検索、出力等を行うなど、システム上のチェック機能も強化している。さらには、予算執行の状況を会計課だけでなく、各部署においても個別に確認できるシステムとなっているため、より適切な執行管理を可能にしている。本学が行っているこれらの会計処理の仕組みについては、監査法人からも高い評価を得ている。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、監査法人と監事によって行われている。監査法人の監査は、年間 10 日前後で、会計帳簿書類や証ひょう書類等をもとにして、会計処理の内容、予算執行、組織の運営状況、内部統制の検証など、年度比較も行いながら厳正に調査されており、指摘事項等があった場合には、理事長に報告するとともに、早急な是正対応を行っている。

監事 2 人による監査は、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 18 条の定めに基づき、管理運営と財務状況についてヒアリング調査する形で行っている。また、日頃からの理事長との面談により、学校法人の経営状態のほか、教学面での運営状況についても意見交換を行っている。

【エビデンス集】

【資料 3-7-1】 平成 29 年度予算編成方針【資料 3-6-2】と同じ

【資料 3-7-2】 学校法人暁学園経理規程【資料 3-1-3】と同じ

【資料 3-7-3】 学校法人暁学園資金運用規程【資料 3-1-4】と同じ

【資料 3-7-4】 学校法人暁学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

【自己評価】

以上のことから、会計処理については適正な実施の仕組みが整えられた上に、会計監査体制についても、監査法人の監査・監事による監査の実施が計画的に行われており、適切に機能していると評価できる。

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

近年、公教育を担う学校法人の経営状態については、社会によりわかりやすく説明できる仕組みの構築が強く求められている。学校会計基準についても平成 27（2015）年 4 月に制度改正があり、一般の方にもわかりやすく、かつ的確に財政及び経営状況が把握でき

るようにとの趣旨で計算書の様式が見直された。このような改正の趣旨から、本学が公表する財務情報についてもよりわかりやすく表示する工夫を今後も継続して行っていかなければならないと考えている。

また、平成 26（2014）年 2 月 18 日の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正によって、大きな社会問題にもなっている公的研究費不正事案に対する対応策等がまとめられると同時に、大学に対してより実効性のある取り組みが求められることとなった。会計処理を適正かつ厳正に執行・管理することは言うまでもなく、規程等の整備や防止計画の策定、コンプライアンス教育の実施等、不正行為を事前に防止するための取り組みについても検討していく必要がある。

さらに、平成 27（2015）年 12 月 24 日付けで通知された「学校法人における会計処理等の適正確保について」も、簿外会計で運営されている大学の周辺団体会計についての管理体制を確立することを求められており、対象となる団体に対して内部監査の実施、監査法人のチェック体制も強化して行くことが重要である。

〔基準 3 の自己評価〕

3-1 の経営の規律と誠実性については、全般的にみれば、法人では理事会規程、常任理事会規程及び財政評価検討委員会規程が、また大学では大学協議会規程が制定され、それらの規程（規律）のもとに誠実に経営されている。学校教育法等の法令への遵守については、「暁学園寄附行為」をはじめとする学園及び大学の諸規程により明確に示されている。環境保全については ISO14001 との関わりにより、人権についてはハラスメント対策規程により、安全への配慮については安全衛生委員会規程等により、誠実に実施されている。また教育情報及び財務情報については、第三者への閲覧及びホームページあるいは公開の委員会等を通じて広く社会に情報提供している。

3-2 の理事会の機能については、「暁学園寄付行為」及び「同施行規則」に基づき、理事会及び常任理事会によって学園全体の意思決定をする体制が構築されており、よく機能している。

3-3 の大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップについては、大学運営における最高意思決定機関である「大学協議会」及び教学改革に取り組んでいる「教学協議会」がよく機能し、それらを通じて学長のリーダーシップも確保されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンスについては、法人における「理事会」・「常任理事会」及び大学における「大学協議会」において、その正式メンバーとして相互乗入れで構成され、そこでなされた議論が大学全体にゆきわたる仕組みになっており、法人及び大学の各種運営機関とのコミュニケーション、ガバナンス、ボトムアップ（リーダーシップとのバランス）が適切に機能している。

3-5 業務執行体制の機能性については、大学の業務執行の管理体制は暁学園組織規程及び同就業規則に基づき構築されている。大学諸規則がよく機能している。なお、職員の資質・能力向上については、FD・SD 及び学外への各種研修参加によりその能力の向上が図られている。

3-6 の財政基盤と収支については、暁学園中期経営計画をもとに本学財政収支の改善に努める一方、文部科学省や経済産業省あるいは三重県・四日市市等からの外部資金の獲得

を図り、収入面の努力をしている。

3-7 会計について、種々の外部監査及び学内会計規程に基づき、厳正に会計処理されている。

以上、基準 3 経営・管理と財務については、規律正しくかつ厳正・誠実に実施されていると評価できる。ただ、本学は財政収支が支出超過であり、それを解消し財政基盤を整えなければならない。そのためには、平成 29 (2017) 年度からの 2 学部体制への改革・移行を足がかりとし、財政基盤の強化に努めなければならない。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学における自己点検・評価は、「四日市大学学則」第1条の2に定めるとおり「教育研究水準の向上を図り、建学の目的を達成するために、自ら教育研究活動等の状況について点検・評価を行う」として適切に行われている。

本学の自己点検・評価活動は、平成3（1991）年7月の大学設置基準の大綱化にあわせ、「四日市大学自己点検・評価に関する検討委員会」を直ちに発足させ、平成5

（1993）年には「自己点検・評価委員会」を設置し、平成7（1995）年9月には、足掛け4年の検討準備を経て、14の評価項目により「四日市大学の概要 ’95 自己点検・評価報告書」を発行している。その後、平成22（2010）年3月発行の「四日市大学自己点検・評価報告書」からは、評価項目を「基準」と改め新たに11の基準により自己点検・評価を実施している。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

自己点検・評価の体制は、「自己点検・評価に関する実施要項」及び「自己点検・評価委員会に関する規程」により定められており、「実施要項」第2条（体制）で「本学における自己点検・評価に関して必要な事項を審議し、点検評価を実施するための組織として自己点検・評価委員会を設置する」として、(1)学部から選出された委員各2名、(2)学長が指名する次の委員、副学長、各学部長、情報センター館長、事務局長、学長室長、社会連携センター長が規定されている。委員長は互選によるが、平成27（2015）年度までは、副学長を委員長とすることで、大学独自の自己点検・評価と第三者評価に柔軟に対応する体制をとってきた。しかし、自己点検・評価は学長のリーダーシップのもとで行われるべきとの意見もあり、平成28（2016）年度以降は学長が委員長となっている。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学は、平成7（1995）年9月に「四日市大学の概要 ’95 自己点検・評価報告書」を発行して以来、4年ごとに「自己点検・評価報告書」を「中間報告書」と「本報告書」に分けて発行し、平成29年3月には通巻11冊目の報告書（未公刊）を作成した。

4年という周期は、カリキュラムが完成する期間と同じであることから、大学にとって

最も重要な教育課程の周期に合わせたものである。

【エビデンス集】

【資料 4-1-1】 四日市大学学則 第 1 条の 2 【資料 F-3】 と同じ

【資料 4-1-2】 四日市大学自己点検・評価に関する実施要項 第 1 条、第 2 条、第 3 条

【資料 4-1-3】 四日市大学自己点検・評価委員会に関する規程 第 2 条、第 5 条

【資料 4-1-4】 「四日市大学の概要 ’ 95 自己点検・評価報告書」における「14 の評価項目」

【資料 4-1-5】 「四日市大学自己点検・評価報告書（平成 22（2010）年 3 月）」における「11 の評価基準」

【自己評価】

本学は、自己点検・評価の取り組みに、いち早く対応した大学のひとつであること、また、その実施体制も早期に確立しており、初期には副学長を委員長として柔軟に対応していたが、大学機関別認証評価が義務化されるなど、学長のリーダーシップが求められることから学長が委員長に就くなど適切な体制を確保している。

また、4 年ごとに報告書を作成することで自主的・自律的な取り組みとして定着しているといえる。しかし、報告書の作成過程において、取り組み方がルーチン化し、形式的な評価に留まる傾向も見られる点が惜しまれる。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価活動を具体的な「改善」を進める契機と捉え、実際に「改善」を進める体制の構築を進めたい。例えば、今回の自己点検・評価報告書作成までの中間報告の期間にも、大学協議会にて課題をより明確にし、改善策を実施するなど、自己点検・評価を全学の改善努力に結び付けることとしたい。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

自己点検・評価の作業は、まず、自己点検・評価委員会が主体となって、教職員の管理職、各事務部署に依頼し、正確で透明性の高いデータを収集することから始まり、それらは各担当者・部署で 1 次分析されたのち、自己点検・評価委員会が指名した役職担当者が

原稿を執筆し、事務局を通じて、相互に確認を行いながら、自己点検・評価委員会の議を経て決定されている。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

各項目は、担当あるいは関連部署の担当者により、エビデンスとして収集され、十分な調査を経たデータに依拠して作成されている。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

報告書作成の過程で、データのとりまとめを行う学長室と担当部署が、丁寧な情報交換を行うことで、自己点検・評価に係る情報データの共有が一定進み、完成後には結果が大学協議会（本学における最高意思決定機関）、各教授会、課長会などに報告されることで、学内共有へとつながっている。

社会への公表については、直近の自己点検・評価報告書をホームページにて公開すると共に、情報センター（図書館）にて閲覧に供し、四日市市等、関係各所にて公表している。

「自己点検・評価報告書」の作成状況は表 4-2-③に示すとおりである。

表 4-2-③ 自己点検・評価報告書の作成状況

巻	発行年月	タイトル
第 1 巻	平成 6(1994)年 6 月	四日市大学の概要 '93 自己点検・評価報告書
第 2 巻	平成 7(1995)年 9 月	四日市大学の概要 '95 自己点検・評価報告書
第 3 巻	平成 10(1998)年 3 月	四日市大学自己点検・評価報告書
第 4 巻	平成 12(2000)年 3 月	四日市大学の現状と課題 '99 自己点検・評価中間報告書
第 5 巻	平成 14(2002)年 3 月	四日市大学 自己点検・評価報告書
第 6 巻	平成 15(2003)年 4 月	四日市大学 大学評価（加盟判定審査）点検・評価報告書を中間報告書とする。
第 7 巻	平成 18(2006)年 3 月	四日市大学 自己点検・評価報告書
第 8 巻	平成 22(2010)年 3 月	四日市大学 自己点検・評価報告書
第 9 巻	平成 23(2011)年 3 月	自己評価報告書—日本高等教育評価機構による大学認証評価結果— ※当該報告書を中間報告書とする。
第 10 巻	平成 26(2014)年 3 月	四日市大学 自己点検・評価報告書
第 11 巻	平成 29(2017)年 3 月	四日市大学 自己点検・評価中間報告書 ※未公刊
第 12 巻 予定	平成 30(2018)年 3 月	自己評価報告書—日本高等教育評価機構による大学認証評価結果—※当該報告書を本報告書とする。

【エビデンス集】

【資料 4-2-1】 四日市大学自己点検評価委員会に関する規程 第 2 条、第 5 条、第 6 条
【資料 4-1-3】と同じ

【資料 4-2-2】 四日市大学ホームページ
(大学案内>四日市大学について>情報公開 自己点検・評価報告書)
【資料 3-1-17】と同じ

【自己評価】

エビデンスに基づいた自己点検・評価が実施されており、データ収集も確実に行われている。結果の学内共有や公表も適切に行われていると考える。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

将来にわたって、4 年に 1 回の自己点検・評価のサイクルを引き続き堅持していきたい。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

「自己点検・評価報告書」は、教職員にも配付され、「自己点検・評価委員会」を通じて各担当部署で確認が行われている。指摘された検討事項については、各学部教授会、事務部署等で共有され、各所属長により改善に向けた具体策が検討され、それらは「大学協議会」に諮られ、次の改善・改革につなげられている。さらに本報告の中間に行われる自己点検評価において、総括的なフォローがなされる。自己点検・評価委員会の委員長に学長が就任することで、学長のリーダーシップによる PDCA サイクルの仕組みの第一歩に踏み出している。

【エビデンス集】

【資料 4-3-1】 四日市大学自己点検・評価に関する実施要項 第 5 条
【資料 4-1-2】と同じ

【資料 4-3-2】 四日市大学自己点検・評価委員会に関する規程 第 5 条
【資料 4-1-3】と同じ

【自己評価】

平成 22 (2010) 年度の日本高等教育評価機構により行われた第三者認証で指摘された事項については、教学協議会、各教授会などで検討され是正している。しかし、第三者評価に比べて、自主的に行っている自己点検・評価を大学運営の改善向上につなげる仕組みは通常の大学運営での対応に留まっており、自己点検・評価を生かした PDCA サイクルの確立には至っていない。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

学部再編・専門科目の精選化等カリキュラム改革が行われたことから、地域と連携しながら、どのような学生を育てるかという観点から、暁学園の第 7 次中期経営計画に併せて、開学 30 周年となる平成 30 (2018) 年をスタートとする P(Plan)を早急に策定し、D(Do)に取り組む。その過程で、自己点検・評価報告書も生かしていく。

【基準 4 の自己評価】

自己点検・評価は、適切な体制のもと、周期的、自主的、自律的に、またエビデンスに基づき十分検討され、その結果は社会に公表されており、本学の自己点検・評価に対する適切性と誠実性は明らかであり、基準は満たされている。しかしながら、自己点検評価の結果に対するフォローが甘く、大学運営の改善へと有効につながっていない。また、本学運営の PDCA サイクルの中で十分活用されているとは言い難い。すなわち、自己点検評価活動は C(Check)と A(Action)の部分においてこそ重要な機能を果たすものであることは認識しており、将来計画の項で述べたように、この面での PDCA サイクルの有効性を高めていかなければならない。

Ⅳ. 本学の使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1 社会連携に関する方針が明確化され、推進体制が構築されていること

《A-1 の視点》

A-1-① 社会連携に関する全学的な方針が明確化されていること

A-1-② 社会連携に関する全学的な推進組織が設置されていること

A-1-③ 大学と地域（自治体・企業・市民団体等）との協力関係が構築されていること

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

A-1-① 社会連携に関する全学的な方針が明確化されていること

昭和 61（1986）年の四日市大学設置認可申請書において、本学の基本理念の 1 つに「地域社会と共生する地域貢献型大学」を掲げ、「世界を見つめ地域を考える」をスローガンに、全学的に「地域を創る人材」の育成を行ってきた。

平成 25（2013）年 4 月には、社会連携を一元的に推進する窓口として社会連携センターを設置し、「本学の学術研究及び人材を通して社会との連携活動を幅広く推進することにより、地域社会の発展及び本学の研究・教育の進展に資することを目的とする」ことを定めた。これは本学の社会連携が、一方的な地域貢献ではなく、地域と連携することで本学の教育、研究を豊かにするという、双方向性を志向することを明確化したものである。

平成 26（2014）年 1 月には、学長声明「本学の使命に基づく社会連携の推進について」が出され、今後の厳しい経営環境を乗り越えるためには、本学が「地域の知の拠点としての存在感を高め、地域から欠くことのできない有用な存在として認識されること以外にはありえない」としている。

これらを背景に、平成 26（2014）年には文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」に採択され、同年から 5 年間にわたり「産業と環境の調和を目指す四日市における人材育成と大学改革」をテーマに、地域と共に諸事業に取り組んでいる。

なお、毎年度活動報告書として「四日市大学社会連携報告書」（平成 25～27 年度）を作成している。

A-1-② 社会連携に関する全学的な推進組織が設置されていること

平成 25（2013）年 4 月、これまで独立して活動していた研究機構、地域連携担当、ボランティア、コミュニティカレッジの 4 部門を統括する「社会連携センター」を設立した。平成 26（2014）年 4 月からは専任の職員を置き、同年 7 月に採択された文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」の実施に伴い、本事業専任の補助員も置いた。平成 29（2017）年 4 月からは組織体制をより強化し、社会連携の推進体制の充実に努めている。

社会連携センター所管の社会連携センター運営委員会は、当初は教学部長、各学部長、事務局長等で構成していたが、全学的に社会連携が定着したことから、平成 29 (2017) 年度からは各学部からの推薦教員及び事務各部の次長で構成することとし、社会連携センターとともに、より機動的に全学的な社会連携を推進していくこととした。

なお、平成 25 (2013) 年 11 月に、地（知）の拠点整備事業の申請に向けた協議を行うことを契機に、本学と自治体（三重県、四日市市）、企業、市民団体等が参加する四日市大学「地／知の拠点」運営協議会を設置した。これは、狭義の社会連携事業に留まらず、本学の種々の事項を地域とともに取り組むための、本学としては初めての常設の組織であり、全学的にきわめて重要な役割を果たしている。

A-1-③ 大学と地域（自治体・企業・市民団体等）との協力関係が構築されていること

地域全般との関係として、前述した四日市大学「地／知の拠点」運営協議会を年 3 回程度開催し、自治体など多様な外部機関が参加する場で、地（知）の拠点整備事業に留まらず、本学が取り組む種々の事項、例えば新カリキュラムについての意見交換等を行い、協力関係を強化している。

三重県とは、平成 26 (2016) 年に、三重県と県内すべての高等教育機関が参加する「高等教育コンソーシアムみえ」を設立する協定が締結され、本学学長が副会長に就任することで、他の高等教育機関と連携しながら、重要な役割を果たしている。

四日市市とは、平成 7 (1995) 年に「四日市大学運営協議会」を設置し、大学からは学長他、市からは副市長他が参加し、年 2 回、大学運営についての意見交換を行っている。また、平成 15 (2003) 年に「地域貢献事業推進に関する協定」を締結し、本学の教育研究機関の開放を進め、地域社会に貢献することとしている。この他に、平成 20 (2008) 年には「災害時における四日市大学の支援協力に関する協定」が締結され、地震等の大規模災害が発生した場合に、市民の安全確保を図るための協力を行うこととしている。さらに、平成 26 (2014) 年 10 月には「四日市公害と環境未来館」（平成 27 (2015) 年 3 月開館）の活用に関する連携協定を締結し、その運営を支援することとした。本協定は環境情報学部を有する地元大学として、重要な意義を有するものである。

いなべ市（四日市市北部に隣接する人口 4.5 万人の自治体）とは、平成 27 (2015) 年 3 月に包括連携協定を締結し、相互の人的、物的、知的資源を交流、活用することにより、地域社会の発展と人材の育成を図ることとしている。

【エビデンス集】

- 【資料 A-1-1】 四日市大学設置認可申請書（設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由 2.(2)本学における大学構想の実現）【資料 1-1-1】と同じ
- 【資料 A-1-2】 四日市大学社会連携センター規程 第 2 条
- 【資料 A-1-3】 学長声明「本学の使命に基づく社会連携の推進について」
- 【資料 A-1-4】 四日市大学「地／知の拠点」運営協議会設置要綱・学外協議員名簿
- 【資料 A-1-5】 平成 26 年度「地（知）の拠点整備事業」選定取組
- 【資料 A-1-6】 四日市大学社会連携報告書（平成 25～27 年度）
- 【資料 A-1-7】 「高等教育コンソーシアムみえ」に関する協定書【資料 3-5-6】と同じ

- 【資料 A-1-8】 四日市大学運営協議会設置要綱【資料 3-1-10】と同じ
- 【資料 A-1-9】 地域貢献事業推進に関する協定書
- 【資料 A-1-10】 災害時における四日市大学の支援協力に関する協定
- 【資料 A-1-11】 四日市市と四日市大学との連携に関する協定書
- 【資料 A-1-12】 いなべ市と四日市大学との包括連携に関する協定書

【自己評価】

平成 25（2013）年度の社会連携センターの設置及び「地（知）の拠点整備事業」の採択によって、本学の社会連携は大きく前進した。地域連携を本学の中心に置くとする学長声明が出されたことも相まって、全学的な社会連携への認識も大幅に高まったといえる。

また、社会連携センターに専任職員が置かれたことで、学外からの問い合わせにも常時迅速に対応でき、ボランティアセンター等を通じて、地域から寄せられるニーズも着実に増加している。

社会連携センター運営委員会が、社会連携に関する事項を全学的な観点から協議・決定する場として機能していることが重要である。また外部との関係においては、多様な地域の主体が参加する四日市大学「地／知の拠点」運営協議会が設置されたことも意義が大きい。このように、社会連携を協議する場を対内・対外両面に設置したことで、社会連携に関する本学のガバナンス改革に大きく寄与したと思われる。

ただ、現在のところ、四日市大学「地／知の拠点」運営協議会は、自治体との関係が中心に議論が行われており、経済界や市民活動団体との公式な関係構築は十分とはいえない。学生による地域への情報発信を大学組織に位置付ける事業（学生情報局）も、平成 26（2014）年にスタートしたものの、いまだ試行段階に留まっている。

（3）A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の社会連携は、社会連携センターを中心に基礎固めはできてきたが、限られたマンパワーで効果的に機能させるためには、全学的な組織改革による効率的な職員配置が不可欠である。

これまで不十分だった経済界や市民活動団体等と大学との公式な関係構築についても、今後取り組む必要がある。また、「学生情報局」を充実させることで、新しい地域とのチャネルになることが期待される

さらに、社会連携センターに位置付けられている「コミュニティカレッジ」は、発足後 16 年が経過し、地域の方々の生涯学習の場として定着しているが、より積極的に本学の社会連携のツールとして位置付けることも検討する。

A-2 地域と連携した教育・研究・社会活動が推進されていること

《A-2 の視点》

- A-2-① 地域と連携した教育が推進されていること
- A-2-② 地域と連携した研究が推進されていること
- A-2-③ 地域と連携した社会活動が推進されていること

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

平成 26（2014）年からスタートした「地（知）の拠点整備事業」では、地域を学生の学びの場とすることが明確にされた。本学では「教育」「研究」「社会貢献」の 3 つの観点から、地域と連携して取り組むこととしており、以下のとおり、平成 30（2018）年度を最終年度として計画的に推進している。

A-2-① 地域と連携した教育が推進されていること

地（知）の拠点整備事業で「地域の課題」としてあげた「産業振興」「環境」「人材育成」にこたえるものとして、平成 26（2014）年度は 18 科目を地域と結びつけた「地域志向科目」と位置付けた。平成 28（2016）年度は 20 科目、平成 29（2017）年度からは抜本的なカリキュラム改革に伴い、33 科目と大幅に増加させ、三重県あるいは四日市市との連携をより密にした内容とした。平成 28（2016）年度のアンケートによると、これらの科目を受講した学生のうち、「地域の現状を把握するとともに、地域の課題解決に役立つ知識・理解・能力が深まった」と回答した学生は 83.6%にのぼり、「地域志向科目」が成果をあげていることが分かった。

平成 26（2014）年度から、ゼミ活動等において、地域課題を地域の主体と協働して継続的に取り組む「協創ラボ」という仕組みをスタートさせた。これまで 12（実数）件の協創ラボで学生が学んでいるが、今後増加させていく予定である。

平成 25（2013）年度からボランティアセンターをスタートさせたが、平成 27（2015）年度には、原則として全学生をボランティア登録する体制を確立し、地域で活動する学生数が年々増加している。平成 28（2016）年度に実施した調査からは、ボランティアに参加した学生の地域志向に大きな影響を与えていることが明らかになった。

平成 26（2014）年度から、地域での学びを地域に報告することを目的に「わかもの学会」という仕組みをスタートさせた。当初の 2 回は高校生の参加もあったものの、本学の学生の参加が少ないという反省を踏まえ、平成 28（2016）年度は本学学生に限定した。まず学部ごとの予選に学生が参加し、そこで選ばれた学生が、一般公開の「わかもの学会」にて発表する形式に変更した。

なお、高校生の参加については、平成 28（2016）年度、産官学による「夏のエコフェア」において、環境問題に取り組む高校生の発表の場として「高校生サミット」を別途行い、「わかもの学会」の別バージョンとしての機能を果たした。

A-2-② 地域と連携した研究が推進されていること

平成 21（2009）年に「四日市大学研究機構」を設置し、文部科学省科学研究費による研究や自治体等の受託研究などを行ってきた。研究機構傘下には、「関孝和数学研究所」、「公共政策研究所」、「生物學研究所」、「環境技術研究所」の 4 つの研究所が設立されており、地域を対象とした研究や研修を行っている。なお、研究機構は平成 29（2017）年度から、本学の研究支援組織と位置付けられ、今後地域と連携した研究推進に一層貢献できること

となった。

「地（知）の拠点整備事業」の一環として、平成 26（2014）年度から、「1 人 1 プロジェクト」を活用した公募型地域志向研究の推進を図ってきたが、平成 28（2016）年度からは、本学の研究事業として「特定プロジェクト研究（「産業支援」「環境」「人材育成」をテーマ）」に取り組むこととなった。学部を超え、教職協働で取り組む新しい試みであり、地域と連携しながら平成 30（2018）年の完成を目指して推進していく。

平成 17（2005）年に発足した「四日市学研究会」においても、歴史的、自然的、文化的、経済的等々、さまざまな角度、視点から四日市を中心とする北勢地域を研究し、四日市学講座として成果を公刊（A5 版 70～100 頁）してきている。

A-2-③ 地域と連携した社会活動が推進されていること

平成 26（2014）年 10 月に締結した「四日市公害と環境未来館の活用に関する連携協定」に基づき、四日市公害を専門に研究する教員を同館との連絡窓口とし、組織的に連携活動に取り組んでいる。夏の子供向けイベントにおける講座担当、同館イベントでのパネル展示などを通じ、連携を深めている。

平成 26（2014）年からは、地元環境系企業（東産業株式会社）との連携により、本学を会場として、主として子ども対象の夏の「環境フェア」に取り組んでいる。平成 28（2016）年度は、三重県環境学習センターが加わり、産官学によるより広範な「夏のエコフェア」に移行した。

平成 27（2015）年度からは、学生を対象とした「わかもの学会」と対比される「大人学会」として「地域連携フォーラム」をスタートさせた。あらかじめ決められたテーマごとに地域の方々に公募により研究・活動報告をしていただき、好評を博している。

このほか、外部講師を招へいた公開講座の開催、「四日市東日本大震災支援の会」などを通じた教員・学生の災害救援活動、四日市市選挙管理委員会と連携した学生グループ「ツナガリ」による選挙啓発活動等、地域と連携したさまざまな活動が行われている。

【エビデンス集】

- 【資料 A-2-1】 地（知）の拠点整備事業 自己点検・評価報告書 外部評価報告書（平成 26、27、28(案)年度版）
- 【資料 A-2-2】 四日市大学地（知）の拠点整備事業報告書（平成 26、27 年度版）
- 【資料 A-2-3】 四日市大学社会連携報告書（平成 25～27 年度版）
【資料 A-1-6】と同じ
- 【資料 A-2-4】 四日市大学平成 29 年度地域志向科目
- 【資料 A-2-5】 四日市大学協創ラボリスト（平成 26～28 年度）
- 【資料 A-2-6】 ボランティアセンター活動状況（平成 26～28 年度）
- 【資料 A-2-7】 四日市大学生のボランティア活動のインパクト調査の結果とその分析（2017 年 3 月）
- 【資料 A-2-8】 わかもの学会報告書（平成 26～28 年度）
- 【資料 A-2-9】 四日市大学研究機構規程 第 4 条【資料 3-6-6】と同じ
- 【資料 A-2-10】 四日市大学講座① 四日市大学・四日市学研究会発行

【資料 A-2-11】 四日市市と四日市大学との連携に関する協定書

【資料 A-1-11】と同じ

【資料 A-2-12】 「夏のエコフェア 2016」チラシ

【資料 A-2-13】 地域連携フォーラム報告書（平成 27、28 年度）

【自己評価】

地域と連携した教育、研究、社会活動は、地（知）の拠点整備事業の採択によって、飛躍的に進展している。特に「教育」においては、いわゆる（COC+）事業への参画及びカリキュラム改革によって、特に充実を図っている。また「わかもの学会」も年々充実してきており、地域連携を通じた学生の成長が期待できる。

「研究」においても、「特定プロジェクト研究」という大きな進展があった。「産業振興」「環境」「人材育成」それぞれの分野において、ユニークな成果が期待できる。また、研究機構の新しい役割により、研究領域における社会連携の成果が期待できる。

「社会活動」においても、エコフェアが産官学で取り組まれるようになるなど、新しい進展がみられる。「地域連携フォーラム」も今後の発展が期待できる。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

現在取り組んでいる活動のほとんどが、地（知）の拠点整備事業の計画に基づくものである。従って、前年度の取組の評価を的確に行い、それに基づいて次年度の改善につなげる PDCA サイクルの実践が重要である。

また、地（知）の拠点整備事業終了後の「次」を見据えた計画づくりに取り組むことが、今後の重要な課題となると思われる。

A-3 大学が持っている物的・人的資源を地域に提供していること

《A-3 の視点》

A-3-① 大学施設を地域に開放していること

A-3-② 地域の人々の学習支援を行っていること

A-3-③ 地域の要請に基づき、学生を派遣していること

A-3-④ 地域の要請に基づき、教職員を派遣していること

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

A-3-① 大学施設を地域に開放していること

一般教室の他、第 1 グラウンド、体育館及び武道館を、地域住民のために一般開放（有償）している。また本学の特徴である独立したスタジオは、コミュニティカレッジや四日市市民講座等の会場として利用している。近年、資格試験の会場や催し物の会場など地域、学外からの使用要請が増えている。

本学と関わりのある NPO 8 団体の事務所が学内に設置されていることは、本学の特色ある社会連携の取り組みである。また「四日市北ロータリークラブ」の事務所も学内に置かれており、毎週火曜日に多数の経済界の方々が例会に訪れている。

A-3-② 地域の人々の学習支援を行っていること

(ア) 情報センター（図書館）

情報センター（図書館）は、平成 7（1995）年に完成し、一般の方の生涯学習に寄与するために、その翌年である平成 8（1996）年度から登録制による書籍の一般貸出を実施している。蔵書冊数は約 156,000 冊であり、図書館としては近隣地域で最も蔵書数が多いことから利用者が多い。

(イ) コミュニティカレッジ

平成 13（2001）年より開校し、絵画、音楽、パソコン、語学など、本学教員をはじめとする多彩な講師を迎え、地域住民の教養の向上に寄与している。年間約 1,300 人の受講者があり、本学と地域をつなぐ重要な場となっている。平成 22（2010）年度の大学機関別認証評価においてコミュニティカレッジは、「住民のニーズを反映させた講座を開催した結果、多くの受講者が参加し、この企画が市民に根付いている点は高く評価できる。」とされた。平成 28（2016）年度からは、四日市市の中心部にあり、四日市大学が借用している「じばさん三重」の部屋を活用し、本学教員による「まちなか大学院」をスタートさせた。初年度は「算額」をテーマに実施し、大変好評であった。

コミュニティカレッジの受講者数については、表 A-3-②-1 のとおりである。

表 A-3-②-1 コミュニティカレッジ受講者数 (人)

年度（平成）	4-5 月	6-7 月	9-10 月	11-12 月	2-3 月	合計
25 年度	284	271	263	261	242	1,321
26 年度	285	286	252	265	242	1,330
27 年度	296	264	252	251	232	1,295
28 年度	264	240	246	243	229	1,222

(ウ) 公開講座・公開授業

昭和 63（1988）年以来公開講座を開講し、大学における学問研究の成果を地域住民及び社会一般に公開するため、3 学部の専任教員がテーマに基づき講演を行っている。また、三重県内のすべての高等教育機関が連携して、高度で多様な学習の機会を提供する「みえアカデミックセミナー」にも毎年参加し、3 学部交替で年度ごとに講師を担当している。

3 学部の正規課程の授業科目を、一般に開放し公開授業とする取り組みも行っている。第一線で活躍している実践家を招いて行う、「経済経営学特殊講義」（経済学部）、「環境特殊講義」（環境情報学部）、「地方議会論」（総合政策学部）は、多くの市民が学生と共に聴講している。

(エ) 社会人学生の積極的な受け入れ

総合政策学部を中心に社会人を対象に長期履修制度を導入するなど、積極的な社会人学生の受け入れを図っている。また、科目等履修生、聴講生、研究生の受け入れを行うほか、

平成 22（2010）年度から履修証明プログラムを導入し、現在 6 講座のテーマ別プログラムを設けている。

（オ） 学校との連携による子どもの学習支援

次代を担う子どもたちのために、主に高大連携授業をはじめとする学習支援を行っている。3 学部共通の取り組みとして、暁高等学校及び、いなべ総合学園高等学校での授業の実施、また生徒を招いての研究室公開を行ったほか、環境情報学部のサマースクール、高校からの依頼による出張授業などに取り組んでいる。また平成 27（2015）年度に電子顕微鏡を導入してからは、小学生から高校生までを対象としたデモ実験などにも積極的に取り組んでいる。総合政策学部では、北星高校から希望する高校生を数名受け入れ、1 年次のゼミで 1 年間一緒に学ぶ取り組みを継続している。

A-3-③ 地域の要請に基づき、学生を派遣していること

（ア） ボランティア

学生ボランティアについては、平成 26（2014）年にボランティアセンターが本格的に活動を開始して以降、地域からの要請が増加する一方である。それ以外にも、要請する側が個別の関係教員にアプローチし、教員が関係するゼミやサークルの学生が応じるケースもみられる。

（イ） 地域連携プロジェクト

一過性のものが多いボランティアとは異なり、学生が地域課題に継続的に取り組んでほしいという地域からの要請の増加に伴い、新たにその学内での対応マニュアルを作成するとともに、ボランティアと共に、2 つのタイプの地域からの要請に応えるためのパンフレットを作成した。既にいくつかのニーズが寄せられており、その都度社会連携センターで対応を検討し、学内で共有している。

（ウ） 自治体等の要請に基づく派遣

四日市市選挙管理委員会からの要請に基づき、若者の投票率向上に向けた啓発活動に学生を派遣している。また四日市市議会から議会モニターへの学生の就任要請があり、毎年数名の学生を派遣している。外国人留学生が地域団体からの要請に基づき、母国の文化、社会制度等を紹介する活動もしている。

A-3-④ 地域の要請に基づき、教職員を派遣していること

三重県や四日市市をはじめとする近隣自治体からの各種審議会委員等の就任依頼が多く、教職員は可能な限り受諾をし、地域社会への協力関係を築いている。また、自治体が行う講演会での講師やコーディネーター等についても積極的に参加・協力している。

【エビデンス集】

【資料 A-3-1】 四日市大学施設等管理規程 第 3 条【資料 2-9-1】と同じ

【資料 A-3-2】 四日市大学社会連携報告書（平成 25～27 年度版）

【資料 A-1-6】と同じ

【資料 A-3-3】 地（知）の拠点整備事業自己点検・評価報告書 外部評価報告書（平成 26、27 年度版）【資料 A-2-1】と同じ

- 【資料 A-3-4】 四日市大学地（知）の拠点整備事業報告書（平成 26 年度版）
【資料 A-2-2】と同じ
- 【資料 A-3-5】 四日市大学生涯学習講座コミュニティカレッジパンフレット
- 【資料 A-3-6】 まちなか大学院講座「江戸時代の数学文化を学ぶ」、新聞記事(中日新聞)
- 【資料 A-3-7】 ボランティアセンター活動状況（平成 26～28 年度）
【資料 A-2-6】と同じ
- 【資料 A-3-8】 2017 年度社会人入学試験要項【資料 F-4】と同じ
- 【資料 A-3-9】 平成 29 年度科目等履修生募集要項
- 【資料 A-3-10】 平成 29 年度聴講生募集要項
- 【資料 A-3-11】 平成 29 年度研究生募集要項
- 【資料 A-3-12】 平成 29 年度履修証明プログラム受講生応募要項
- 【資料 A-3-13】 四日市大学履修証明プログラム 一覧
- 【資料 A-3-14】 電子顕微鏡関連企画 実施一覧
- 【資料 A-3-15】 地域連携プロジェクト・ボランティア対応パンフレット
- 【資料 A-3-16】 地域連携プロジェクト学内対応マニュアル
(学外からの依頼に関するフローチャート)
- 【資料 A-3-17】 2016 年度留学生地域交流 実施一覧

【自己評価】

地域に対して、さまざまなサービスを提供していることは高く評価できる。地域から寄せられる大学への多様なニーズをタイプ別に整理して、地域に広報するパンフレットの作成、寄せられたニーズを学内で対応するためのマニュアル作りも行っている。コミュニティカレッジも地域と大学を結ぶ重要なツールとなっている。

これらを通じて、本学は地域の知の拠点として、ある程度認知されてきている。しかし、公開講座等、大学の取り組みに最も敏感に反応するのは、コミュニティカレッジの登録者の人たちなど一部である。従って、今後は講座内容や広報に変化を持たせるなど、新しい試みに戦略的にチャレンジし、参加者層の拡大に取り組む必要がある。

なお、履修証明プログラムなど社会人の生涯学習に貢献できる取組みが多数あるが、その広報は十分ではない。

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

地域と大学をつなぐ窓口を社会連携センターに可能な限り一本化し、多様なニーズを整理して学内に流すフローチャートを活用しつつ、改善に努める。

コミュニティカレッジを生かすための体制と方策を検討するとともに、本学が行っている生涯学習の機会を整理して情報提供するしくみづくりにも取り組む。

【基準 A の自己評価】

A-1 の方針の明確化とその推進体制について、本学は、四日市市との公私協力方式によって設置されたこともあり、大学の基本理念の第一番目に「地域社会と共生する地域貢献型大学」を掲げており、また平成 26（2014）1 月には、学長声明で「地域の知の拠点として

の存在感を高め、地域から欠くことのできない有用な存在として認識されること以外にはありえない」とあり、社会連携に対する方針は明確である。さらにこれを一層推進するため、平成 25（2013）年には「社会連携センター」を設立し、地域との協力関係の拠点として成果を挙げてきており、推進体制は構築されている。

A-2 の地域と連携した教育・研究・社会活動については、「四日市大学研究機構」の活動及び平成 26（2014）年度からの地（知）の拠点整備事業の推進を中心にして多彩な活動に取り組み、成果を挙げてきている。

A-3 の大学の物的・人的資源の地域への提供については、地域住民や団体への大学施設の貸し出し、「コミュニティカレッジ」による地域住民への生涯学習支援、地域の要請に基づいた学生ボランティア活動、及び近隣自治体の各種審議会委員等への就任等がある。

以上、社会連携に関する取り組みは地域からも喜ばれ、学内の文化にもよい影響を与えてきており、こうした動きをカリキュラム改革に結び付け、「地域を教室に、地域の人を教師として、地域で学び、地域で学生を育てる」という、壮大な実験に取り組んでいるところである。これは、地方創生戦略における「わかものの地域からの流出防止」にも沿うものと考えており、本学の社会連携については大いに評価でき、基準 A を満たしていると考ええる。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	該当なし

四日市大学

【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人暁学園寄附行為 学校法人暁学園寄附行為施行規則	
【資料 F-2】	大学案内	
	YOKKAICHI UNIVERSITY GUIDE BOOK 2018 外国人留学生入学案内 2017	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	四日市大学学則、別表 1、別表 1-2、別表 2	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2018 年度入学試験要項 2018 AO 入試概要 2017 年度 AO 入試入学試験要項〔体験型・随時型〕 2017 年度編入学試験要項（2 年次・3 年次） 2017 年度社会人入学試験要項 2017 年度外国人留学生入学試験要項 2017 年度（平成 29 年度）外国人留学生指定校推薦入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2017 年度学生便覧（Campus Life Guide）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 29 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 28 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人暁学園規程集 目次 四日市大学規程集 目次	

四日市大学

【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	平成 29 年度理事・評議員・監事 名簿 平成 28 年度理事会開催状況 平成 28 年度評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類（平成 24～28 年度） 監事監査報告書（平成 24～28 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	2017 年度経済学部履修要綱 2017 年度環境情報学部履修要綱 2017 年度総合政策学部履修要綱 2017 年度経済学部シラバス（講義要綱） 2017 年度環境情報学部シラバス（講義要綱） 2017 年度総合政策学部シラバス（講義要綱）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	四日市大学設置認可申請書（設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由 2. (2) 本学園における大学構想の実現）	
【資料 1-1-2】	学校法人暁学園寄附行為 第 3 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-1-3】	四日市大学学則 第 1 条、第 2 条の 3	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-4】	2017 年度各学部履修要綱（カリキュラム全学共通教育科目）	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-1-5】	2017 年度環境情報学部・総合政策学部シラバス（講義要綱） （授業科目「人間たれ」）	【資料 F-12】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	四日市大学学則 第 1 条、第 2 条の 3 別表 1-2	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-2】	2017 年度学生便覧（学長のあいさつ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-3】	四日市大学成長スケール～2016 年度版～	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	四日市大学教学協議会規程	
【資料 1-3-2】	平成 29 年度前学期オリエンテーションスケジュール（在校生対象）	
【資料 1-3-3】	四日市大学平成 29 年度入学式と新入生オリエンテーションスケジュール	
【資料 1-3-4】	平成 29 年度新入生保護者ガイダンスレジメ	
【資料 1-3-5】	2017 年度各学部シラバス（講義要綱）	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-3-6】	学校法人暁学園第 6 次中期経営計画（2013 年度～2017 年度）	
【資料 1-3-7】	2017 年度各学部履修要綱（カリキュラム専門教育科目）	【資料 F-12】と同じ
【資料 1-3-8】	面接担当者要領	
【資料 1-3-9】	平成 29 年度面接評価表	
【資料 1-3-10】	四日市大学学則 第 59 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-3-11】	四日市大学専任教員資格基準	
【資料 1-3-12】	四日市大学専任教員選考規程	
【資料 1-3-13】	四日市大学各学部専任教員資格審査基準細則	
【資料 1-3-14】	四日市大学特任教員規程	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2017 年度入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	四日市大学ホームページ（受験生サイト） （四日市大学入試広報室 スマイル四日市大学＞大学・学部）	
【資料 2-1-3】	2018 年度 AO 入試概要	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	【表 2-1】と同じ
【資料 2-1-5】	四日市大学入学試験問題出題及び採点委員会規則 第 3 条	
【資料 2-1-6】	四日市大学学則 第 11 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-1-7】	四日市大学入学試験委員会規則 第 4 条	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	四日市大学ホームページ （大学案内＞四日市大学について＞大学の特色）	
【資料 2-2-2】	2017 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-3】	2017 年度各学部履修要綱	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-4】	2017 年度各学部シラバス（講義要綱）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-5】	平成 29 年度各学部学科時間割	
【資料 2-2-6】	四日市大学全学 FD 委員会規則 第 3 条	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	四日市大学各学部教務委員会規則 第 2 条(2)	
【資料 2-3-2】	四日市大学全学学生委員会規則 第 2 条(3)	
【資料 2-3-3】	四日市大学情報センター規程	
【資料 2-3-4】	四日市大学コンピュータセンター利用規程	
【資料 2-3-5】	2017 年度各学部履修要綱（8. UNIVERSAL PASSPORT、9. 2. オフィスアワーについて、9. 3. 授業改善アンケート）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-6】	2017 年度各学部シラバス（講義要綱）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-7】	2017 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-8】	四日市大学留学生支援委員会規則	
【資料 2-3-9】	「日本留学 AWARDS」西日本地区大学（文科系）部門賞 表彰状 （2015・2016 年度）	
【資料 2-3-10】	授業改善アンケート	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	四日市大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-4-2】	2017 年度各学部履修要綱	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-4-3】	2017 年度各学部シラバス（講義要綱）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-4-4】	2017 年度学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-5】	四日市大学履修及び試験規則	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	四日市大学学則 第 22 条の 2	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-5-2】	四日市大学キャリアサポート委員会規則	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	四日市大学全学 FD 委員会規則	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 2-6-2】	授業改善アンケート	【資料 2-3-10】と同じ
【資料 2-6-3】	四日市大学の教育改善・改革推進のための報奨に関わる取り決め	
【資料 2-6-4】	四日市大学学会会則 第 6 条	

四日市大学

2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	四日市大学全学学生委員会規則第 3 条	【資料 2-3-2】と同じ
【資料 2-7-2】	四日市大学留学生支援委員会規則第 3 条	【資料 2-3-8】と同じ
【資料 2-7-3】	四日市大学入学試験特待生規程	
【資料 2-7-4】	四日市大学スポーツ奨学金規程	
【資料 2-7-5】	四日市大学特待生規程	
【資料 2-7-6】	四日市大学私費外国人留学生に対する授業料等減免規程	
【資料 2-7-7】	四日市大学教育後援会会則	
【資料 2-7-8】	四日市大学学友会会則	
【資料 2-7-9】	四日市大学同窓会会則	
【資料 2-7-10】	四日市大学学生相談室規程	
【資料 2-7-11】	四日市大学ハラスメント対策規程	
【資料 2-7-12】	2013 年度四日市大学学生生活実態調査	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	四日市大学専任教員資格基準	【資料 1-3-11】と同じ
【資料 2-8-2】	四日市大学専任教員選考規程	【資料 1-3-12】と同じ
【資料 2-8-3】	四日市大学各学部専任教員資格審査基準細則	【資料 1-3-13】と同じ
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	四日市大学施設等管理規程	
【資料 2-9-2】	四日市大学体育館使用規則	
【資料 2-9-3】	四日市大学課外活動共用施設規則	
【資料 2-9-4】	四日市大学課外活動共用施設使用要領	
【資料 2-9-5】	四日市大学情報センター規程	【資料 2-3-3】と同じ
【資料 2-9-6】	四日市大学情報センター利用規程	
【資料 2-9-7】	四日市大学コンピュータセンター利用規程	【資料 2-3-4】と同じ
【資料 2-9-8】	2017 年度各学部履修要綱	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-9-9】	2017 年度各学部シラバス（講義要綱）	【資料 F-12】と同じ

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人暁学園寄附行為 第 3 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	学校法人暁学園就業規則 前文	
【資料 3-1-3】	学校法人暁学園経理規程	
【資料 3-1-4】	学校法人暁学園資金運用管理規程	
【資料 3-1-5】	私立学校法に基づく財務情報公開閲覧規程	
【資料 3-1-6】	四日市大学研究活動に係る不正防止に関する規程	
【資料 3-1-7】	四日市大学個人情報保護規程	
【資料 3-1-8】	学校法人暁学園寄附行為施行規則 第 6 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-1-9】	学校法人暁学園常任理事会規程	
【資料 3-1-10】	四日市大学運営協議会設置要綱 第 2 条、別表	
【資料 3-1-11】	暁学園財政評価検討委員会設置要綱	
【資料 3-1-12】	環境マネジメントシステム認証取得 (四日市大学学報第 39 号 p. 3 2001 年 6 月 30 日発行)	
【資料 3-1-13】	2017 年度学生便覧 (Ⅱ. 1. 学生相談室・基本的人権とハラスメント、Ⅶ. 環境保全への取り組み)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-14】	四日市大学ハラスメント対策ガイドライン	

四日市大学

【資料 3-1-15】	四日市大学安全衛生委員会規程	
【資料 3-1-16】	学校法人暁学園防犯・防災等対策規程	
【資料 3-1-17】	四日市大学ホームページ (大学案内>四日市大学について>情報公開 財務情報)	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人暁学園寄附行為施行規則 第 6 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	学校法人暁学園寄附行為 第 9 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-2-3】	学校法人暁学園常任理事会規程	【資料 3-1-9】と同じ
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	四日市大学大学協議会規程	
【資料 3-3-2】	四日市大学全学教授会規程	
【資料 3-3-3】	四日市大学教学協議会規程	【資料 1-3-1】と同じ
【資料 3-3-4】	四日市大学各学部教授会規程	
【資料 3-3-5】	学長就任にあたって	
【資料 3-3-6】	四日市大学の持続的な発展を支えるための大学改革について	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	学校法人暁学園寄附行為 第 10 条、第 19 条、第 22 条、第 26 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-2】	学校法人暁学園寄附行為施行規則 第 6 条	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-3】	学校法人暁学園常任理事会規程	【資料 3-1-9】と同じ
【資料 3-4-4】	四日市大学大学協議会規程 第 5 条、第 6 条	【資料 3-3-1】と同じ
【資料 3-4-5】	四日市大学全学教授会規程 第 5 条	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 3-4-6】	四日市大学各学部教授会規程	【資料 3-3-4】と同じ
【資料 3-4-7】	四日市大学教学協議会規程 第 5 条	【資料 1-3-1】と同じ
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人暁学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-5-2】	四日市大学大学協議会規程	【資料 3-3-1】と同じ
【資料 3-5-3】	四日市大学各種会議・委員会一覧	
【資料 3-5-4】	学校法人暁学園就業規則	【資料 3-1-2】と同じ
【資料 3-5-5】	四日市大学教職員研修規程	
【資料 3-5-6】	「高等教育コンソーシアムみえ」に関する協定書	
【資料 3-5-7】	三重県私立高等教育機関の包括的連携に関する協定書	
【資料 3-5-8】	「平成 27 年度コンソーシアムみえ SD 研修」の配布資料	
【資料 3-5-9】	「平成 27 年度四日市大学公的研究費の管理・監査、及び研究活動の不正行為への対応等のガイドライン対応研修」の配布資料	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	平成 29 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 3-6-2】	平成 29 年度予算編成方針	
【資料 3-6-3】	第 6 次暁学園中期経営計画(平成 25～29 年度)資金収支予算及び消費収支予算	
【資料 3-6-4】	暁学園の財政改善計画について	
【資料 3-6-5】	平成 28 年度暁学園財政評価検討委員会議事録	
【資料 3-6-6】	四日市大学研究機構規程 第 2 条、第 3 条	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	平成 29 年度予算編成方針	【資料 3-6-2】と同じ
【資料 3-7-2】	学校法人暁学園経理規程	【資料 3-1-3】と同じ
【資料 3-7-3】	学校法人暁学園資金運用規程	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-7-4】	学校法人暁学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	四日市大学学則 第 1 条の 2	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	四日市大学自己点検・評価に関する実施要項 第 1 条、第 2 条、第 3 条	
【資料 4-1-3】	四日市大学自己点検・評価委員会に関する規程 第 2 条、第 5 条	
【資料 4-1-4】	「四日市大学の概要 ’ 95 自己点検・評価報告書」における「14 の評価項目」	
【資料 4-1-5】	「四日市大学自己点検・評価報告書（平成 22（2010）年 3 月）」における「11 の評価基準」	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	四日市大学自己点検評価委員会に関する規程 第 2 条、第 5 条、第 6 条	【資料 4-1-3】と同じ
【資料 4-2-2】	四日市大学ホームページ （大学案内＞四日市大学について＞情報公開 自己点検・評価報告書）	【資料 3-1-17】と同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	四日市大学自己点検・評価に関する実施要項 第 5 条	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 4-3-2】	四日市大学自己点検・評価委員会に関する規程 第 5 条	【資料 4-1-3】と同じ

基準 A. 社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 社会連携に関する方針が明確化され、推進体制が構築されていること		
【資料 A-1-1】	四日市大学設置認可申請書（設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由 2. (2) 本学における大学構想の実現）	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 A-1-2】	四日市大学社会連携センター規程 第 2 条	
【資料 A-1-3】	学長声明「本学の使命に基づく社会連携の推進について」	
【資料 A-1-4】	四日市大学「地／知の拠点」運営協議会設置要綱・学外協議員名簿	
【資料 A-1-5】	平成 26 年度「地（知）の拠点整備事業」選定取組	
【資料 A-1-6】	四日市大学社会連携報告書（平成 25～27 年度）	
【資料 A-1-7】	「高等教育コンソーシアムみえ」に関する協定書	【資料 3-5-6】と同じ
【資料 A-1-8】	四日市大学運営協議会設置要綱	【資料 3-1-10】と同じ
【資料 A-1-9】	地域貢献事業推進に関する協定書	
【資料 A-1-10】	災害時における四日市大学の支援協力に関する協定	
【資料 A-1-11】	四日市市と四日市大学との連携に関する協定書	
【資料 A-1-12】	いなべ市と四日市大学との包括連携に関する協定書	
A-2. 地域と連携した教育・研究・社会活動が推進されていること		
【資料 A-2-1】	地（知）の拠点整備事業 自己点検・評価報告書 外部評価報告書（平成 26、27、28(案)年度版）	
【資料 A-2-2】	四日市大学地（知）の拠点整備事業報告書（平成 26、27 年度版）	
【資料 A-2-3】	四日市大学社会連携報告書（平成 25～27 年度版）	【資料 A-1-6】と同じ
【資料 A-2-4】	四日市大学平成 29 年度地域志向科目	
【資料 A-2-5】	四日市大学協創ラボリスト（平成 26～28 年度）	
【資料 A-2-6】	ボランティアセンター活動状況（平成 26～28 年度）	

四日市大学

【資料 A-2-7】	四日市大学生のボランティア活動のインパクト調査の結果とその分析（2017 年 3 月）	
【資料 A-2-8】	わかもの学会報告書（平成 26～28 年度）	
【資料 A-2-9】	四日市大学研究機構規程 第 4 条	【資料 3-6-6】と同じ
【資料 A-2-10】	四日市大学講座① 四日市大学・四日市学研究会発行	
【資料 A-2-11】	四日市市と四日市大学との連携に関する協定書	【資料 A-1-11】と同じ
【資料 A-2-12】	「夏のエコフェア 2016」チラシ	
【資料 A-2-13】	地域連携フォーラム報告書（平成 27、28 年度）	
A-3. 大学が持っている物的・人的資源を地域に提供していること		
【資料 A-3-1】	四日市大学施設等管理規程 第 3 条	【資料 2-9-1】と同じ
【資料 A-3-2】	四日市大学社会連携報告書（平成 25～27 年度版）	【資料 A-1-6】と同じ
【資料 A-3-3】	地（知）の拠点整備事業自己点検・評価報告書 外部評価報告書（平成 26、27 年度版）	【資料 A-2-1】と同じ
【資料 A-3-4】	四日市大学地（知）の拠点整備事業報告書（平成 26 年度版）	【資料 A-2-2】と同じ
【資料 A-3-5】	四日市大学生涯学習講座コミュニティカレッジパンフレット	
【資料 A-3-6】	まちなか大学院講座「江戸時代の数学文化を学ぶ」、新聞記事（中日新聞）	
【資料 A-3-7】	ボランティアセンター活動状況（平成 26～28 年度）	【資料 A-2-6】と同じ
【資料 A-3-8】	2017 年度社会人入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 A-3-9】	平成 29 年度科目等履修生募集要項	
【資料 A-3-10】	平成 29 年度聴講生募集要項	
【資料 A-3-11】	平成 29 年度研究生募集要項	
【資料 A-3-12】	平成 29 年度履修証明プログラム受講生応募要項	
【資料 A-3-13】	四日市大学履修証明プログラム 一覧	
【資料 A-3-14】	電子顕微鏡関連企画 実施一覧	
【資料 A-3-15】	地域連携プロジェクト・ボランティア対応パンフレット	
【資料 A-3-16】	地域連携プロジェクト学内対応マニュアル（学外からの依頼に関するフローチャート）	
【資料 A-3-17】	2016 年度留学生地域交流 実施一覧	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。